# １　監査の請求

## １　大阪府職員措置請求書の提出

令和３年６月25日

## ２　請求人

　　　略

## ３　請求の要旨

請求人は、次の(1)から(20)までに掲げる返還請求権の行使を大阪府知事に対して勧告するよう求めた。

(1)　大阪府議会議員山田けんた氏に対する政務活動費38,876円の返還請求権

(2)　大阪府議会議員野々上愛氏に対する政務活動費25,800円の返還請求権

(3)　大阪府議会議員内海公仁氏に対する政務活動費152円の返還請求権

(4)　自由民主党・無所属大阪府議会議員団に対する政務活動費83,968円の返還請求権

(5)　大阪府議会議員徳永愼市氏に対する政務活動費27,943円の返還請求権

(6)　大阪府議会議員奥田悦雄氏に対する政務活動費5,000円の返還請求権

(7)　大阪府議会議員原田亮氏に対する政務活動費11,916円の返還請求権

(8)　大阪府議会議員うらべ走馬氏に対する政務活動費200,000円の返還請求権

(9)　大阪府議会議員奥谷正実氏に対する、政務活動費が充当された、事務所仲介手数料及び広報費85,132円並びに資産形成性が認められる備品代相当額の返還請求権

(10)　大阪府議会議員中井もとき氏に対する政務活動費173,470円の返還請求権

(11)　大阪府議会議員奴井和幸氏に対する政務活動費2,500円の返還請求権

(12)　大阪府議会議員西村日加留氏に対する政務活動費2,000円の返還請求権

(13)　大阪府議会議員西川訓史氏に対する政務活動費271,486円の返還請求権

(14)　大阪府議会議員冨田忠泰氏に対する政務活動費275,348円の返還請求権

(15)　大阪府議会議員しかた松男氏に対する政務活動費69,468円の返還請求権

(16)　大阪府議会議員杉本太平氏に対する政務活動費5,000円の返還請求権

(17)　大阪府議会議員原田こうじ氏に対する政務活動費86,250円の返還請求権

(18)　大阪府議会議員塩川憲史氏に対する政務活動費188,325円の返還請求権

(19)　大阪府議会議員須田旭氏に対する政務活動費10,206円の返還請求権

(20)　大阪府議会議員西惠司氏に対する政務活動費13,362円の返還請求権

## ４　請求の原因

別紙１記載のとおり。

# 第２　請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

# 第３　監査の実施

## 　１　監査対象事項

令和元年度政務活動費交付金のうち、請求人が本件住民監査請求において摘示した違法・不当と主張する政務活動費に係る支出（51項目　別紙２記載のとおり）

## 　２　監査対象部局

大阪府議会事務局（以下「議会事務局」という。）

## 　３　請求人の陳述

令和３年７月８日付けで、請求人に対し、同月16日に法第242条第６項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設ける旨通知した。

令和３年７月16日付けで、請求人から請求人陳述を欠席する旨の連絡があったことから、請求人陳述は実施しなかったが、請求人は、同日付けで別紙３のとおり陳述書を提出した。

## ４　監査対象部局の陳述

監査対象部局である議会事務局は、令和３年７月15日付けで別紙４のとおり陳述書を提出するとともに、監査委員の求めにより同月26日付けで別紙５のとおり本件請求に係る見解を提出した。

## ５　実地監査

令和３年７月27日及び同月28日、監査委員事務局職員が議会事務局に対し監査を実施し、本件請求に係る議員から議長に提出された会計帳簿等の証拠書類の確認を行うとともに、政務活動費の概要等についての聞き取りを行った。

# 第４　監査の結果

## 　１　事実関係

議会事務局に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

### (1)　政務活動費の概要

ア　法の改正について

・　平成12年の法改正において、「調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と定められた。

・　平成24年の法改正において、名称が「政務活動費」とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられ、条例で定めなければならないものとして「充てることができる経費の範囲」が加えられた。

イ　根拠法令等

・　法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定されている。

・　同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定されている。

・　同条第16項において、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする」と規定されている。

・　大阪府では「大阪府政務活動費の交付に関する条例」（平成13年大阪府条例第61号。以下「条例」という。）及び「大阪府政務活動費の交付に関する規程」（平成13年大阪府議会規程第１号。以下「規程」という。）を制定し、政務活動費の交付に関して必要な事項を定めている。

・　条例第３条において、「議員の職務が、住民意思を代表し、政策を形成することであり、議会の役割が、知事その他の執行機関が行う施策の評価及び監視並びに政策の立案であることに鑑み、会派及び議員の職にある者には、政務活動費を交付する」と規定されている。

ウ　政務活動費執行にあたっての基本原則

「政務活動費の手引（2019年５月　大阪府議会）」（以下「手引」という。）において、別紙６のとおり、政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために、「必要性・妥当性の原則」、「証拠主義の原則」、「透明性の原則」の３原則を満たすものとされている。

エ　大阪府における現行制度

政務活動費に関する主な内容については次のとおりである。

(ア)　交付対象

会派及び議員（条例第３条）

(イ)　交付額（月額）

会派：59万円から当該会派が定めるその所属議員に対する政務活動費の月額を減じた額に当該所属議員の数（月の初日における所属議員数）を乗じて得た額（条例第４条）

議員：59万円を限度として会派が一律に定める額（条例第５条）

※会派に所属しない議員：49万円

(ウ)　交付方法

毎月交付（条例第９条）

(エ)　収支報告

支出項目別の金額及び主たる支出の内訳等を記載した収支報告書を会計帳簿等の写しとともに議長に提出しなければならない。（条例第10条）

※会計帳簿等（規程第５条）

・　会計帳簿

・　領収書（領収書が取得できない分は支払明細書の写し）

・　活動記録簿

・　事務所状況報告書

・　職員雇用状況報告書（地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の６の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）

(オ)　残余額の返還（条例第11条、規程第９条）

会派・議員は、その年度において交付を受けた額に残余がある場合は、納入通知書の発行された日から20日以内に返還しなければならない。

(カ)　議長の調査（条例第13条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書及び会計帳簿等の写しについて、必要な調査を行う。

### (2)　政務活動費の使途

ア　政務活動費を充当することができる経費

政務活動費に充てることができる経費の範囲について、条例第２条第１項は、「会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等府政の課題及び府民の意思を把握し、府政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費」と定め、会派及び議員に交付される政務活動に要する経費は、別紙７のとおりとされている（条例第２条第２項、条例別表第一、条例別表第二）。

イ　使途基準について

府議会においては、会派及び議員に交付する政務活動に要する経費に関する使途基準、使途基準の運用指針について、手引において、別紙８のとおり定めている。

ウ　政務活動費の充当が不適当な例

手引には、別紙９のとおり、政務活動費を充当ができない事例が掲載されている。

### (3)　会計帳簿への記載について

政務活動費は、会計帳簿に支払日で記載する方が、領収書（又は支払明細書）と一致するので整理・確認しやすいとして、原則として、支払いがなされた時点で計上することとしている。

年間一括払いのものについては、議員の任期中であれば、その効果が年度をまたがっている場合も、通常の処理と同様に支払いがなされた時点で計上することとしている。

### (4)　議会事務局における収支報告書及び会計帳簿等の確認

議会事務局では、条例第10条に基づき各会派の代表者及び議員から議長に提出された収支報告書及び会計帳簿等について、政務活動費の使途基準に沿った充当がなされているかどうかについて確認を行っている。確認の際には、条例第１条の２第１項で、「会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより府民に対する説明責任を果たさなければならない」と定められていることを踏まえ、使途が明確になっているかについても確認を行っている。

### (5)　領収書の取扱い

会計帳簿等のうち領収書について、手引には、「領収書には、日付、宛名、金額、品名等の表示、受取人名等の記載漏れが無いように注意してください」と記載されている。ただし、会合参加時など大量に集中して発行される場合などで宛名の記載が困難な場合で、領収書の記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。

また、レシート、クレジットカードの利用明細書、ＡＴＭから振り込んだ際に発行される利用明細書などは、領収書として取り扱われている。

### (6)　広報紙等への政務活動費の充当の考え方

具体的な按分基準の定めはないが、広報紙等に関して政務活動以外の内容が含まれる場合には、実態に応じて按分して政務活動費を充当することとされている。

なお、広報紙、報告書等に掲載されている議員の顔写真やプロフィールについては、下記判決を参考に、広報紙に掲載されたその他の記事の内容や、当該顔写真等に係る部分の広報紙全体に占める割合等に照らし、広報効果を上げるための工夫の範囲内と認められる場合には、当該広報紙の発行ないし配布行為は全体として、会派及び議員としての議会活動の基礎となる広聴広報活動との合理的関連性が認められる行為として運用されている。

【参考：令和２年10月30日大阪地方裁判所判決】

広報活動に係る費用が広聴広報費に含められているのは、「広報活動を通じて会派の掲げる政策やその実現状況等を広く知らせることが、府政に対する府民の意思や要望を把握する活動（広聴活動）の端緒・契機となり、会派の議会活動や政策形成等に資することになるからであると考えられる。そして広報活動が、そうした端緒・契機として機能するためには、会派の議会活動等の広報内容そのものに興味・関心を持ってもらうだけでなく、まずもって、広報活動が府民の目にとどまること（広報紙であればそれを手に取って、目を通してもらうこと）が必要であり、また、広報活動に接した府民において、会派やその所属議員に対して信頼感や親近感を抱き、府民の意思や要望を会派やその所属議員に伝えやすくなることがより好ましいといえる。そうすると、会派の発行する広報紙に、所属議員個人の写真やプロフィール、挨拶文等の議員個人の情報が掲載されていたとしても、広報紙に掲載されたその他の記事の内容や、当該顔写真等に係る部分の広報紙全体に占める割合等に照らし、その記載内容や体裁等が、広報活動として上記のような効果を上げるための工夫として評価できる限り、当該広報紙の発行ないし配布行為は全体として、会派としての議会活動の基礎となる広聴広報活動との合理的関連性が認められる行為であるといえる。（略）また、本件会派広報の内容をみると、いずれも（略）概ね４分の３以上を占めており、政治活動や後援会活動と見るべき記載も見当たらない。一方で、議員個人の顔写真や挨拶文、プロフィール等の議員個人の情報は、それらを合わせてもせいぜい４分の１程度の分量にとどまっている。これらによれば、本件会派広報の記載内容や体裁等は、いずれも、広聴広報活動としての上記のような効果を上げるための工夫として評価できる範囲のものである。」

### (7)　本件請求に係る会計帳簿等について

上記第３の５の実地監査により確認した、別紙２記載の計51項目に係る会派及び議員から議長に提出された会計帳簿等の内容は、次のとおりである。

ア　山田けんた議員

(ア)　Ａ－１（別紙２の整理番号を記載。以下同じ。）

・　令和元年10月分の会計帳簿には、10月７日付け、政策研究会・交流会参加費用として支出額3,000円、調査研究費の項目に3,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、連合大阪北河内地域協議会が発行した金額「3,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、ただし書に「政策研修会交流会参加費として」と記載されていた。また、「連合北河内政策研修会の開催について」という表題の案内が添付されており、参加費について、「3,000円（交流会出席者のみ）」と記載されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「北河内地域フォーラム議員団の方々との連携強化を図り、各行政区の政策状況について、説明、報告を聴取するために参加」と記載されていた。

(イ)　Ａ－２

・　令和元年５月分の会計帳簿には、５月26日付け、連合大阪「政策・政治フォーラム」会費として支出額10,000円、調査研究費の項目に10,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、連合大阪「政策・政治フォーラム」が発行した金額「10,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「連合大阪「政策・政治フォーラム」第５年度年会費として」と記載されていた。また、「「連合大阪政策・政治フォーラム」会費納入のお願い」、「連合大阪第29・30年度第５回政策委員会次第」、「連合大阪の政策活動」という表題の資料が添付されていた。

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月23日付け、連合大阪「政策・政治フォーラム」会費として支出額10,000円、調査研究費の項目に10,000円、連合大阪「政策・政治フォーラム」懇親会参加費として支出額3,000円、調査研究費の項目に3,000円、駐車場代（連合大阪「政策・政治フォーラム」懇親会参加）として支出額800円、調査研究費の項目に800円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、連合大阪政策・政治フォーラムが発行した金額「10,000円」、「3,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、ただし書にはそれぞれ「連合大阪「政策・政治フォーラム」第６年度年会費として」、「連合大阪「政策・政治フォーラム」第６回総会懇親会参加費として」と記載されていた。これらに加え、タイムズＣＩＴＹ ＰＬＡＺＡ大阪が発行した金額「800円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「学習会懇親会参加「なぜリベラルは負け続けるのか」」と記載されていた。また、「連合大阪政策・政治フォーラム第６回総会のご案内」、「連合大阪の政策活動」という表題の資料が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「連合大阪政策・政治フォーラムの参加諸施策について意見交換を行う」と記載されていた。

・　令和２年１月の会計帳簿には、１月６日付け、高速代11月分として支出額1,150円、調査研究費の項目に1,150円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、みずほマイレージクラブSuicaの利用明細が貼り付けされており、利用日11月23日「ＥＴＣ阪神高速（扇町→守口本線）」利用代金530円が明記され、用紙の余白に「連合大阪政策・政治フォーラム」と記載（手書き）されていた。

(ウ)　Ａ－３

・　令和元年８月の会計帳簿には、８月20日付け、駐車場代（大阪地裁見学）として支出額800円、調査研究費の項目に800円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、ブーブーパーク西天満法務局前第２が発行した金額「800円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「大阪地裁見学」と記載（手書き）されていた。

・　議会事務局に確認したところ、「大阪地裁見学」の具体的な内容については、①裁判について知見を深め、今後の府議会議員としての活動に活かしていくために行ったもの、②裁判所の建物・構造や来庁者の状況、その日の公判廷の件数や事件種別などにつき確認、その中の暴力事案と薬物事案の２件の刑事裁判につき、被害者・加害者双方の生の声を聴くことを目的に傍聴したもの、③当該議員はこの時の経験を基に、令和２年度には大阪府が関係する２件の裁判につき、傍聴や裁判記録の調査を行い、その後常任委員会での質問に繋げられたと説明があった。

(エ)　Ａ－４

・　令和元年10月分の会計帳簿には、10月19日付け、駐車場代（大阪知的障害者スポーツフェスタ招待）として支出額1,500円、会議費の項目に1,500円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、タイムズ24株式会社大阪市立長居公園地下が発行した金額「1,500円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「駐車場代　大阪知的障がい者スポーツ協会第38回スポーツフェスタ招待」と記載（手書き）されていた。また、「「第38回スポーツフェスタ2019大阪」大会開催について（ご案内）」という表題の案内が添付されていた。

(オ)　Ａ－５

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月２日付け、駐車場代（陽だまりの会地域ふれあい祭り視察）として支出額1,000円、調査研究費の項目に1,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、APパーク同心が発行した金額「1,000円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「陽だまり地域ふれあい祭り視察」と記載（手書き）されていた。また、「地域ふれあい祭」の案内（チラシ）が添付されていた。

・　なお、後記(8)アのとおり、当該支出分については、令和３年７月30日付けで、政務活動費収支報告書の訂正が行われた（後述）。

(カ)　Ａ－６

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月23日付け、連合大阪北河内地域協議会（活動報告及び交流会参加費）として支出額3,000円、調査研究費の項目に3,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、連合大阪北河内地域協議会が発行した金額「3,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、ただし書に「合同交流会参加費として」と記載されていた。また、「連合北河内・北河内労福協との合同慰労交流会ご案内について」という表題の案内が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「活動報告及び交流会」、その内容、結果等については「１．次世代の働き方・これからの働き方　２．男女平等月間　３．労働相談ホットラインの取り組み　４．政策セミナーの開催　５．北方領土の日　祈念府民大会、これからの活動を今後の政策の役立て、取り組んでいく。」と記載されていた。

(キ)　Ａ－７

・　令和元年10月分の会計帳簿には、10月25日付け、事務所移転通知はがき代1000枚として支出額63,000円、広聴広報費の項目に63,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「63,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「事務所移転通知ハガキ代」と記載（手書き）されていた。

・　令和元年11月の会計帳簿には、11月５日付け、事務所移転通知はがき代150枚として支出額9,450円、広聴広報費の項目に9,450円、同月６日付け、同はがき代200枚として支出額12,600円、広聴広報費の項目に12,600円、同月12日付け、同はがき代20枚として支出額1,260円、広聴広報費の項目に1,260円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「9,450円」、「12,600円」及び「1,260円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「事務所移転通知ハガキ代」と記載（手書き）されていた。また、「事務所移転のお知らせ」という表題のはがきの印刷面が添付されており、表題の下部に、「こちらは先日、初めての大阪府議会常任委員会での質問を行い、災害対策の徹底等を強く訴えてまいりました。府政報告等につきましては改めて行わせていただきますので、その折はよろしくお願いいたします」「さて、ご連絡が遅くなりましたが10月より、事務所を移転しましたのでご連絡いたします。駅近くなのでぜひ一度遊びにきてください。まだまだ至りませんが、引き続きのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます」と、移転先事務所への来訪を促す主旨の内容が記載されていた。

(ク)　Ａ－８

・　令和元年５月分の会計帳簿には、５月18日付け、来客用お茶の購入費として支出額648円、事務費の項目に648円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「648円」のレシートが貼り付けされており、用紙の余白に「来客用お茶２L×６本」と記載（手書き）されていた。

・　令和元年７月の会計帳簿には、７月30日付け、来客用コーヒー購入として支出額894円、事務費の項目に894円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「894円」のレシートが貼り付けされており、用紙の余白に「来客用コーヒー900mℓ×12本」と記載（手書き）されていた。

・　令和元年10月の会計帳簿には、10月14日付け、来客用お茶代として支出額483円、事務費の項目に483円、来客用急須、湯飲み他として支出額3,060円、事務費の項目に3,060円、書類収納ボックスとして支出額2,703円、事務費の項目に2,703円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、それぞれ金額「483円」、「3,060円」、「2,703円」のレシートが貼り付けされており、用紙の余白に「来客お茶」、「来客用急須 湯呑み コーヒーポット ￥3,060」、「収納ボックス代（来客用急須 湯呑み等収納するため ￥2,703」と記載（手書き）されていた。

・　令和元年12月の会計帳簿には、12月29日付け、来客用お茶代として支出額483円、事務費の項目に483円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「483円」のレシートが貼り付けされており、用紙の余白に「来客用お茶代」と記載（手書き）されていた。

・　令和２年２月の会計帳簿には、２月１日付け、来客用コーヒー代として支出額1,032円、事務費の項目に1,032円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「1,032円」のレシートが貼り付けされており、用紙の余白に「来客用コーヒー」と記載（手書き）されていた。

・　本件支出とは異なるが、当該議員が令和元年度に提出した事務所状況報告書について確認したところ、所有区分「賃貸物件」、使用形態「専用事務所」にチェックが入っており、使用実態による按分率として、「ほぼ政務活動として使用しているが、たまに後援会の方が事務所に来られ、取次事項がある」という理由から、政務活動に当たる割合が10分の９であることを確認した。なお、令和元年度10月以降分として提出された同報告書についても、同様に按分率は10分の９であった。

イ　野々上愛議員

(ア)　Ｂ－１

・　令和元年６月の会計帳簿には、６月22日付け、参加費公共政策ラボセミナーとして支出額1,000円、研修費の項目に1,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、平松邦夫公共政策ラボが発行した金額「1,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、ただし書に「公共政策ラボセミナー参加費」と記載されていた。また、「大阪に未来はあるか！？吠える吉富有治！」という表題の資料が添付されていた。そして、資料表題の下部には、「公共政策ラボでは先のＷ選の結果を受けて、意気消沈の皆様に「希望の光を！」あてていただくために、フリージャーナリスト（吉富有治氏）を迎えて元気アップセミナーを開催します」と記載されていた。

(イ)　Ｂ－２

・　令和元年10月の会計帳簿には、10月８日付け、交通費駐車場代（大阪市東淀川区）みどりの大阪主催勉強会参加として支出額1,300円、研修費の項目に1,300円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、Ｄパーキング新大阪駅前第２が発行した金額「1,300円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「駐車場代（大阪市東淀川区）」、「東アジア女性と政治」、「みどりの大阪主催勉強会参加費」と記載（手書き）されていた。

(ウ)　Ｂ－３

・　令和元年10月の会計帳簿には、10月20日付け、交通費駐車場代（大阪市中央区）大阪市廃止分割対策チーム勉強会参加として支出額1,500円、調査研究費に1,500円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、セレパーク大手通２丁目が発行した金額「1,500円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白には、「大阪市廃止分割対策チーム勉強会駐車場代大阪市中央区」と記載（手書き）されていた。

・　なお、後記(8)イのとおり、当該支出分については、令和３年７月15日付けで、政務活動費収支報告書の訂正が行われた（後述）。

(エ)　Ｂ－４

・　令和元年11月の会計帳簿には、11月20日付け、管外研修自治体政策青年ネットワーク研修会参加費として支出額12,000円、研修費の項目に12,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、自治体政策青年ネットワークが発行した金額「12,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、ただし書に「ＪＩＳＳＥＮ　研修会参加費として」と記載されていた。また、「ＪＩＳＳＥＮ　～自治体政策成年ネットワーク～2019年度第３回（第38回）研修会開催案内」という表題の案内が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「各地の政策の取り組みから、大阪府が直面している課題についての検討を行う」と記載されていた。

(オ)　Ｂ－５

・　令和元年11月の会計帳簿には、11月23日付け、年会費連合大阪政策・政治フォーラムとして支出額10,000円、調査研究費の項目に10,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、連合大阪政策・政治フォーラムが発行した、金額「10,000円」の領収書が貼り付けされており、「連合大阪「政策・政治フォーラム」第６年度年会費として」と記載されていた。

ウ　内海公仁議員

(ア)　Ｃ－１

・　令和元年10月の会計帳簿には、10月22日付け、ガソリン代（単車）「カジノあかん！大阪集会」参加　事務所～エル大阪往復22.4kmとして支出額79円、調査研究費に79円と記載されていた。

・　支払明細書には、「カジノあかん！大阪集会参加 事務所～エル大阪往復22.4km」として金額「79円」のガソリン代と記載されていた。

(イ)　Ｃ－２

・　令和元年12月の会計帳簿には、12月６日付け、ガソリン代（単車）大阪革新懇講演会　事務所～ドーンセンター往復20.6kmとして支出額73円、調査研究費の項目に73円と記載されていた。

・　支払明細書には、「大阪革新懇講演会（斉藤貴男氏）　事務所～ドーンセンター往復20.6km」として金額「73円」のガソリン代と記載されていた。

・　「大阪革新懇　活動ニュース№23」によると、令和元年12月６日にドーンセンターで開催された「音楽と講演のゆうべ」には、約300名の参加者があった。

エ　自由民主党・無所属大阪府議会議員団

(ア)　Ｄ－１

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月27日付け、府議団ニュース　制作・印刷費用として支出額214,610円、広聴広報費の項目に214,610円と記載されていた。

・　領収書の代わりとして、ＳＴＵＤＩＯ　ＧＩＧＩが発行した金額「213,950円」の請求書が添付されていた。請求費用の内訳は、しかた松男議員、中井もとき議員、原田こうじ議員、うらべ走馬議員、須田旭議員、西村日加留議員、塩川憲史議員の計７名分のチラシ各5,000部の費用に加えてデザイン版下作成費であった。

・　上記金額213,950円と振込手数料660円を合計した引落合計金額214,610円の銀行振込明細が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「定例会議会報告」と記載されていた。

・　作成されたチラシ紙面の内容を確認したところ、表面上部には当該議員個人の顔写真、氏名が掲載され、中段以下に、高齢運転者の免許返納に関する府政の取組や要望内容、ＬＩＮＥを活用したいじめ相談に関する府の対応や要望内容が記載されていた。また、裏面上段にはＧ20サミットに関する報告として、ＳＤＧｓに関する取組や大阪の魅力発信、首脳宣言を採択した旨の記載があり、中段には、「第19期会派所属議員のご紹介」「総会議長には奴井和幸議員、幹事長には杉本太平議員、政務調査会長にはしかた松男議員が就任。また、第114代大阪府議会副議長に西恵司議員が就任されました」との記載に加え、16名の会派議員の顔写真、氏名、選挙区が掲載され、その下部には当該議員の顔写真、氏名、事務所住所が掲載されていた。表面上部及び裏面下部の当該議員の掲載欄以外は共通の内容であった。

(イ)　Ｄ－２

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月18日付け、府議団だより冬号・新年号　制作・印刷・新聞折込・ポスティング費用として支出額962,830円、広聴広報費の項目に962,830円と記載されていた。

・　領収書の代わりとして、株式会社中島弘文堂印刷所が発行した金額「481,250円」の請求書が２通添付されており、請求書の品名欄に「ヌイ様府議団だより」、「西恵司様府議団だより」と記載されていることを確認した。また、請求金額に振込手数料330円を合算した引落合計金額962,830円の銀行振込明細が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「代表質問、一般質問、常任委員会質問について」と記載されていた。

・　作成されたチラシのうち、西惠司議員分の紙面の内容を確認したところ、表面上段の一部に、顔写真、プロフィールが掲載され、中段以下には教育常任委員会でのブロック塀撤去に関する質問内容、私立学校耐震化の要望内容等の記載とともに、上半身の写真が１箇所、顔写真が記載文の見出しに３箇所掲載されていた。裏面は、共通の内容として、令和元年度９月定例府議会におけるしかた松男議員が行った代表質問の内容が記載されていた。

(ウ)　Ｄ－３

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月14日付け、府議団だより冬号　制作・印刷・新聞折込費用として支出額481,580円、広聴広報費の項目に481,580円と記載されていた。

・　領収書の代わりとして、株式会社中島弘文堂印刷所が発行した金額「481,250円」の請求書が添付されていた。また、請求金額に振込手数料330円を合計した引落合計金額481,580円の銀行振込明細が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「代表質問、一般質問、常任委員会質問について」と記載されていた。

・　作成されたチラシ紙面の内容を確認したところ、表面上段の一部に、顔写真、プロフィールが掲載され、中段以下には令和元年度10月４日府議会本会議における奥谷正実議員が行った一般質問の内容が記載されていた。また、要望内容３箇所には、顔写真と「奥谷議員」（吹き出し中）が掲載されていた。裏面は、上記１（イ）と同様であった。

(エ)　Ｄ－４

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月14日付け、府議団だより冬号　制作・印刷・新聞折込費用として支出額481,580円、広聴広報費の項目に481,580円と記載されていた。

・　領収書の代わりとして、株式会社中島弘文堂印刷所が発行した金額「481,250円」の請求書が添付されていた。また、請求金額に振込手数料330円を合計した引落合計金額481,580円の銀行振込明細が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「代表質問、一般質問、常任委員会質問について」と記載されていた。

・　作成されたチラシ紙面の内容を確認したところ、表面上段の一部に、顔写真、プロフィールが掲載され、中段以下には令和元年度警察常任委員会における冨田忠泰議員の質問内容の記載とともに、顔写真が１箇所掲載されていた。裏面は、上記（イ）と同様であった。

オ　徳永愼市議員

(ア)　Ｅ－１

・　令和元年７月分の会計帳簿には、７月29日付け、大阪府ＭＯＡ議員連盟年会費として支出額20,000円、調査研究費の項目に20,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、大阪府ＭＯＡ議員連盟が発行した金額「20,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「令和１年度大阪府ＭＯＡ議員連盟年会費として」と記載されていた。また、「令和元年度大阪府ＭＯＡ議員連盟総会及び懇親会開催ご案内」という表題の案内が添付されており、「大阪府ＭＯＡ議員連盟とＭＯＡ大阪が一堂に会し、本年の活動の確認と情報交換の場を持って親睦と結束を固めたいと存じます」が記載されていた。この他、参加者に他の府議会議員等の氏名が記載されていることを確認した。

(イ)　Ｅ－２

・　令和元年５月分の会計帳簿には、５月24日付け、大阪佼成議員懇話会年会費として支出額6,000円、調査研究費の項目に6,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、東成神路郵便局が発行した金額「6,000円」の振替払込請求書兼受領証が貼り付けされており、加入者名は「大阪佼成議員懇話会」、ご依頼人は「徳永愼市」となっていた。また、「大阪佼成議員懇話会「年会費納入」のお願い」という表題の依頼書が添付されていた。

(ウ)　Ｅ－３

・　令和元年５月分から９月分の会計帳簿には、補助職員３名の給与とその振込手数料について、次のとおり記載されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 内容 | 支出額 | 項目 | その他 |
| 5.30 | 補助職員給与（５月分） | 63,108円 | 人件費 | 按分１／２ |
| 5.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 5.30 | 補助職員給与（５月分） | 28,548円 | 按分１／２ |
| 5.30 | 上記振込手数料 | 216円 |  |
| 5.30 | 補助職員給与（５月分） | 72,000円 | 按分９／10 |
| 5.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 6.27 | 補助職員給与（６月分） | 70,120円 | 按分１／２ |
| 6.27 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 6.27 | 補助職員給与（６月分） | 30,888円 | 按分１／２ |
| 6.27 | 上記振込手数料 | 216円 |  |
| 6.27 | 補助職員給与（６月分） | 72,000円 | 按分９／10 |
| 6.27 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 7.31 | 補助職員給与（７月分） | 93,132円 | 按分１／２ |
| 7.31 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 7.31 | 補助職員給与（７月分） | 46,036円 | 按分１／２ |
| 7.31 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 7.31 | 補助職員給与（７月分） | 72,000円 | 按分９／10 |
| 7.31 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 8.30 | 補助職員給与（８月分） | 59,602円 | 按分１／２ |
| 8.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 8.30 | 補助職員給与（８月分） | 33,696円 | 按分１／２ |
| 8.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 8.30 | 補助職員給与（８月分） | 72,000円 | 按分９／10 |
| 8.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 9.30 | 補助職員給与（９月分） | 66,614円 | 按分１／２ |
| 9.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 9.30 | 補助職員給与（９月分） | 37,536円 | 按分１／２ |
| 9.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |
| 9.30 | 補助職員給与（９月分） | 54,000円 | 按分９／10 |
| 9.30 | 上記振込手数料 | 432円 |  |

・　令和元年度職員雇用状況報告書、銀行から各補助職員に給与を振り込んだ際の銀行利用明細及び領収書貼付用紙の余白への記載事項からすると、会計帳簿に記載された各補助職員の給与に係る支出額は本来の給与を按分した後の額であり、振込手数料の額は、当該按分した額から源泉徴収を行った後の額の当該銀行の所定の額であった。

カ　奥田悦雄議員

(ア)　Ｆ－１

・　令和元年７月分の会計帳簿には、７月27日付け、忠岡町婦人団体協議会、エイフボランタリーネットワーク記念式典及び懇親会参加費として支出額5,000円、調査研究費の項目に5,000円、その他（按分率等）に「限度額」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、忠岡町婦人団体協議会及びエイフボランタリーネットワークが連名で発行した金額「10,000円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「７／27日飲食を伴う限度額￥5,000計上（懇親会費として）」と記載（手書き）されていた。また、「記念式典について（ご案内）」及び「忠岡町婦人団体協議会創立70周年エイフボランタリーネットワーク創立65周年記念式典次第」が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「婦人団体協議会の今後の活動のための意見交換に参加」、その内容、結果等については「終戦直後の荒れ果てた町を今の忠岡町に至るまでの、道のりや苦難　今後の要望等を聴取する」「ここでの説明や意見・要望等を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されている。

キ　原田亮議員

(ア)　Ｇ－１

・　令和元年５月分の会計帳簿には、５月１日付け、前払費用大阪府看護連盟2019年度賛助会費２/25支払として支出額916円、調査研究費の項目に916円、その他（按分率等）に「11/12」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、大阪府看護連盟が発行した金額「1,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「2019年度賛助会費」と記載されていた。また、用紙の余白に「前払い費用として￥1,000×11/12=￥916※按分1/12は、２月25日計上済」と記載（手書き）されていた。

(イ)　Ｇ－２

・　令和元年７月分の会計帳簿には、７月10日付け、近畿警察官箕面地区友の会年会費として支出額6,000円、調査研究費の項目に6,000円、その他（按分率等）に「活動記録簿」、同日付け、近畿警察官箕面地区友の会懇親会会費として支出額5,000円、調査研究費の項目に5,000円、その他（按分率等）に「限度額・活動記録簿」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、近畿警察官箕面地区友の会が発行した金額「6,000円」及び金額「6,000円」の領収書が貼り付けされており、それぞれただし書に「近畿警察官箕面地区友の会の年会費として（令和元年度分）」、「近畿警察官箕面地区友の会の懇親会会費として」と記載されており、用紙の余白に「活動記録簿限度額￥5,000」と記載されていた。また、「近畿警察官箕面地区友の会　総会開催のご案内」と題する文書に「19：30から出席」と記載（手書き）の上、添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「意見交換、情報収集」、その内容、結果等については「箕面市におけるさまざまな情報収集及び現状把握をして、安心・安全な街づくりの構築に向け、関係者との意見交換等を行った」「ここでの意見要望等を基に今後の議員、議会活動に活かす」と記載されていた。

ク　うらべ走馬議員

(ア)　Ｈ－１

・　令和元年５月分の会計帳簿には、５月20日付け、倉庫使用料（６月分）として支出額20,000円、事務所費の項目に20,000円、その他（按分率等）に「10/10」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「20,000円」の銀行利用明細書が貼り付けされており、用紙の余白に「倉庫借料（６月分）￥20,000-」と記載（手書き）されていた。

・　以降、令和元年６月から令和２年２月までの会計帳簿に、６月21日付け倉庫使用料（７月分）、７月24日付け倉庫使用料（８月分）、８月23日付け倉庫使用料（９月分）、９月24日付け倉庫使用料（10月分）、11月６日付け倉庫使用料（11月分）、11月25日付け倉庫使用料（12月分）、12月18日付け倉庫使用料（１月分）、１月21日付け倉庫使用料（２月分）、２月26日付け倉庫使用料（３月分）として、それぞれ支出額20,000円、事務所費の項目に20,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙についても、それぞれ５月分と同様の記載があった。

・　また、「令和元年度事務所状況報告書」、「令和元年度事務所状況報告書（10月～）」及び「令和元年度事務所状況報告書（書類倉庫）」が添付されており、事務所分については、所有区分「賃貸物件」、使用形態「専用事務所」、使用実態による按分率として政務活動に当たる割合が10分の９であることを確認、倉庫分については、所有区分「賃貸物件」、使用形態「専用倉庫」、使用実態による按分率として政務活動に当たる割合が10分の10であることを確認した。なお、賃貸物件の延べ床面積は、事務所分が「61.65㎡」、倉庫分が「45㎡」であった。

ケ　奥谷正実議員

(ア)　Ｉ－１

・　令和元年７月分の会計帳簿には、７月24日付け、事務所備品代（机・いす・テーブル等）費用として支出額419,922円、事務費の項目に419,922円、その他（按分率等）に「９/10」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、オフィスコム株式会社発行の金額「466,580円」の領収書が添付されており、ただし書に「オフィス家具代として」と記載されていた。用紙の余白に「事務所備品代（机、いす、テーブル等）￥466,580×按分9/10＝￥419,922」と記載（手書き）されていた。また、購入明細が記載されている請求書が添付されており、購入した備品の内容は次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） |
| スチールデスク | ２台 | 49,100 | 98,200 |
| メッシュバックチェア | ２脚 | 6,980 | 13,960 |
| チャットチェア | ６脚 | 3,980 | 23,880 |
| 会議テーブル | １台 | 64,000 | 64,000 |
| キャビネット | １台 | 59,300 | 59,300 |
| キャビネット | １台 | 49,100 | 49,100 |
| ベース | ２台 | 5,280 | 10,560 |
| シューズラック | １台 | 9,900 | 9,900 |
| ハイカウンター | ２台 | 44,900 | 89,800 |
| ホワイトボード | １台 | 19,900 | 19,900 |
| （値引き） | １式 | △6,581 | △6,581 |
| 税抜金額 | 432,019 |
| 消費税（８％） | 34,561 |
| 総額 | 466,580 |

(イ)　Ｉ－２

・　令和元年７月分の会計帳簿には、７月27日付け、事務所仲介手数料として支出額90,000円、事務所費の項目に90,000円、その他（按分率等）に「９/10」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「100,000円」の銀行利用明細書が添付されていた。用紙の余白に「事務所仲介手数料 ￥100000×按分９/10＝￥90000-」と記載（手書き）されていた。また、有限会社三福商事が発行した仲介手数料の請求書が添付されており、ただし書の一部に「契約期間令和元年（2019年）７月21日から令和11年（2029年）７月20日迄の10年間、契約締結に基づく仲介手数料として」と記載されていた。

(ウ)　Ｉ－３

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月10日付け、府議会だより冬号印刷代（100,000部）費用として支出額333,234円、広聴広報費の項目に333,234円、その他（按分率等）に「府議団負担分437,500」と記載されていた。

・　領収書の代わりとして、株式会社中島弘文堂印刷所が発行した金額「333,234円」の請求書が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府議会での活動内容を市民に周知し、意見や要望を聴取する」と記載されていた。

・　当該「府議会だより」紙面については、前記エ（ウ）に記載のとおりである。

コ　中井もとき議員

(ア)　Ｊ－１

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月23日付け、中井もときニュース印刷代117,600部として支出額324,324円、広聴広報費の項目に324,324円、同日付け、上記振込手数料として支出額440円、広聴広報費の項目に440円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、ＳＴＵＤＩＯ　ＧＩＧＩが発行した金額「324,324円」の請求書が貼り付けされていた。また、金額440円の振込手数料が記載された銀行利用明細票が貼り付けされており、用紙の余白に「中井もときニュース印刷代」と記載（手書き）されていた。

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月６日付け、中井もときニュース折込代（12月折込分）117,600部として支出額368,676円、広聴広報費の項目に368,676円、同日付け、上記振込手数料として支出額440円、広聴広報費の項目に440円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、株式会社産経アドスが発行した金額「368,676円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「2019年12月15日付新聞折込料として」と記載されていた。また、金額「440円」の振込手数料が記載された銀行利用明細票が貼り付けされていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「これまでの活動報告を行うとともに、意見・要望等を聴取するため」と記載されていた。

・　当該「中井もときニュース（府議団ニュース）」紙面については、前記エ（ア）に記載のとおりである。

サ　奴井和幸議員

(ア)　Ｋ－１

・　令和元年９月分の会計帳簿には、９月11日付け、岡下政経研究会勉強会会費として支出額2,500円、会議費の項目に2,500円、その他（按分率等）に「１/２」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、岡下政経研究会が発行した金額「5,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「第８回勉強会会費」と記載があり、用紙の余白に「（会場名ホテル・アゴーラ・リージェンシー堺）会議費１/２ 2,500円」と記載（手書き）されていた。また、「衆議院議員岡下昌平第８回勉強会のご案内（カレーの会）」という表題の資料が添付されていた。

・　「衆議院議員岡下昌平第８回勉強会のご案内（カレーの会）」には、衆議院議員岡下昌平氏の写真に加え、挨拶文中に「私は「自民党クルーズ船観光振興議員連盟」事務局長を仰せつかり、全国の港湾施設整備や堺泉州地域にクルーズ客船を誘致する取り組みを更に加速させ、地方創生につなげていきたいと努力邁進しているところです」と記載されていた。その他、日時場所、会費、講師が元衆議院議長伊吹文明氏（写真あり）であることは確認できるものの、具体的な講演内容は記載されていなかった。

シ　西村日加留議員

(ア)　Ｌ―１

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月25日付け、日本会議地方議員連盟研修費として支出額2,000円、会議費の項目に2,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本会議地方議員連盟が発行した金額「2,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「研修費として」と記載があり、用紙の余白に「日本会議地方議員連盟研修費」と記載（手書き）されていた。また、「日本会議近畿議連設立総会のご案内」という表題の資料が添付されており、「設立総会」、「記念講演」、「懇親会」のうち、「設立総会」のみに丸囲みのうえ、「次の予定がありますので申し訳ありませんが総会の途中で退席させていただきます」と記載（手書き）されていた。

・　「日本会議近畿議連設立総会のご案内」の挨拶文中に「本臨時国会にて憲法審査会は開催される方向で調整中とのことです。本会では来年以降の国民投票に向けての「国民投票連絡会議」設立強化のために全国のブロックで議連設立を目指しています」と記載がある他、講師が衆議院議員下村博文氏、演題「一身独立、一国独立」であることを確認した。

ス　西川訓史議員

(ア)　Ｍ－１

・　令和元年８月分の会計帳簿には、８月８日付け、府政報告第34号郵送料として支出額459,294円、広聴広報費の項目に459,294円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社発行の金額459,294円の領収書が添付されており、用紙の余白に「府政報告郵送代第34号府政報告」と記載されていた。

・　令和元年９月分の会計帳簿には、９月５日付け、府政報告第34号折込代(８月９日朝刊)として支出額356,638円、広聴広報費の項目に356,638円、同月18日付け、府政報告第34号(100,000)・封筒(5,000)として支出額739,260円、広聴広報費の項目に739,260円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、株式会社産経アドス発行の金額「356,530円」の領収書が添付されており、ただし書に「８/９付　新聞折込料として」と記載されていた。また、金額「108円」の振込手数料が記載された銀行の利用明細票が添付されており、用紙の余白に「府政報告新聞折込代　第34号府政報告　356,530円＋108円＝356,638円」と記載されていた。加えて、髙田紙器株式会社発行の金額「739,260円」の領収書が添付されており、用紙の余白に「第34号府政報告印刷・校正、封筒代　739,260円」と記載されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府政報告書を作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていた。

・　送付した当該府政報告書は計４頁で構成されており、紙面の内容を確認したところ、１頁目上段には、西川訓史議員のスローガン、個人の氏名・写真・似顔絵、自民党ＨＰのＵＲＬ等が掲載され、下段及び次頁以降には、「都市整備部門の要望内容（2019年度八尾市の大阪府に対する要望）」、「幼稚園・保育所・認定こども園無償化の概要」等が、４頁目下段に事務所所在地、プロフィールが記載されていた。また、封筒の宛名面にも、西川訓史議員のスローガン、似顔絵、自民党ＨＰのＵＲＬ等が記載されていた。

セ　冨田忠泰議員

(ア)　Ｎ－１

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月23日付け、連合大阪政策・政治フォーラム年会費として支出額10,000円、調査研究費の項目に10,000円、同日付け、連合大阪政策・政治フォーラム第６回総会・懇親会参加費として支出額1,500円、調査研究費の項目に1,500円、その他（按分率）に「１/２」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、連合大阪政策・政治フォーラムが発行した金額「10,000円」及び金額「3,000円」の領収書が貼り付けされており、それぞれただし書に、「連合大阪「政策・政治フォーラム」第６年度年会費として」、「「連合大阪政策・政治フォーラム」第６回総会懇親会参加費として」と記載されていた。

(イ)　Ｎ－２

・　令和元年６月分の会計帳簿には、６月４日付け、長３封筒テープ加工3000枚（府政報告郵送用）として支出額41,472円、広聴広報費の項目に41,472円、同月10日付け、府政報告郵送代（レターパックライト１枚）として支出額360円、広聴広報費の項目に360円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、やまと印刷株式会社が発行した金額「41,472円」の領収書、日本郵便株式会社が発行した金額「360円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、用紙の余白にはそれぞれ、「長３封筒テープ加工3,000枚（府政報告郵送用）」、「府政報告郵送代レターパック１通」と記載（手書き）されていた。

・　令和元年７月分の会計帳簿には、７月１日付け、府政報告郵送代（3,604通）として支出額260,288円、広聴広報費の項目に260,288円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「260,288円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「府政報告3,604通郵送代」と記載（手書き）されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「大阪府政に関する取り組みを府民に周知するために、今までに作成した府政報告の残分を旭区民に送付。今までの取り組みを周知し、今後の取り組みについてのご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていた。

・　送付された府政報告（平成30年新春号）は計４頁で構成されており、紙面の内容を確認したところ、１頁目上段には、顔写真、氏名、事務所連絡先等が掲載され、以下には、新年の挨拶文が掲載されていた。２頁目から３頁目には、商工労働常任委員会質疑要旨が掲載され、２頁目下段左側には「商店街の活性化に本気で取り組むべきと、府の取り組み姿勢をただす」という一文とともに上半身の写真が掲載されていた。４頁目上・中段には旭区民センターでの府政報告会等、写真を用いた各種報告内容が掲載され、下段には挨拶文、顔写真及び氏名が掲載されていた。

・　送付された府政報告（平成30年春号）は計４頁で構成されており、紙面の内容を確認したところ、１頁目上・中段には主に氏名、顔写真及びプロフィールが、下段には、挨拶文及び事務所連絡先等が掲載されていた。２頁目から４頁目には、２月定例会での質疑要旨が掲載され、加えて、３頁目下段には議場での写真、４頁目下段には挨拶文、顔写真及び氏名が掲載されていた。

(ウ)　Ｎ－３

・　令和２年３月分の会計帳簿には、３月６日付け、府議団だより郵送料（レターパックプラス１通）として支出額520円、広聴広報費の項目に520円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「520円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「府議団だより郵送料（レターパックプラス×１）」と記載（手書き）されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府議団だよりをご要望頂いた府民に送付することで、大阪府政の状況を府民に周知するとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていた。

(エ)　Ｎ－４

・　令和２年３月分の会計帳簿には、３月18日付け、府政報告郵送代（3,785通＋ゆうパック１通）として支出額278,238円、広聴広報費の項目に278,238円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「278,238円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「府政報告郵送代（3,785通＋ゆうパック）」と記載（手書き）されていた。また、278,238円の内、690円がゆうパックに係る金額であった。

(オ)　Ｎ－５

・　令和元年10月分の会計帳簿には、10月11日付け、府政報告郵送代（まとめて１通で郵送）として支出額710円、広聴広報費の項目に710円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「710円」の領収書が添付されており、用紙の余白に「府政報告送料（まとめて１通）」と記載（手書き）されていた。なお、本件710円の内訳は、第１種定型外郵便１通の料金であることを確認した。

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月６日付け、84円切手５枚（府政報告郵送用）として支出額420円、広聴広報費の項目に420円、同月14日付け、府政報告郵送代（１通）として支出額374円、広聴広報費の項目に374円、同月19日付け、84円切手２枚（府政報告郵送用）として支出額168円、広聴広報費の項目に168円、同月21日付け、10円切手１枚（府政報告郵送用）として支出額10円、広聴広報費の項目に10円、84円切手30枚（府政報告郵送用）として支出額2,520円、広聴広報費の項目に2,520円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「420円」、金額「374円」、金額「168円」、金額「10円」、金額「2,520円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白には、「府政報告郵送用切手84円×５枚」、「府政報告送料（１通）」、「府政報告郵送用切手（84円×２）」、「府政報告郵送用切手（10円×１）※郵送料値上がり対応分」、「府政報告郵送用切手（84円×30）」と記載（手書き）されていた。なお、本件374円の内訳は、第１種定形郵便１通（速達）の料金であることを確認した。

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月６日付け、府政報告郵送代（スマートレター14通、レターパックライト１通）として支出額2,890円、広聴広報費の項目に2,890円、同月16日付け、府政報告郵送代（スマートレター１通）として支出額180円、広聴広報費の項目に180円、同月17日付け、府政報告郵送代（ご要望があり速達で１通）として支出額374円、広聴広報費の項目に374円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「2,890円」、金額「180円」、金額「374円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白には、「府政報告送料（スマートレター180円×14、レターパックライト370円×１）」、「府政報告送料スマートレター１枚」、「府政報告送料ご要望があり速達で１通」と記載（手書き）されていた。なお、本件374円の内訳は、第１種定形郵便１通（速達）の料金であることを確認した。

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月８日付け、10円切手１枚（府政報告郵送用）として支出額10円、広聴広報費の項目に10円、同月14日付け、府政報告郵送代（ご要望があり速達で１通）として支出額374円、広聴広報費の項目に374円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「10円」、金額「374円」の領収書が貼り付けされており、金額「10円」分については、用紙の余白に「府政報告郵送用切手※郵送料値上がり対応分」と記載（手書き）されていた。なお、本件374円の内訳は、第１種定形郵便１通（速達）の料金であることを確認した。

・　令和２年２月分の会計帳簿には、２月３日付け、府政報告郵送代（スマートレター１通）として支出額180円、広聴広報費の項目に180円、同月７日付け、84円切手１枚（府政報告郵送用）として支出額84円、広聴広報費の項目に84円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「180円」、金額「84円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白には、「府政報告送料（スマートレター１枚）」、「府政報告郵送用切手（84円×１）」と記載（手書き）されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府政報告をご要望頂いた府民に送付することで、大阪府政の状況を府民に周知するとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていた。

(カ)　Ｎ－６

・　令和２年３月の会計帳簿には、３月16日付け、長３封筒区内特別テープ付5,000枚（府政報告郵送用）として支出額64,900円、広聴広報費の項目に64,900円、長３封筒区内特別テープなし3,000枚（府政報告郵送用）として支出額31,020円、広聴広報費の項目に31,020円、同月18日付け、府政報告郵送代（3,785通＋ゆうパック１通）として支出額278,238円、広聴広報費の項目に278,238円、府政報告デザイン料、印刷代（Ａ３二つ折り）65,000枚、新聞折込代18,800枚、ポスティング代37,200枚、ＤＭ折代4,000枚（現物、請求書貼付）として支出額742,280円、広聴広報費の項目に742,280円、府政報告作成・折込・ポスティング代の振込手数料として支出額110円、人件費の項目に110円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、やまと印刷株式会社が発行した金額「64,900円」及び金額「31,020円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「長３封筒テープ付5,000枚」、「長３封筒テープ無し3,000枚」と記載があり、用紙の余白にそれぞれ「府政報告郵送用」と記載（手書き）されていた。併せて封筒サンプルの写しが添付されていた。また、日本郵便株式会社が発行した金額「278,238円」の領収書が貼り付けされており、用紙の余白に「府政報告郵送代（3,785通＋ゆうパック）」と記載(手書き)されていた。この他、株式会社中島弘文堂印刷所が発行した金額「742,280円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「府政報告印刷代として」と記載されていた。また、印刷代を送金した際の、金額「110円」の振込手数料が記載された銀行利用明細票が貼り付けされており、用紙の余白に「府政報告作成・折込・ポスティング代の振込手数料」と記載（手書き）されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府政報告を作成し、大阪府政の状況について府民への周知を図るとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていた。

・　送付された府政報告は計４頁で構成されており、紙面を確認したところ、１頁目には顔写真、氏名、プロフィール及び挨拶文が掲載されていた。２頁目は「復興の釜石市へ」、「太子橋交番が建替わりました」と題し、それぞれ活動報告が写真と併せて掲載されていた。３頁目には、「大阪府と旭区における犯罪発生状況」、下段には上半身の写真及び「防犯速報」と題したイラストが掲載されていた。４頁目には、「新型コロナウイルスへの対応について」と題した報告文が掲載されており、中段には「備蓄マスク30万枚の放出が決定」と題し、要望に関する報告文等が掲載されていた。

(キ)　Ｎ－７

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月19日付け、府議団だより印刷代（個人の政務活動費負担分）として支出額53,394円、広聴広報費の項目に53,394円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、株式会社中島弘文堂印刷所が発行した金額「53,394円」の請求書が貼り付けされていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「大阪府政の状況について府民への周知を図るとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていた。

・　当該「大阪府議団だより」紙面については、前記エ（イ）に記載のとおりである。

ソ　しかた松男議員

(ア)　Ｏ－１

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月１日付け、城東区東中浜地域活動協議会・餅つき大会・駐車代として支出額600円、会議費の項目に600円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、ОｎｅＰａｒｋ東中浜５丁目が発行した金額「600円」の領収書と「東中浜餅つき大会のお知らせ」という表題の案内文が貼り付けされていた。案内文の送付元は「東中浜地域活動協議会会長」であり、本文に「さて、毎年恒例となりました「餅つき大会」を下記の内容で予定しております。つきましては皆様、お誘い合わせの上、ぜひご参加くださいますようご案内申し上げます」「日時　12月１日（日曜日）午前９時～12時、場所　東中浜小学校校庭（小雨決行）」と記載されていた。

(イ)　Ｏ－２

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月12日付け、ＭＯＡ京橋・新年感謝祭に参加・駐車代として支出額600円、会議費の項目に600円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、ＧＳパーク桜ノ宮が発行した金額「600円」の領収書と「「新年感謝祭」ご案内」という表題の案内文が貼り付けされていた。案内文には、「平素はＭＯＡ活動に深いご理解とご協力を賜り、統合医療の推進も、国会で審議され、法制化に向けて大きな進展が許されつつあります」「府議会・市議会の先生より、新春のお祝いのお言葉を賜りたく、ご案内させていただきます」と記載されていた。

(ウ)　Ｏ－３

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月21日付け、自由民主党・しかた松男ニュース・折り込み代として支出額144,117円、広聴広報費の項目に144,117円、その他（按分率等）に「活動記録簿」、同日付け、自由民主党・しかた松男ニュース・印刷代・46,500枚として支出額121,935円、広聴広報費の項目に121,935円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「143,897円　振込手数料220円」の銀行利用明細書、株式会社産経アドスが発行した「143,897円」の請求書、「金額121,385円　振込手数料550円」の銀行利用明細書及びＳＴＵＤＩＯ　ＧＩＧＩが発行した金額「121,385円」の請求書が貼り付けされていた。

・　当該「しかた松男ニュース（大阪府議団ニュース）」紙面については、前記エ（ア）に記載のとおりである。

(エ)　Ｏ－４

・　令和元年５月分の会計帳簿には、５月22日付け、ボトルウォーター12リットル１本として支出額1,350円、事務費の項目に1,350円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、株式会社ダイキチボトルドウォーターが発行した金額「1,350円」の納品書兼領収書が貼り付けされていた。

・　以降、６月19日付け、７月17日付け、９月11日付け、10月２日付け、11月６日付け、12月11日付け、１月29日付け、２月26日付けとして、それぞれボトルウォーターとして支出額1,350円、事務費の項目に1,350円と記載され、各月ごとの領収書貼付用紙には、同様に株式会社ダイキチボトルドウォーターが発行した「1,350円」の納品書兼領収書が貼り付けされていた。

・　令和元年８月分の会計帳簿には、８月７日付け、ボトルウォーター保守レンタル一年分として支出額5,400円、事務費の項目に5,400円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、株式会社ダイキチボトルドウォーターが発行した金額「5,400円」の納品書兼領収書が貼り付けされていた。

・　本件支出とは異なるが、当該議員が令和元年度に提出した事務所状況報告書について確認したところ、所有区分「賃貸物件」、使用形態「専用事務所」にチェックが入っており、使用実態による按分率として政務活動に当たる割合が10分の９であることを確認した。

タ　杉本太平議員

(ア)　Ｐ－１

・　令和元年11月分の会計帳簿には、11月22日付け、和泉テクノＦＣの「シーズン報告会並びに法人設立記念パーティー」会費として、支出額5,000円、調査研究費の項目に5,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、テクノステージ和泉まちづくり協議会が発行した金額「5,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、ただし書に「和泉テクノＦＣの「シーズン報告会並びに法人設立記念パーティー」の会費として」と記載されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「和泉テクノＦＣを中心とした和泉市やテクノステージ和泉の今後のまちづくりについて意見交換を行う」、その内容、結果等については、「和泉テクノＦＣの近況や今後について意見交換を行った。また、和泉テクノＦＣを核に、テクノステージ和泉のまちづくりの方向性について意見交換を行った。ここでの報告や意見・要望を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されている。また、「和泉テクノＦＣの「シーズン報告会」並びに「ＮＰＯ法人設立記念パーティー」の開催について（ご案内）」という表題の資料が添付されていた。

チ　原田こうじ議員

(ア)　Ｑ－１

・　令和元年９月分の会計帳簿には、９月７日付け、石橋まつり実行委員会反省会会費（石橋会館）として支出額5,000円、調査研究費の項目に5,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、石橋まつり実行委員会が発行した金額「5,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「会費」と記載があり、用紙の余白には、「反省会会費」、「案内状・活動報告書添付」、「5,000円」と記載（手書き）されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府内における商店会振興について意見聴取、交換のための参加」、その内容、結果等については「・地域問題等について意見交換　・商店街において良好な地域社会の維持及び形成に向けての活動について意見聴取　・若者に祭りを継承するために必要なことについて意見交換　ここでの説明や意見・要望等を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されていた。また、「石橋まつり実行委員会反省会ご案内」という表題の資料が添付されていた。

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月11日付け、石橋まつり実行委員会ウイラブ石橋新年賀会会費（石橋会館）として支出額5,000円、調査研究費の項目に5,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、石橋まつり実行委員会が発行した金額「5,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「会費」と記載があり、用紙の余白には、「参加費」、「案内状・活動報告書添付」、「5,000円」と記載（手書き）されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府内における商店会振興について意見聴取、意見交換のための参加」、その内容、結果等については、上記「石橋まつり実行委員会反省会」と同様の内容が記載されていた。また、「第36回ウイラブ石橋新年賀会御案内」という表題の資料が添付されていた。

(イ)　Ｑ－２

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月13日付け、槻木町々会新年賀会会費（槻木会館）として支出額5,000円、調査研究費の項目に5,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、槻木町々会が発行した金額「5,000円」の領収書が貼り付けされており、ただし書に「槻木町新年会々費」と記載があり、用紙の余白には、「参加費」、「案内状・活動報告書添付」、「5,000円」と記載（手書き）されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりについて聴取するため参加」、その内容、結果等については「・地域問題等について意見交換　・良好な地域社会の維持及び形成に向けての聴取　ここでの説明や意見・要望等を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されていた。また、「新年賀会のご案内」という表題の資料が添付されていた。

(ウ)　Ｑ－３

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月19日付け、府議団だより、原田こうじニュース発送代として支出額285,000円、広聴広報費の項目に285,000円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「285,000円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、用紙の余白には、「「府議団だより」、「原田こうじニュース」発送代」、「府議団だより令和元年冬号vol.56原田こうじニュース令和元年11月29日発行」と記載されていた。

・　活動記録簿には、目的として「府政報告書を作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されており、また内容、結果等として「別添のとおり紙面の按分比：100％充当」と記載されていた。

・　当該「原田こうじニュース（大阪府議団ニュース）」紙面については、前記エ（ア）に記載のとおりである。

ツ　塩川憲史議員

(ア)　Ｒ－１

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月26日付け、大阪府議団ニュース（印刷代）130,000枚として支出額359，150円、広聴広報費の項目に359，150円、同日付け、同上振込手数料として440円、広聴広報費の項目に440円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「359,150円」の銀行利用明細が貼り付けされており、用紙の余白には、「府議団ニュース印刷代130,000枚　￥359,150円」、「振込手数料￥440円」と記載（手書き）されていた。また、ＳＴＵＤＩＯ　ＧＩＧＩが発行した請求書が添付されていた。

・　令和２年１月分の会計帳簿には、１月14日付け、大阪府議団ニュース（新聞折込代）125,550部として支出額393,599円、広聴広報費の項目に393,599円、同日付け、同上振込手数料として110円、広聴広報費の項目に110円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、金額「393,599円」の銀行利用明細が貼り付けされており、用紙の余白には、「府議団ニュース新聞折込代￥393,599円」、「振込手数料￥110円」、「府議団ニュース新聞折込125,550部」と記載（手書き）されていた。また、株式会社産経アドスが発行した請求書が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府政報告書を作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されている。

・　当該「大阪府議団ニュース」紙面については、前記エ（ア）に記載のとおりである。

テ　須田旭議員

(ア)　Ｓ－１

・　令和２年３月の会計帳簿には、３月23日付け、郵送費（府議団だより）417通として支出額35,858円、広聴広報費の項目に35,858円、同月26日付け、郵送費（府議団だより、須田旭ニュース等607通）として支出額50,988円、広聴広報費の項目に50,988円、同月27日付け、郵送費（府議団だより、須田旭ニュース等438通）として支出額36,792円、広聴広報費の項目に36,792円と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、日本郵便株式会社が発行した金額「35,858円」、「50,988円」及び「36,792円」の宛名記載のない領収書が貼り付けされており、「府議団だより」、「須田旭ニュース」等と記載（手書き）されていた。また、「大阪府議団だより」、「須田旭ニュース（府議団ニュース）」等が添付されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「府政報告を作成し、市民に周知を図るとともに意見・要望を聴取する」と記載されていた。

・　当該送付に係る「須田旭ニュース（府議団ニュース）」紙面については、前記エ（ア）に記載のとおりである。

ト　西惠司議員

(ア)　Ｔ－１

・　令和元年12月分の会計帳簿には、12月20日付け、府政報告紙印刷料等として支出額167,970円、広聴広報費の項目に167,970円、その他（按分率等）に「会派負担481,250円」と記載されていた。

・　領収書貼付用紙には、株式会社中島弘文堂印刷所が発行した金額「167,970円」の領収書が添付されており、ただし書に「府議団だより印刷代として」と記載されていた。また、用紙の余白に「府政報告郵送代第34号府政報告」と記載されていた。

・　活動記録簿には、目的欄に「自民党・無所属大阪府議団だよりを作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていた。

・　当該「大阪府議団だより」紙面については、前記エ（イ）に記載のとおりである。

### (8)　令和元年度政務活動費収支報告書訂正届の提出について

ア　山田けんた議員

[Ａ－５]については、訂正届が令和３年７月30日付けで議長あてに提出され、８月３日付けで議長から知事に令和元年度政務活動費収支報告書が提出された。これにより、収支報告書及び会計帳簿等の該当箇所が訂正され、費用1000円について、８月６日付けに大阪府に返納されたことを確認した。

イ　野々上愛議員

[Ｂ－３]については、訂正届が令和３年７月15日付けで議長あてに提出され、７月15日付けで議長から知事に令和元年度政務活動費収支報告書が提出された。これにより、収支報告書及び会計帳簿等の該当箇所が訂正され、費用1,500円について、８月４日付けで大阪府に返納されたことを確認した。

## ２　判断

### (1)　監査の判断基準について

前記１(1)のとおり、法の定めを受けて制定された条例や規程においては、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられていることから、政務活動費制度は、議会の自主性、自律性を尊重する制度であると解される。

最高裁判所第一小法廷平成21年12月17日判決においては、政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」とされ、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」旨、判示されている。

そして、最高裁判所第二小法廷平成25年１月25日判決においては、「本件使途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う○○区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは､議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり､議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は､これに該当しないものというべきである」と判示されている。

また、札幌高等裁判所平成31年３月19日判決（令和２年７月30日上告不受理）では、「議員には会計帳簿の調整、証拠書類の整理保管の義務などが課せられていることも踏まえれば、議員は、当該政務調査費によって支出した費用が本件運用方針等の使途基準に適合する適正なものであることを説明することができるよう、書類等を整備することが求められているのであって、政務調査費の支出の適法性・相当性が争われた場合には、これらの書類については、支出の適法性・相当性について疑義の生じない程度に説明する義務があるというべきである。そして、本件運用方針においては、使途の透明性を図り、説明責任を果たすため、保管すべき書類として、事務所費でいえば賃貸借契約書、人件費でいえば雇用契約書などが挙げられているところであり、これらは各支出の適法性・相当性を示す基本的な書類であって、これらが速やかに開示等されない場合には、使途基準に適合する適正な支出であることについて相当程度の疑いが生じるといわざるを得ない」としており、運用方針に定める証拠書類が提出されていない事例については厳格な審査が求められていると考えられる。さらに、「本件運用方針は、一般的な道議会議員の活動実態を踏まえた上で策定されたと考えられるものであるところ、政務調査活動とその他の活動が混在する場合に、活動実態により明確に区分することができない場合の按分率として、２分の１や３分の１といった按分率を定めるものであり、活動実態により明確に区分することができない場合に、これらの按分率を形式的に適用したとしても道議会議員の一般的な活動実態を踏まえていないといえるものでないことは当然」であり、明確性については「政務調査費の支出の適正を担保すべく議員に課せられた証拠書類の整理、保管義務や説明義務等を踏まえれば、その立証は相当程度の厳格さが求められるというべきであり、特段の裏付け資料もなく自らが算定した政務調査活動が占める割合に政務調査費を充当したとして、その旨の議員の陳述があったとしても、的確な反証としては不十分というべきである」としている。

これら判決を踏まえると、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には議会が会派及び議員に共通する運用指針等の使途基準を定めるものである。そして、使途基準が議会のもつ裁量の範囲内で適法に定められたといえる場合は、政務活動に要する経費の適否は、議会の定めた使途基準に適合しているか否かにより判断することができる。政務活動費として支出された経費が使途基準に適合するか否かについては、収支報告書等の記載から客観的にうかがわれる活動の目的や性質を踏まえ、政務活動の実態があるか否か及び政務活動との間に合理的関連性が認められるか否かにより判断されるべきものであり、収支報告書等の記載から政務活動の実態があり、政務活動との間に合理的関連性があると判断できる場合は、使途制限違反があるとはいえない。一方、収支報告書等の記載から政務活動の実態が明らかでなく、又は政務活動との間に合理的関連性が明らかとはいえない場合には、使途制限適合性を厳格に審査することとし、議員においては政務活動費の支出の適正を担保すべく、その立証は相当の裏付け資料により厳格に行うことが求められると考えられる。

以上を踏まえ、本件監査に当たっては、請求人が具体的な理由を挙げて違法・不当を主張する別紙２記載の計51項目について、条例第10条の規定により本件請求に係る会派及び議員から議長に提出された会計帳簿等の記載から客観的にうかがわれる活動の目的や性質を踏まえ、手引で定める使途基準に照らし、政務活動の実態が明らかでなく、又は政務活動との間に合理的関連性が明らかとはいえない場合には、使途制限適合性を厳格に審査することとし、会派又は議員が使途基準の適合性を相当の裏付け資料により立証しているかを判断するのが相当である。

### (2)　本件請求に係る各支出の違法性・不当性について

請求人が違法・不当と主張する各項目について、会計帳簿等の確認結果及び前記事実関係を踏まえ、以下判断する。

ア　山田けんた議員

(ア)　Ａ－１

（請求人の主張）

ａ　当該研修会及び懇親・交流会への参加と政務調査活動との関連性について

当該研修会及び懇親・交流会が、「組合活動に役立つ人間関係の築き方について」というテーマで開催されたことが認められ、組合活動に役立つ人間関係の築き方と、政務調査活動との具体的・合理的な関連性は不明である。

ｂ　領収書の宛名について

領収書の宛名は空欄なので、誰宛に発行された領収書であるかは不明である。

（判断）

ａ　当該研修会及び懇親・交流会への参加と政務調査活動との関連性について

前記１(7)ア（ア）のとおり、案内には、参加費3,000円は、「交流会出席者のみ」と案内されていることから、この参加費は、研修会参加費ではなく、交流会参加費として支出されたものといえる。

そこで、懇親・交流会参加の目的についてみると、前記１(7)ア（ア）のとおり、活動記録簿には、「北河内地域フォーラム議員団の方々との連携強化を図り、各行政区の政策状況について、説明、報告を聴取するために参加」と記載されている。当該活動の目的に照らすと、当該懇親・交流会への参加は、府政の課題を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

ｂ　領収書の宛名について

前記１(5)のとおり、会計帳簿等のうち領収書について、その記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。前記１(7)ア（ア）のとおり、当該領収書には宛名の記載はないものの、併せて提出された活動記録簿、「連合北河内　政策研修会開催について」等からすると、使途の確認ができないものとはいえず、山田けんた議員あてに発行された領収書でないとは認められない。

(イ)　Ａ－２

（請求人の主張）

ａ　「政策・政治フォーラム」への参加のための支出と政務調査活動との関連性について

連合大阪主催「政策・政治フォーラム」へ参加することが、具体的にどのように政務活動に資するのか客観的に判然としない。また、５月26日付けで按分せずに年会費を払っておきながら、そのおよそ半年後にも按分せずに年会費を支払うことは、年に２回按分せずに年会費を支払うことになるのだから、このような支出は到底容認されるものではない。

ｂ　領収書の宛名について

11月23日付け発行の10,000円の領収書、懇親会参加費3,000円の領収書、駐車場代800円の領収書いずれも宛名欄は空欄となっている。よって、領収書が提出されているからといって、直ちに山田けんた議員が当会に参加したとは認められないし、山田けんた議員が当団体へ11月23日付けで年会費を支払ったとも認められない。

（判断）

ａ　連合大阪「政策・政治フォーラム」への参加のための支出と政務調査活動との関連性について

参加の目的についてみると、前記１(7)ア（イ）のとおり、活動記録簿には、「連合大阪政策・政治フォーラムの（ﾏﾏ）参加し諸施策について意見交換を行う」と記載されている。当該活動の目的に照らすと、連合大阪「政策・政治フォーラム」への参加のための支出は、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

また、2019年５月26日付けの年会費の領収書には「第５年度年会費として」と、2019年11月23日付けの年会費の領収書には「第６年度年会費として」とそれぞれ記載されている。前記１(3)のとおり、政務活動費は、年間一括払いのものについても支払いがなされた時点で計上することとされており、対象年度が異なる年会費を１年間に２回、いずれも按分せずに充当することは容認されないものではない。

ｂ　領収書の宛名について

前記１(5)のとおり、会計帳簿等のうち領収書について、その記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。前記１(7)ア（イ）のとおり、当該領収書には宛名の記載はないものの、併せて提出された活動記録簿、「連合大阪政策・政治フォーラム第６回総会のご案内」等からすると、使途の確認ができないものとはいえず、山田けんた議員が年会費等を支払わなかったとは認められない。

(ウ)　Ａ－３

（請求人の主張）

ａ　大阪地裁見学と政務調査活動との関連性について

大阪地裁の見学を行うことが、直ちに大阪府政との合理的な関りを持つとも認められない。

ｂ　領収書の宛名について

領収書には「大阪地裁見学」と記載があり、大阪地裁近くの駐車場を使用したことが確認できるものの、誰宛に発行された領収書であるかは不明である。

（判断）

ａ　大阪地裁見学と政務調査活動との関連性について

大阪地裁見学の目的についてみると、前記１(7)ア（ウ）のとおり、領収書貼付用紙の余白に「大阪地裁見学」との記載があるのみで、裁判所見学の目的は明らかにされていないが、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究との合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

ｂ　領収書の宛名について

前記１(5)のとおり、会計帳簿等のうち領収書について、その記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。前記１(7)ア（ウ）のとおり、本件領収書は大阪地裁の近隣にあるコインパーキングのもので、もともと宛名欄のないものであるが、領収書貼付用紙の余白に「大阪地裁見学」との記載があり、使途の確認ができないものとはいえず、山田けんた議員あてに発行された領収書でないとは認められない。

(エ)　Ａ－４

（請求人の主張）

ａ　大阪知的障がい者スポーツフェスタ参加と政務調査活動との関連性について

大阪知的障がい者スポーツフェスタに参加することと政務活動との合理的な関連性が不明である。

ｂ　会議費での充当について

会議費は、①議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費又は②団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に充当できるところ、駐車場代はどちらの経費にも該当しないというべきであるから、当支出は違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

ａ　大阪知的障がい者スポーツフェスタ参加と政務調査活動との関連性について

参加の目的についてみると、前記１(7)ア（エ）のとおり、領収書貼付用紙の余白に「駐車場代　大阪知的障がい者スポーツ協会　第38回スポーツフェスタ招待」との記載がある。当該記載によれば、大阪知的障がい者スポーツフェスタに参加し、府の障がい者施策に関わる障がい者スポーツの実情を視察するほか、その場の参加者から府政に関する意見交換や要望の聴取等を行うなどの政務調査活動を行うという目的及び性質を有すると考えられる。当該活動の目的及び性質に照らすと、大阪知的障がい者スポーツフェスタに参加することは、議員活動の基礎となる政務活動と合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

ｂ　会議費での充当について

前記１(2)ア及びイによると、会議費は、各種会合、式典などへの参加に要する経費への充当が認められている。また、「参加に要する経費」には、参加料のみならず、その参加に係る経費も含むと解することができ、大阪知的障がい者スポーツフェスタに参加する際の駐車場代について会議費で充当することが違法又は不当ということはできない。

(オ)　Ａ－５

請求人は、陽だまりの会地域ふれあい祭り視察と政務調査活動との合理的な関連性が不明である旨主張するが、前記１(7)ア（オ）及び前記１(8)アのとおり、令和３年７月30日付けで、山田けんた議員から政務活動費収支報告書等の訂正届が提出され、本件充当に要した経費については同年８月６日付けで既に返納されていることが認められ、本府に損害が発生しないことから、請求人の主張には理由がない。

(カ)　Ａ－６

（請求人の主張）

ａ　連合大阪北河内地域協議会主催の合同慰労交流会参加費支出と政務調査活動との関連性について

同慰労交流会は、会の名称から推認される会の内容、開催時期、開催場所、開催時間等、主催団体の性格などを考慮に入れると、仮に会合で議員が１分程度府政報告を行うことができたとしても、もっぱら政務活動に資するような会ということは認められず、前記支出は私的な経費ないしレクリエーションのための経費というべきである。

ｂ　領収書の宛名について

宛名欄が空欄のため、誰宛に発行された領収書か不明である。よって、領収書が提出されているからといって、山田けんた議員が当慰労交流会に参加したとは認められない。

（判断）

ａ　連合大阪北河内地域協議会主催の合同慰労交流会参加費支出と政務調査活動との関連性について

参加の目的についてみると、前記１(7)ア（カ）のとおり、活動記録簿には、「活動報告及び交流会」と記載されており、またその内容については「１．次世代の働き方・これからの働き方　２．男女平等月間（略）。これからの活動を今後の施策の役立て、取り組んでいく（ﾏﾏ）」と記載されている。当該活動の目的に照らすと、連合大阪北河内地域協議会主催の合同慰労交流会に参加することは、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

ｂ　領収書の宛名について

前記１(5)のとおり、会計帳簿等のうち領収書について、その記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。前記１(7)ア（カ）のとおり、当該領収書には宛名の記載はないものの、併せて提出された活動記録簿からすると、使途の確認ができないものとはいえず、山田けんた議員が当該慰労会に参加しなかったとは認められない。

(キ)　Ａ－７

（請求人の主張）

当該はがきには、「事務所に遊びにきてください」と、事務所へ遊びに来ることを促す文言が記載されていることが認められる。

事務所で遊ぶことは、政務活動と合理的な関連性を有さないというべきであり、事務所へ遊びに来ることを呼びかけることも、政務活動と合理的な関連性を有さないというべきである。

（判断）

事務所移転通知の記載によると、前記１(7)ア（キ）のとおり、当該はがきには、「事務所移転のお知らせ」との表題の下部に、「こちらは先日、初めての大阪府議会常任委員会での質問を行い、災害対策の徹底等を強く訴えてまいりました。府政報告等につきましては改めて行わせていただきますので、その折はよろしくお願いいたします」「10月より事務所を移転しましたのでご連絡いたします。駅近くなので是非一度遊びにきてください」との記載がなされている。

当該はがきには、「遊びにきてください」との文言が用いられているが、当該通知の目的は、議員の活動の基礎となる事務所の移転先を府民に通知するとともに、議員の活動を府民に報告することにあるといえる。当該通知の目的に照らすと、当該通知を行うことは、議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動と合理的関連性を有するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

(ク)　Ａ－８

（請求人の主張）

社会通念に照らすと、府政相談以外の目的で事務所を訪れた人に対しても、お茶やコーヒーを出して、もてなすことが推量される。特段の事情がない限りは、来客用お茶代、来客用コーヒー代、急須・ゆのみ・コーヒーポット代、ゆのみ等を収納するための箱代を按分することなく支出することは、客観的に不合理であるから、事務所の使用実態に照らして按分して支出すべきである。

（判断）

前記１(7)ア（ク）のとおり、山田けんた議員は、事務所費については、「後援会事務所」と「兼用」していること、「ほぼ政務活動として使用しているが、たまに後援会の方が事務所に来られ、取次事項がある」ことを理由に、事務所の賃借料について、10分の９の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが認められる一方、来客用お茶代、来客用コーヒー代、急須・ゆのみ・コーヒーポット代、ゆのみ等を収納するための箱代については、使用実態に関する説明を付することなく、その全額について政務活動費（事務費）を充当している。

したがって、事務費で充当されている支出全額が、議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費と合理的関連性を有するか疑問であるが、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

イ　野々上愛議員

(ア)　Ｂ－１

（請求人の主張）

ａ　公共政策ラボセミナー参加費支出と政務活動との関連性について

このセミナーの案内から、Ｗ選の結果を受けて意気消沈した人を元気づける目的で開催されたセミナーである等の事情を考慮に入れると、当セミナーは政党主催のセミナーではないにしても高度に政治的な内容のセミナーであることが認められ、政務活動費を充当することは違法及び不当な公金の支出というべきである。

ｂ　領収書の宛名について

領収書には、宛名が記載されておらず、当領収書が誰宛に発行されたのか確認できない。よって領収書が提出されているからといって、直ちに野々上愛議員が当セミナーに参加したとは認められない。

（判断）

ａ　公共政策ラボセミナー参加費支出と政務活動との関連性について

このセミナーの目的についてみると、前記１(7)イ（ア）のとおり、案内には「公共政策ラボでは先のＷ選の結果を受けて、意気消沈の皆様に「希望の光を！」あてていただくために、フリージャーナリスト（吉富有治氏）を迎えて元気アップセミナーを開催します」との記載があること、緊急検証「大阪市がなくなる」」をテーマに吉富有治氏の講演と、同氏と元大阪市長との対談が行われることが記載されている。当該セミナーの目的に照らすと、府市統合という当時の府の重要な政策課題に関わる当該セミナーに参加することは、府政の課題を把握するなど、議員活動の基礎となる政務活動に合理的な関連性がないと認められることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

ｂ　領収書の宛名について

前記１(5)のとおり、会計帳簿等のうち領収書について、その記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。前記１(7)イ（ア）のとおり、当該領収書には宛名の記載はないものの、当該領収書のただし書に「公共政策ラボセミナー参加費」と記載されていること、公共政策ラボセミナーの案内チラシとみられる資料に記載された開催日時と領収書日付が一致していることからすると、使途の確認ができないものとはいえず、野々上愛議員が当該セミナーに参加しなかったとは認められない。

(イ)　Ｂ－２

（請求人の主張）

野々上愛議員が参加したイベントは、提出された領収書の記載の「東アジア女性と政治」という側面よりもむしろ政党主催の選挙に関連する側面を明確に有するイベントであるというべきである。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)イ（イ）のとおり、領収書貼付用紙の余白には「東アジア女性と政治」「みどりの大阪主催勉強会参加費」との記載がある。これをもって政党主催の選挙に関連する勉強会とまでは認められず、また、「東アジア女性と政治」という当該勉強会の目的に照らすと、府の女性政策に関わるとみられる当該セミナーに参加することは、府政の課題を把握するなど、議員活動の基礎となる政務活動に合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

(ウ)　Ｂ－３

請求人は、大阪市廃止分割対策チームは大阪の立憲民主党の内部組織であることが認められるから、この勉強会への参加は政党活動や党務の側面を有するというべきである旨主張するが、前記１(7)イ（ウ）及び前記１(8)イのとおり、令和３年７月15日付けで、野々上愛議員から政務活動費収支報告書等の訂正届が提出され、本件充当に要した経費については同年８月４日付けで既に返納されていることが認められ、本府に損害が発生しないことから、請求人の主張には理由がない。

(エ)　Ｂ－４

（請求人の主張）

領収書には、宛名が記載されておらず、当領収書が誰宛に発行されたのか確認できない。よって領収書が提出されているからといって、直ちに野々上愛議員が当研修会に参加したとは認められない。

（判断）

前記１(5)のとおり、会計帳簿等のうち領収書について、その記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。前記１(7)イ（エ）のとおり、当該領収書には宛名の記載はないものの、当該領収書のただし書に「ＪＩＳＳＥＮ・研修会参加費として」と記載されていることからすると、使途の確認ができないものとはいえず、野々上愛議員が当該セミナーに参加しなかったとは認められない。

(オ)　Ｂ－５

（請求人の主張）

連合大阪主催「政策・政治フォーラム」へ年会費を支払うことが、具体的にどのように政務活動に資するのか客観的に判然としない。

（判断）

前記１(7)イ（オ）のとおり、野々上愛議員は連合大阪「政策・政治フォーラム」の年会費に政務活動費を充当しているが、この年会費は前記ア（イ）記載の山田けんた議員が政務活動費を充当した年会費（第６年度分）と同じものである。連合大阪主催「政策・政治フォーラム」へ年会費を支払い参加することは、議員の活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

ウ　内海公仁議員

(ア)　Ｃ－１

（請求人の主張）

当集会は特定の主義主張を推進する目的で開催された政治集会であるということができ、集会後にはデモ行進を行っていることから、内海公仁議員は政治集会に参加したというべきであって、この集会に参加するためのガソリン代に政務活動費を充当することは違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)ウ（ア）のとおり、支払明細書には、「カジノあかん!大阪集会参加」のためのガソリン代との記載がある。これをもって、内海公仁議員が、請求人の主張する特定の主義主張を推進する目的で開催された政治集会に参加したということはできない。また、「カジノあかん!大阪集会」という当該集会の目的に照らすと、府の推進するＩＲに関わるとみられるこの集会に参加することは、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究との間に合理的な関連性を有すると認められ、使途制限違反があるとはいえない。

(イ)　Ｃ－２

（請求人の主張）

内海公仁議員がガソリン代に按分することなく政務活動費を充当したが、これは大阪革新懇主催の「講演と音楽のゆうべ」に参加した際のガソリン代である。大阪革新懇は、自民党政治をただすことや、日米安保条約をなくすことを目標として運動を行う団体である。「講演と音楽のゆうべ」では、ソプラノ歌手が歌い、その後ジャーナリストの斉藤貴男氏が「驕る権力、煽るメディア～政権のメディア戦略を乗り越える市民運動を～」と題して講演を行った。

音楽鑑賞は私的なレクリエーションといえるし、市民運動と府政の合理的な関連も認められない。当該講演会は、主催者の性質、講演内容等を考慮に入れると、市民運動と府政の合理的な関連は認められない。当支出に政務活動費を充当することは違法及び不当な公金の支出というべきであり、政務活動費の私物化というべきである。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)ウ（イ）のとおり、内海公仁議員の提出した支払明細書には、「大阪革新懇講演会（斉藤貴男氏）」参加のためのガソリン代との記載がある。そして、「大阪革新懇　活動ニュース№23」によると、当該講演会には約300名が参加していたことがうかがわれる。当該活動の目的及び性質に照らすと、大阪革新懇講演会に参加することは、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究との合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

エ　自由民主党・無所属大阪府議会議員団

(ア)　Ｄ－１

（請求人の主張）

Ｇ20サミットの開催都市が大阪であること、Ｇ20サミットと大阪府政との関連性は一定あることから、政務活動費が按分することなく充当されたチラシにおいてＧ20サミットに関する文言や写真を掲載することは、その分量や内容によっては認められる余地はあるが、本件チラシでは、裏面のおおよそ40％程度の面積にＧ20サミットの写真や成果等が掲載されているものの、これらの記載はもっぱら国政やＧ20サミットの成果をアピールする内容となっており、府政がＧ20サミットにどのように貢献したか、Ｇ20サミットを成功させるために府政はどのようなことに取り組んだか、といった府政とＧ20サミットを具体に関連付ける記載を有さないというべきである。また、本件チラシの裏面の議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載は、議員個人の個人情報や会派内の人事等であり、府政等事項の報告ということは困難であり、また府政等事項の報告というべき表面の約５分の４の部分との具体的な関連性が明らかでなく、前記報告等を効果的に行うための工夫と解することもできない。

以上を踏まえると、府政等事項との合理的関連性を有しない部分は、本件チラシ全体の４分の１程度の面積と認めるのが相当であり、按分せずに充当した政務活動費のうち４分の１については、違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)エ（ア）のとおり、本件府議団ニュースの裏面にはＧ20サミットに関する報告、議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載が掲載されていることが認められる。

政務活動費の使途基準（別紙８）によると、会派に交付する政務活動費のうち広聴広報費は、「会派が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」とされており、「府政に関する政策等」の「等」には、会派の政策、国政の課題なども含むとされていること、Ｇ20サミットの開催地である大阪府において、その開催支援や魅力発信等の各種事業が行われたことを踏まえると、府議団ニュースにおいてＧ20大阪サミットに関する報告を掲載することは、府政に関する政策等との間に合理的な関連性を有するものと認められる。

もっとも、本件府議団ニュースに議員16名の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

(イ)　Ｄ－２

（請求人の主張）

当チラシ表面に掲載された西惠司議員の写真合計５つは、いずれも府政等事項の報告ということはできず、そのうち、西惠司議員の上半身が撮影された写真１つ及び西惠司議員の顔写真３つが掲載された部分には、政務活動費を充当することが適当であるとは認められない。

（判断）

前記１(7)エ（イ）のとおり、西惠司議員に係る本件府議団だよりの表面には、西惠司議員の写真が５つ掲載されている。また、前記１(7)ト（ア）のとおり、西惠司議員個人が作成した活動記録簿では「自民党・無所属　大阪府議会だよりを作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていることが認められる。

もっとも、本件府議団だよりに、西惠司議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

(ウ)　Ｄ－３

（請求人の主張）

ａ　広報紙における議員の顔写真等の政務活動費の充当について

当チラシ表面に掲載された奥谷正実議員の写真合計４つと３つの「奥谷議員」の議員名の記載は、いずれも府政等事項の報告ということはできず、そのうち、奥谷正実議員の顔写真３つが掲載された部分には、政務活動費を充当することが適当であるとは認められない。

ｂ　会計帳簿等への振込手数料の未記載について

会派の活動記録簿や会計帳簿には振込手数料330円の記載が欠落していると思われる。

ｃ　請求書の記載について

請求書には、事務所分として、数量1,600、単価０円、金額０円との判然としない記載も認められる。事務所分であれば無料で業者からチラシを印刷して受け取ることができるという事実がうかがわれるから、奥谷正実議員が業者から何らかの不当利得を得ているおそれのあることが、相当の合理性を持って疑われる。

（判断）

ａ　議員個人の氏名・顔写真等の掲載について

前記１(7)エ（ウ）のとおり、奥谷正実議員に係る本件府議団だよりの表面には、奥谷正実議員の写真４つと３つの「奥谷議員」の議員名の記載が掲載されている。また、前記１(7)ケ（ウ）のとおり、奥谷正実議員個人が作成した活動記録簿では「府議会での活動内容を市民に周知し、意見や要望を聴取する」と記載されていることが認められる。

もっとも、本件府議団だよりに、奥谷正実議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

ｂ　振込手数料の記載について

前記１(7)エ（ウ）のとおり、銀行の振込明細から支出額と振込額の確認ができ、会計帳簿には支出額に手数料を含めた金額が記載されていた。

なお、手数料の記載方法については、特段の定めはなく、提出された会計帳簿等からその内容を確認できれば問題ない旨、実地監査において確認している。

ｃ　請求書の記載について

業者から何らかの不当利得を得ているおそれのあることが、相当の合理性を持って疑われるとの請求人の主張内容は、政務活動費の支出としての財務会計行為に当たらず、住民監査請求における判断事項とはならない。

(エ)　Ｄ－４

（請求人の主張）

当チラシの表面には、冨田忠泰議員の写真がほぼ同じ大きさで２点あり、どちらの写真も府政等事項を報告する内容とは認められない。議員の宣伝・周知を目的として、これらの写真を掲載したと認めるのが相当であるから、片方の写真の面積部分に政務活動費を充当することは認められない。

　　　　　（判断）

前記１(7)エ（エ）のとおり、冨田忠泰議員に係る本件府議団だよりの表面には、冨田忠泰議員の写真が２つ掲載されている。また、前記１(7)セ（キ）のとおり、冨田忠泰議員個人が作成した活動記録簿では「大阪府政の状況について府民への周知を図るとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていることが認められる。

もっとも、本件府議団だよりに、冨田忠泰議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

オ　徳永愼市議員

(ア)　Ｅ－１

（請求人の主張）

大阪府ＭＯＡ議員連盟は、政務活動と合理的な関連性を有しない活動を行っていることが認められるから、当支出に政務活動費を充当することは違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)オ（ア）のとおり、案内には、「大阪府ＭＯＡ議員連盟とＭＯＡ大阪が一堂に会し、本年の活動の確認と情報交換の場」をもつ旨記載されており、参加者に他の府議会議員等の氏名の記載がある。当該活動の目的に照らすと、年会費を支払い、この総会及び懇親会に参加し、その場の参加者から府政に関する意見交換や要望の聴取等を行うなどの政務調査活動を行うという目的及び性質を有するとも考えられる。当該活動の目的及び性質に照らすと、大阪府ＭＯＡ議員連盟の年会費を支払うことは、府政の課題を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

(イ)　Ｅ－２

（請求人の主張）

大阪佼成議員懇話会と府政や政務活動との具体的・合理的な関連性は不明であるし、大阪佼成議員懇話会の会長が宗教的な行事に来賓として招待され、代表として挨拶していることや、立正佼成会は自由民主党を選挙で支援する側面が認められるから、年会費は特定の宗教団体を応援する目的として、また特定の宗教組織から議員個人が選挙で応援してもらうことを目的として支出されたと判断するのが相当であり、当支出に政務活動費を充当することは違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)オ（イ）のとおり、年会費納入のご案内には、会合の開催日時や年会費の使途等についての記載はないが、「議員懇話会」との名称から、これをもって特定の宗教団体を応援する目的、又は特定の宗教組織から議員個人が選挙で応援してもらうことを目的とした支出とまではいうことができない。また、他の議員等が参加していることが推認され、年会費の支払いは、大阪佼成議員懇話会に加入することにより、他の加入者から府政に関する意見交換や要望の聴取等を行うなどの政務調査活動を行うという目的及び性質を有するとも考えられる。当該活動の目的及び性質に照らすと、大阪佼成議員懇話会の年会費を支払うことは、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

(ウ)　Ｅ－３

（請求人の主張）

令和元年５月から同年９月までの間に支払った政務活動の補助職員３名の給与は、３名とも按分して支出されているが、その振込手数料については、５月及び６月は３名中２名について、７月から９月までは３名全員について、適切に按分して支出されておらず、本来按分して支出すべきだった額との差額は違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)オ（ウ）のとおり、会計帳簿に記載された各補助職員の給与に係る支出額は本来の給与を按分した後の額であり、振込手数料の額は、当該按分した額から源泉徴収を行った後の額の銀行の所定の額であることから、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

カ　奥田悦雄議員

(ア)　Ｆ－１

（請求人の主張）

当該式典やその後の祝宴及びお楽しみ抽選会と、大阪府政や議員の行う政務活動との具体的・合理的な関連性は認められず、もっぱら当支出はレクリエーション的なイベント参加のための経費というべきであるし、参加費のうち一部はお楽しみ抽選会の景品を主催者が購入する費用になっている可能性があることも認められる。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)カ（ア）のとおり、活動記録簿には、「婦人団体協議会の今後の活動のための意見交換に参加」と記載されており、またその内容については「終戦直後の荒れ果てた町を今の忠岡町に至るまでの、道のりや苦難　今後の要望等を聴取する。ここでの説明や意見・要望等を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されている。当該活動の目的に照らすと、忠岡町婦人団体協議会、エイフボランタリーネットワーク記念式典及び懇親会に参加することは、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

キ　原田亮議員

(ア)　Ｇ－１

（請求人の主張）

賛助会費は、その名称より、もっぱら団体を資金面で支援するための会費であることが推認され、当支出と政務活動との合理的関連性を見出すことは困難というべきである。また、原田亮議員は看護を考える地方議員の会のメンバーであり、政治団体である看護連盟に賛助金を支払わずとも、看護を考える地方議員の会員資格によって、看護師から意見聴取等を行うことは十分可能になっているというべきである。

（判断）

前記１(7)キ（ア）のとおり、大阪府看護連盟2019年度賛助会費を支払い、政務活動費を充当している。府の健康医療施策である健康医療人材に関わるとみられる当該連盟の賛助会員となることは、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究との間に合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

(イ)　Ｇ－２

（請求人の主張）

公益財団法人近畿警察官友の会は、警察官を表彰し、記念品を贈呈したり、物品の助成を行ったりしている団体である。近畿警察官箕面地区友の会の会費は、当団体が記念品等を大阪府警察に寄付するための原資になっているというべきであり、会費自体が寄付的性質を有するというべきである。

ライオンズクラブや、ロータリークラブのような寄付事業を行っている団体と、当団体の事業内容の性質は概ね同一とみなすべきであり、ライオンズクラブや、ロータリークラブのような寄付事業を行っている団体の年会費に政務活動費を充当することはできないのだから、当団体の年会費等にも政務活動費を充当することはできないというべきである。

（判断）

公益財団法人近畿警察官友の会は、警察官を表彰し、記念品を贈呈したり、物品の助成を行ったりしている団体であるからといって、近畿警察官箕面地区友の会が、ライオンズクラブやロータリークラブのような寄付事業を行っている団体と事業内容の性質が同一とまではいえない。

参加の目的についてみると、前記１(7)キ（イ）のとおり、活動記録簿には、「意見交換、情報収集」と記載されており、またその内容については「箕面市におけるさまざまな情報収集及び現状把握をして、安心・安全な街づくりの構築に向け、関係者との意見交換を行った。ここでの意見要望等を基に今後の議員、議会活動に活かす」と記載されている。当該活動の目的に照らすと、近畿警察官箕面地区友の会の年会費を支払うとともに、その懇親会に出席することは、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

ク　うらべ走馬議員

(ア)　Ｈ－１

（請求人の主張）

ａ　領収書に代わり貼付された振込銀行の利用明細書について

うらべ走馬議員は、2019年度に書類倉庫料として、各20,000円を計10回、合計200,000円を按分することなく支払った。領収書貼付用紙には、領収書の代わりに、振込銀行が発行した利用明細が貼り付けられている。書類倉庫の状況報告書が提出され、領収書貼付用紙の余白に手書きで「倉庫借料」と記入されているからといって、これらの支出が倉庫借料に充当された証拠が提出されているとは客観的には認められない。手引には、領収書（利用明細書等を含む）が取得できない場合には、支払明細書を作成し、収支報告書提出時に領収書の代わりに提出する旨の記載が認められるところ、支払明細書も提出されていない。

ｂ　書類倉庫の使用について

うらべ走馬議員は、書類倉庫のほかに、延床面積61.65㎡の事務所を政務活動費を10分の９の按分により使用しており、これだけの広さの面積の事務所を政務活動費を充当して使用しながら、さらに書類倉庫を借りなければならない正当理由や証拠も特に示されておらず、社会通念に照らしても不合理というべきである。

（判断）

ａ　領収書に代わり貼付された振込銀行の利用明細について

前記１(5)のとおり、ＡＴＭを利用して振り込んだ場合に発行される「利用明細書」は、領収書（利用明細書等を含む）として取り扱われており、支払明細書の提出が必要な場合には当たらない。また、前記１(7)ク（ア）のとおり、領収書貼付用紙の余白には、「倉庫借料（　月分）」と記載され、その使途が示されており、政務活動費が充当された証拠が提出されていないということはできない。

ｂ　書類倉庫の使用について

前記１(7)ク（ア）のとおり、令和元年度事務所状況報告書及び令和元年度事務所状況報告書（書類倉庫）が提出されており、うらべ走馬議員が延べ床面積61.65㎡の事務所の借料及び書類倉庫の借料に政務活動費を充当していることが認められる。政務活動のために延べ床面積61.65㎡の事務所を使用していたとしても、他に政務活動のための書類倉庫が不要とまでいうことはできず、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

ケ　奥谷正実議員

(ア)　Ｉ－１

（請求人の主張）

ａ　購入した事務所の備品について

スチールデスク２台、メッシュバックチェア２脚、チャットチェア６脚などの備品代466,580円を支出し、10分の９の按分によって支払日で政務活動費419,922円を充当している。これら備品代それぞれの単価が10万円を超えることはないものの、これら備品を同時に購入し、その合計金額が50万円近くであることを鑑みると、当支出は資産を形成する側面を明確に有するというべきである。

また、スチールデスクとメッシュバックチェアはそれぞれ単品で購入されているが、机と椅子は組み合わせて使用されるものであり、スチールデスクとメッシュバックチェアの組み合わせで１つの単位と考えるべきであり、これに支出された金額だけでも10万円を超える。

ｂ　事務所の備品代への政務活動費充当の考え方について

議員任期中に、奥谷正実議員が府議会議員でなくなった後も、これらの物品を引き続き使用することが可能となっているし、奥谷正実議員が失職しなかったとしても、按分率が現行の割合から減る可能性があることも当然に考えられる。

2019年度に政務活動費を充当できるのは、個々の物品の課税後の金額を、個々の物品の耐用年数で割って、当該年度の事務所の使用実態の割合をかけた合計の金額というべきであり、それ以外の部分は、違法か、違法とは直ちにはいえなくとも不当な支出というべきである。

（判断）

ａ　購入した事務所の備品について

別紙８の使途基準の運用指針(13)によると、直接政務活動に必要と認められる備品（パソコン、印刷機等）を除き、資産形成につながる可能性の高い高額な備品（取得価格が原則10万円以上）の購入代金に、政務活動費を充当することは認められていない。個々の備品が機能的に組み合わせて利用されることがあるとしても、物理的一体を欠く備品については、備品毎に買い換え時期が異なることが想定されることから、高額な備品（取得価格が原則10万円以上）に該当するか否かは、個々の備品の取得価格を基準に判断するのが相当である。

前記１(7)ケ（ア）のとおり、購入した備品のそれぞれの単価は10万円を超えるものはなく、資産形成につながる可能性の高い高額な備品の購入代金に政務活動費を充当したとはいえない。また、請求人は、机と椅子は組み合わせて使用されるものであり、１つの単位と考えるべきである旨主張するが、使途基準及び使途基準の運用指針（別紙８）にそのような取扱いは定められていない。

以上を踏まえると、本件の備品購入代に係る政務活動費の充当は、使途基準に違反することが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

ｂ　事務所の備品代への政務活動費充当の考え方について

前記１(3)のとおり、政務活動費は、会計帳簿に支払日で記載する方が領収書と一致するので整理・確認しやすいとして、原則として、支払いがなされた時点で計上することとされていることから、本件の備品購入代を一括して支払日に政務活動費で充当していることについては、違法又は不当な支出ということはできない。

(イ)　Ｉ－２

（請求人の主張）

複数年分の火災保険料の支払いなど、財務会計行為を行うことによって得られる効果が複数年にわたって発現する、一部の費用の支払いを、1つの年に政務活動費からまとめて支出することは、不当というべきである。

奥谷正実議員が政務活動費を充当した事務所仲介手数料は、事務所を令和元年７月21日から同11年７月20日までの10年間使用するための費用であり、令和元年度の政務活動費に計上することが相当であると認められるのは、同元年７月21日から翌年３月末までの８か月11日間の事務所使用実態に照らすと、6,267円（※）と解すべきであるから、それ以外の部分は、違法か、違法とは直ちにいえなくとも不当な支出というべきである。

（※）100,000円/10年/12月の小数点下三桁を四捨五入して833.33円、833.33円\*11日/31日の小数点下三桁を四捨五入して296.70円、833.33円\*8の小数点下三桁を四捨五入して6,664.64円、296.70円+6,664.64円=6,963.34円、6,963.34円\*9/10を四捨五入して6,267円

（判断）

一般に不動産の賃貸借契約に係る仲介手数料は、賃貸人と賃借人の間に入って意見の調整や契約事務などを行う不動産会社（仲介会社）に支払うものであって、取引が成立した時点で支払う成功報酬であり、賃貸借期間に応じて按分して支払われる類のものではない。

また、前記１(3)のとおり、政務活動費は、会計帳簿に支払日で記載する方が領収書と一致するので整理・確認しやすいとして、原則として、支払いがなされた時点で計上することとされていることから、事務所仲介手数料を一括して支払日に政務活動費で充当していることについては、違法又は不当な支出ということはできない。

(ウ)　Ｉ－３

（請求人の主張）

前記エ（ウ）の（請求人の主張）ａ記載のとおり。

（判断）

本件府議団だよりは、前記１(7)エ（ウ）の府議団だよりと同一のものであり、その表面には、奥谷正実議員の写真４つと３つの「奥谷議員」の議員名の記載が掲載されている。また、前記１(7)ケ（ウ）のとおり、活動記録簿には、「府議会での活動内容を市民に周知し、意見や要望を聴取する」と記載されていることが認められる。

もっとも、本件府議団だよりに、奥谷正実議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

コ　中井もとき議員

(ア)　Ｊ－１

（請求人の主張）

中井もときニュースの裏面は、前記エ（ア）のチラシのデザインと中井もとき議員個人の情報を除いて同一であり、裏面の大半の部分をＧ20サミットの内容や会派所属議員16名の顔写真や選挙区の記載が占めており、このチラシに政務活動費を充当できない部分は、チラシ全体の約25％というべきであり、その部分に係る政務活動費の充当は、違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)コ（ア）のとおり、中井もときニュースの裏面にはＧ20サミットに関する報告、議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載が掲載されていることが認められるとともに、活動記録簿には、「これまでの活動報告を行うとともに、意見・要望等を聴取するため」と記載されていることが認められる。

政務活動費の使途基準（別紙８）によると、議員に交付する政務活動費のうち広聴広報費は、「議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」とされており、「府政に関する政策等」の「等」には、議員の政策、国政の課題なども含むとされていること、Ｇ20サミットの開催地である大阪府において、その開催支援や魅力発信等の各種事業が行われたことを踏まえると、中井もときニュースにおいてＧ20大阪サミットに関する報告を掲載することは、府政に関する政策等との関連性がないとはいえない。

もっとも、中井もときニュースに、中井もとき議員の顔写真及びプロフィールのほか、会派所属議員16名の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

サ　奴井和幸議員

(ア)　Ｋ－１

（請求人の主張）

この勉強会の案内には、「衆議院議員岡下昌平第８回勉強会のご案内(カレーの会)」と記載されていること、勉強会の講師は自由民主党所属の別の衆議院議員であること、これら衆議院議員２名の顔写真が掲載されていること等が確認できるものの、具体的な講演内容が案内に掲載されているわけではない。岡下政経研究会が政治団体であること、衆議院議員岡下昌平氏のブログ等での発信内容等を踏まえると、もっぱら特定の政治団体や特定政党、特定派閥の思想を普及させ、自民党の党員を獲得し、自民党や特定派閥や衆議院議員岡下昌平氏への支持を広げることを主目的として開催されたというべきであるから、勉強会会費に政務活動費を充当することは違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

この勉強会の目的についてみると、前記１(7)サ（ア）のとおり、案内には、①衆議院議員岡下昌平氏が「自民党クルーズ船観光振興議員連盟」事務局長であり、「全国の港湾施設整備や堺泉州地域にクルーズ客船を誘致する取り組みを更に加速させ地方創生につなげていきたいと努力邁進している」こと、②講演のテーマについては記載されていないが元衆議院議長伊吹文明氏が講師となり講演があること、が記載されているが、これらをもって、この勉強会がもっぱら特定の政治団体や特定政党、特定派閥の思想を普及させ、自民党の党員を獲得し、自民党や特定派閥や衆議院議員岡下昌平氏への支持を広げることを主目的として開催されたものとまでいうことはできない。また、当該勉強会の目的に照らすと、元衆議院議長伊吹文明氏の講演を聞くことは、議員活動の基礎となる政務活動（国政に関する事項を含む。）に合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反があることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

シ　西村日加留議員

(ア)　Ｌ－１

（請求人の主張）

日本会議近畿地方議員連盟設立総会の案内から、この団体が「国民投票連絡会議」設立強化のために全国のブロックで議連設立を目指していることが確認でき、この団体は、憲法改正を実現するための投票に関する政治活動を積極的に推進する団体であるということができる。

西村日加留議員の所属する自民党が目指しているのは憲法改正（顕著な事実）であり、自民党の使命が、現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もって国民の負託に応えようとするものであることが、自民党のホームページからも確認できる。

以上を踏まえると、当支出は政務活動費の使途に合致しない目的外支出というべきであり、よって違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

この総会の目的についてみると、前記１(7)シ（ア）のとおり、案内には「本臨時国会にて憲法審査会は開催される方向で調整中とのことです。本会では来年以降の国民投票に向けての「国民投票連絡会議」設立強化のために全国のブロックで議連設立を目指しています」と記載されていること、記念講演の講師が自民党選挙対策委員長であったことが記載されており、また余白部分には、手書きで西村日加留議員は設立総会後の記念講演及び懇親会には出席しなかった旨の記載がある。これらをもって、この総会の参加費が政務活動費の使途に合致しない目的外支出とまでいうことはできない。また、「地方議員連盟」との名称からすると他の地方議員等が参加していることが推認され、総会に参加した他の議員等と府政に関する意見交換を行うなどの政務活動の目的及び性質を有するとも考えられ、この総会に参加することは、議員活動の基礎となる政務活動に合理的な関連性がないと認めることはできず、使途制限違反があることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

ス　西川訓史議員

(ア)　Ｍ－１

（請求人の主張）

西川のりふみ府政報告は４頁で構成されており、１頁目に西川訓史議員のスローガン、個人の氏名・写真・似顔絵、自民党ＨＰのＵＲＬ等の記載が存在することが認められ、これらの記載は、議員個人や所属政党等を宣伝・周知することを主眼としているというべきであるから、政務活動費を按分せずに充当することは認められず、チラシ全体の16分の１（１頁目の概ね４分の１）には政務活動費を充当することは認められない。

封筒の宛名面には、西川訓史議員のスローガン、似顔絵、自民党ＨＰのＵＲＬ等の記載が存在することが認められる一方、府政のチラシが当該封筒に入っていることを具体的に示す記載はない。当該封筒は、議員個人や所属政党を宣伝・周知することを主眼としているというべきであるから、当該封筒に政務活動費を充当することができるのは、概ね３分の１程度である。

郵送費は、上記の西川のりふみ府政報告と上記の封筒を郵送する費用と解すのが相当である。西川のりふみ府政報告を郵送するのに要した費用と封筒を郵送するのに要した費用を区別することは困難であるから、社会通念に照らして、それぞれ２分の１ずつと判断するのが相当である。そうすると、西川のりふみ府政報告に係る郵送費の16分の１と封筒に係る郵送費の３分の２については政務活動費を充当することはできず、違法又及び不当な公金の支出と判断するのが相当である。

（判断）

前記１(7)ス（ア）のとおり、①西川のりふみ府政報告は４頁で構成されており、１頁目に西川訓史議員のスローガン、個人の氏名・写真・似顔絵、自民党ＨＰのＵＲＬ等が、②封筒の宛名面に西川訓史議員のスローガン、似顔絵、自民党ＨＰのＵＲＬ等が、それぞれ掲載されている。また、前記１(7)ス（ア）のとおり、活動記録簿には、「府政報告書を作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていることが認められる。

もっとも、西川のりふみニュース及び封筒に、西川訓史議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

セ　冨田忠泰議員

(ア)　Ｎ－１

（請求人の主張）

「政策・政治フォーラム」は、他の参加者の情報発信によると、選挙の接客の仕方などをアドバイスするなど、特定の候補者が選挙で有利に戦うことを指南することを目的の一つとして活動しており、実際に選挙の接客の仕方に関する講義を行ったというべきである。

連合大阪政策・政治フォーラム年会費及び懇親会参加費に係る政務活動費の充当は、違法及び不当な公金の支出と判断するのが相当である。

（判断）

前記１(7)セ（ア）のとおり、冨田忠泰議員は連合大阪「政策・政治フォーラム」の年会費及び懇親会費に政務活動費を充当しているが、この費用は前記ア（イ）記載の山田けんた議員が政務活動費を充当した費用と同じものである。連合大阪「政策・政治フォーラム」へ年会費を支払い参加することは、府政の課題を把握するなど、議員の活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

(イ)　Ｎ－２

（請求人の主張）

冨田忠泰議員は、府政報告（平成30年新春号）及び府政報告（平成30年春号）を配布するための郵送代と郵送用長３封筒テープ加工代に政務活動費を按分することなく充当した。

府政報告（平成30年新春号）は４頁からなり、１頁目は概ね冨田忠泰議員の顔写真、氏名、事務所住所・電話番号、挨拶文で構成されており、府政と合理的関連性を有さない分量は相当に多い。２頁目にも冨田忠泰議員の写真が掲載され、４頁目には冨田忠泰議員が街頭活動を行っている写真や質疑を行っている写真等が掲載されている。

府政報告（平成30年春号）は４頁からなり、１頁目は冨田忠泰議員の氏名、写真、プロフィールや挨拶文等の内容で構成されており、４頁目にも冨田忠泰議員の写真等が掲載されている。

これらの府政報告には、冨田忠泰議員を周知・宣伝する側面があり、政務活動費を按分せずに充当することはできないというべきである。これら府政報告に政務活動費を充当することができない割合は、それぞれ概ね８分の３というべきであり、この部分に係る郵送代と郵送用長３封筒テープ加工代については政務活動費を充当することはできず、違法及び不当な公金支出と判断するのが相当である。

（判断）

前記１(7)セ（イ）のとおり、府政報告（平成30年新春号）は４頁で構成されており、１頁目に冨田忠泰議員の顔写真、氏名、事務所連絡先等、新年の挨拶文が、２頁目に冨田忠泰議員の上半身の写真が、４頁目に冨田忠泰議員の上半身の写真、顔写真、氏名が掲載されている。また、前記１(7)セ（イ）のとおり、府政報告（平成30年春号）も４頁で構成されており、１頁目に冨田忠泰議員の氏名、上半身の写真、プロフィール、挨拶文、事務所連絡先等が、４頁目に冨田忠泰議員の顔写真、氏名、挨拶文等が掲載されている。

また、前記１(7)セ（イ）のとおり、活動記録簿には、「大阪府政に関する取り組みを府民に周知するために、今までに作成した府政報告の残分を旭区民に送付。今までの取り組みを周知し、今後の取り組みについてのご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていることが認められる。

もっとも、府政報告（平成30年新春号）及び府政報告（平成30年春号）に、冨田忠泰議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

(ウ)　Ｎ－３

（請求人の主張）

冨田忠泰議員は、府議団だより（令和元年冬号）の送付を要望した府民に対し郵送するためとして、レターパックプラス（520円）を使用し、政務活動費を充当している。差出元大阪旭郵便局管内から大阪府北部や南部の住所に郵送する際、レターパックプラスを使用すると翌日午前中に相手方に届くが、手紙やはがきでも翌日中には相手方に届くのだから、府議団だより（令和元年冬号）を郵送するためにレターパックプラスを使用し、政務活動費を充当することは不適当であり、むしろ別の物品を送付するためにレターパックプラスを使用したというべきであって、違法及び不当な公金支出と判断するのが相当である。

（判断）

前記１(7)セ（ウ）のとおり、冨田忠泰議員は府議団だより（令和元年冬号）の郵送料（レターパックプラス１通）として520円を支出し、活動記録簿には「府議団だよりをご要望いただいた府民に送付することで、大阪府政の状況を府民に周知するとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていることが認められる。

一般に、府議団だよりなどのチラシを郵送する場合、チラシ１枚のみを送付することもあれば、相当量の枚数のチラシを同時に送付することもあると考えられる。そうすると、レターパックプラスを使用して府民に府議団だより（令和元年冬号）を送付したからといって、別の物品を送付したとまで判断することはできない。

以上を踏まえると、レターパックプラスを使用したことをもって、違法又は不当な公金支出と判断することはできない。

(エ)　Ｎ－４

（請求人の主張）

冨田忠泰議員は、府政報告（春号）を府民に郵送するためとして、ゆうパック（810円）を使用し、政務活動費を充当している。差出元大阪旭郵便局管内から大阪府北部や南部の住所に郵送する際、ゆうパックを使用すると翌日午前中に相手方に届くが、手紙やはがきでも翌日中には相手方に届くのだから、府政報告（春号）を郵送するためにゆうパックを使用し、政務活動費を充当することは不適当であり、むしろ別の物品を送付するためにゆうパックを使用したというべきであって、違法及び不当な公金支出と判断するのが相当である。

（判断）

前記１(7)セ（エ）のとおり、冨田忠泰議員は府政報告（春号）の郵送料（ゆうパック１通）として690円（810円から持込割引120円を減じた額）を支出した。この府政報告（春号）は、下記（カ）の府政報告（春号）と同一のもので、活動記録簿には、前記１(7)セ（カ）のとおり「府政報告を作成し、大阪府政の状況について府民への周知を図るとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていることが認められる。

一般に、府政報告などのチラシを郵送する場合、チラシ１枚のみを送付することもあれば、相当量の枚数のチラシを同時に送付することもあると考えられる。そうすると、ゆうパックを使用して府民に府政報告（春号）を送付したからといって、別の物品を送付したとまで判断することはできない。

以上を踏まえると、ゆうパックを使用したことをもって、違法又は不当な公金支出と判断することはできない。

(オ)　Ｎ－５

（請求人の主張）

ａ　第１種定形外郵便料金、スマートレターの料金、レターパックライトの料金、速達料金について

冨田忠泰議員は、府政報告（平成31年新年号）の郵送料として、第１種定形外郵便料金、スマートレターの料金、レターパックライトの料金及び速達料金を支払い、按分することなく政務活動費を充当した。

府政報告の配布は、通常配布に当たって数時間を争うような緊急性を有さないというべきである。もし速達での配布が必要になったとしても、それは議員ないし相手方に特段の事由があるというべきであり、政務活動費の充当を認めるべきではない。さらにはスマートレターやレターパックを使用し政務活動費を充当して府政報告を配布することは、社会通念に照らして不適当というべきである。加えて、府政報告１通を送るために第一種定形外郵便を選択することは、不合理というよりほかはない。したがって、第１種定形外郵便料金、スマートレターの料金、レターパックライトの料金及び速達料金に政務活動費を充当することは、違法不当な公金支出というべきである。

ｂ　切手代の按分について

切手代3,212円は、政務活動費を概ね８分の３に按分して充当することが相当と判断される府政報告の郵送に使用されたというべきであるから、1,205円を違法不当な公金支出というべきである。

（判断）

ａ　第１種定形外郵便料金、スマートレターの料金、レターパックライトの料金、速達料金について

前記１(7)セ（オ）の事実からすると、冨田忠泰議員は府政報告（平成31年新年号）の送付のために、第１種定形外郵便料金、スマートレターの料金、レターパックライトの料金及び速達料金を支払い、按分せずに政務活動費を充当したこと、活動記録簿には「府政報告をご要望いただいた府民に送付することで、大阪府政の状況を府民に周知するとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていることが認められる。

一般に、府政報告などのチラシを郵送する場合、チラシ１枚のみを送付することもあれば、相当量の枚数のチラシを同時に送付することもあると考えられる。そうすると、第１種定形外郵便、レターパックライト又はスマートレターを使用して府民に府政報告（平成31年新年号）を送付したからといって、チラシ１枚のみ送付したとまで判断することはできない。

以上を踏まえると、第１種定形外郵便、レターパックライト又はスマートレターを使用したことをもって、違法又は不当な公金支出と判断することはできない。

また、広聴広報費での郵送に当たり、速達で送付することに関する定めはないことから、速達で送付したことが違法又は不当な公金支出と判断することはできない。

ｂ　切手代の按分について

請求人は、切手代3,212円は政務活動費を概ね８分の３に按分して充当することが相当と判断される府政報告の郵送に使用されたと旨主張する。府政報告（平成31年新年号）について、政務活動費を充当することができない部分に関する主張はないが、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

(カ)　Ｎ－６

（請求人の主張）

冨田忠泰議員は、府政報告春号に係る封筒代、上記（エ）のゆうパック代を含んだ郵送代、デザイン料、印刷・ＤＭ折代、新聞折込代、ポスティング代、振込手数料について、政務活動費を按分することなく充当した。

府政報告春号は４頁から構成され、１頁目は冨田忠泰議員の氏名、写真、プロフィール等の情報が掲載され、氏名と写真のみで紙面の半分以上の面積を占めている。２頁目にも冨田忠泰議員の写真が掲載されている。

これらの事情を踏まえると、府政報告春号には、冨田忠泰議員の宣伝・周知を目的とする部分も相当程度に認められるというべきであるから、府政報告春号の概ね８分の１程度の部分に充当された政務活動費は、違法不当な公金支出というべきである。

（判断）

前記１(7)セ（カ）のとおり、府政報告春号は４頁で構成されており、１頁目に冨田忠泰議員の顔写真、氏名、プロフィール及び挨拶文が、２頁目にも冨田忠泰議員の写真４枚が掲載されており、活動記録簿には「府政報告を作成し、大阪府政の状況について府民への周知を図るとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていることが認められる。

もっとも、府政報告春号に、冨田忠泰議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

(キ)　Ｎ－７

（請求人の主張）

前記エ（エ）の（請求人の主張）記載のとおり。

（判断）

本件府議団だよりは、前記１(7)エ（エ）の府議団だよりと同一のものであり、その表面には、冨田忠泰議員の写真２つが掲載されている。また、前記１(7)セ（キ）のとおり、活動記録簿には、「大阪府政の状況について府民への周知を図るとともに、ご意見・ご要望等を聴取し府政に反映していくため」と記載されていることが認められる。

もっとも、本件府議団だよりに、冨田忠泰議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

ソ　しかた松男議員

(ア)　Ｏ－１

（請求人の主張）

小学校で行われる餅つき大会と、府政との関連を見出すことは困難であり、餅つき大会への参加は私的な活動費用というべきであるから、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)ソ（ア）のとおり、「東中浜餅つき大会のお知らせ」が東中浜地域活動協議会会長名で発行されており、「皆さま、お誘いあわせの上、ぜひご参加ください」「場所　東中浜小学校　校庭」との記載がある。当該記載によれば、東中浜小学校の近隣の方がこの餅つき大会に参加していると考えられ、府議会議員として当該行事に参加することは、近隣の住民等の参加者から府政に関する意見交換や要望の聴取等を行うという目的及び性質を有すると考えられる。当該活動の目的及び性質に照らすと、餅つき大会に参加することは、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる政務活動と合理的な関連性がないと認めることはできず、その際の駐車場代に政務活動費を充当することは、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

(イ)　Ｏ－２

（請求人の主張）

本件の新年感謝祭は、新年に感謝をし、参加者の親睦を深めること等を目的として開催されること、主催者や参加者の宗教色や選挙での応援活動等との関連性を考慮にいれると、当支出は政務活動費を充当することができない活動経費というべきであるから、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)ソ（イ）のとおり、表題に「「新年感謝祭」のご案内」とあり、「平素はＭＯＡ活動に深いご理解とご協力を賜り、統合医療の推進も、国会で審議され、法制化に向けて大きな進展が許されつつあります」「府議会・市議会の先生より、新春のお祝いのお言葉を賜りたく、ご案内させていただきます」との記載がある。当該記載によれば、他の府議会議員や市議会議員を含む参加者がこの新年感謝祭に参加していると考えられ、府会議員としてこの新年感謝祭に参加することは、その場の参加者から府政に関する意見交換や要望の聴取等を行うという目的及び性質を有すると考えられる。当該活動の目的及び性質に照らすと、府議会議員として新年感謝祭に参加することは、議員活動の基礎となる政務活動と合理的な関連性がないと認めることはできず、その際の駐車場代に政務活動費を充当することは、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

(ウ)　Ｏ－３

（請求人の主張）

しかた松男ニュースの裏面は、前記エ（ア）のチラシのデザインとしかた松男議員個人の情報を除いて同一であり、裏面の大半の部分をＧ20サミットの内容や会派所属議員16名の顔写真や選挙区の記載が占めている。このチラシに政務活動費を充当できない部分は、チラシ全体の約25％というべきであり、その部分に係る政務活動費の充当は、違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)ソ（ウ）のとおり、しかた松男ニュースの裏面にはＧ20サミットに関する報告、議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載が掲載されており、活動記録簿には、「９月定例会報告、住民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていることが認められる。

政務活動費の使途基準（別紙８）によると、議員に交付する政務活動費のうち広聴広報費は、「議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」とされており、「府政に関する政策等」の「等」には、議員の政策、国政の課題なども含むとされていること、Ｇ20サミットの開催地である大阪府において、その開催支援や魅力発信等の各種事業が行われたことを踏まえると、しかた松男ニュースにおいてＧ20大阪サミットに関する報告を掲載することは、府政に関する政策等との間に合理的な関連性を有するものと認められる。

もっとも、しかた松男ニュースに、しかた松男議員の顔写真及びプロフィールのほか、会派所属議員16名の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

(エ)　Ｏ－４

（請求人の主張）

しかた松男議員は、ボトルウォーター代とボトルウォーター保守レンタル１年分の費用を按分することなく支出した。

当該支出には、来客用との記載も特に認められず、政務活動補助員や議員本人がボトルウォーターの水を使用することも当然に推定されるし、当事務所では政務活動以外の活動も行われているのだから、その関係者がボトルウォーターの水を使用することも当然に推定される。そうすると、当支出は10分の９で按分して政務活動費を充当すべきであって、それ以外の部分は違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)ソ（エ）のとおり、しかた松男議員は、事務所費については、賃借料として、政務活動での使用実態により、10分の９の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが認められる一方、ボトルウォーター代とボトルウォーター保守レンタル１年分の費用については按分することなく政務活動費（事務費）を充当している。

したがって、事務費で充当されている支出全額が、議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費と合理的関連性を有するか疑問であるが、使途制限違反であることが明らかにうかがわれる場合には当たらない。

タ　杉本太平議員

(ア)　Ｐ－１

（請求人の主張）

ａ　「シーズン報告会並びにＮＰＯ法人設立記念パーティー」への参加と政務調査活動との関連性について

和泉テクノＦＣはサッカーチームであり、サッカーチームに所属する選手の健闘をたたえたり、パーティーへ参加することは、私的な活動経費や、レクリエーションのための経費というべきである。

ｂ　領収書の宛名について

杉本太平議員が提出した領収書は、宛名が空欄となっており、誰宛に発行された領収書なのかは不明である。領収書や活動記録簿が提出されているからといって、杉本太平議員がパーティーに参加したとは、直ちに認められない。

（判断）

ａ　「シーズン報告会並びにＮＰＯ法人設立記念パーティー」への参加と政務調査活動との関連性について

参加の目的についてみると、前記１(7)タ（ア）のとおり、活動記録簿には、「和泉テクノＦＣを中心とした和泉市やテクノステージ和泉の今後のまちづくりについて意見交換を行う」、その内容については「和泉テクノＦＣを核に、テクノステージ和泉のまちづくりの方向性について意見交換を行った。ここでの報告や意見・要望を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されている。当該活動の目的に照らすと「シーズン報告会並びにＮＰＯ法人設立記念パーティー」への参加は、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関する調査研究に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

ｂ　領収書の宛名について

前記１(5)のとおり、会計帳簿等のうち領収書について、その記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。前記１(7)タ（ア）のとおり、当該領収書には宛名の記載はないものの、併せて提出された活動記録簿及び「シーズン報告会並びにＮＰＯ法人設立記念パーティー」の案内からすると、使途の確認ができないものとはいえず、杉本太平議員が「シーズン報告会並びにＮＰＯ法人設立記念パーティー」に参加しなかったとは認められない。

チ　原田こうじ議員

(ア)　Ｑ－１

（請求人の主張）

石橋まつり実行委員会の反省会及び新年賀会の開催時間は、共に19時から21時であることや会の名称から、共に飲食物が提供されたことが推認され、またこれらの反省会・新年賀会は参加者の親睦を深めることや、新年を祝うことを目的として開催されたと判断するのが相当であるから、当支出は私的な活動経費や、レクリエーションのための経費というべきであり、違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)チ（ア）のとおり、反省会及び新年賀会の活動記録簿には、いずれも「府内における商店会振興について意見聴取、意見交換のため参加」、その内容については「・地域問題等について意見交換　・商店街において良好な地域社会の維持及び形成に向けての活動について意見聴取　・若者に祭りを継承するために必要なことについて意見交換　ここでの説明や意見・要望等を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されている。当該活動の目的に照らすと、反省会及び新年賀会への参加のための支出は、私的な活動やレクリエーションのための経費ではなく、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

(イ)　Ｑ－２

（請求人の主張）

槻木町町会の新年会の開催時間は12時から14時であることや会の名称から飲食物が提供されたことが推認され、また新年会は新年を祝い、参加者の親睦を深めることを目的として開催されたと判断するのが相当であるから、当支出は私的な活動経費や、レクリエーションのための経費というべきであり、違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

（判断）

参加の目的についてみると、前記１(7)チ（イ）のとおり、活動記録簿には「地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりについて聴取するために参加」、その内容については「・地域問題等について意見交換　・良好な地域社会の維持及び形成に向けての活動について聴取　ここでの説明や意見・要望等を基に今後の議員・議会活動（定例会等の質問）に活かす」と記載されている。当該活動の目的に照らすと、本件新年会への参加のための支出は、私的な活動やレクリエーションのための経費ではなく、府政の課題及び府民の意思を把握するなど、議員活動の基礎となる地方行財政等に関連するものと認められ、使途制限違反があるとはいえない。

(ウ)　Ｑ－３

（請求人の主張）

原田こうじニュースの裏面は、前記エ（ア）のチラシのデザインと原田こうじ議員個人の情報を除いて同一であり、裏面の大半の部分をＧ20サミットの内容や会派所属議員16名の顔写真や選挙区の記載が占めている。このチラシに政務活動費を充当できない部分は、チラシ全体の約25％というべきであり、その部分に係る政務活動費の充当は、違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)チ（ウ）のとおり、原田こうじニュースの裏面にはＧ20サミットに関する報告、議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載が掲載されており、活動記録簿には、「府政報告書を作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていることが認められる。

政務活動費の使途基準（別紙８）によると、議員に交付する政務活動費のうち広聴広報費は、「議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」とされており、「府政に関する政策等」の「等」には、議員の政策、国政の課題なども含むとされていること、Ｇ20サミットの開催地である大阪府において、その開催支援や魅力発信等の各種事業が行われたことを踏まえると、原田こうじニュースにおいてＧ20大阪サミットに関する報告を掲載することは、府政に関する政策等との間に合理的な関連性を有するものと認められる。

もっとも、原田こうじニュースに、原田こうじ議員の顔写真及びプロフィールのほか、会派所属議員16名の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

ツ　塩川憲史議員

(ア)　Ｒ－１

（請求人の主張）

塩川憲史ニュースの裏面は、前記エ（ア）のチラシのデザインと塩川憲史議員個人の情報を除いて同一であり、裏面の大半の部分をＧ20サミットの内容や会派所属議員16名の顔写真や選挙区の記載が占めている。このチラシに政務活動費を充当できない部分は、チラシ全体の約25％というべきであり、その部分に係る政務活動費の充当は、違法及び不当な公金の支出というべきである。

（判断）

前記１(7)ツ（ア）のとおり、塩川憲史ニュースの裏面にはＧ20サミットに関する報告、議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載が掲載されており、活動記録簿には、「府政報告書を作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていることが認められる。

政務活動費の使途基準（別紙８）によると、議員に交付する政務活動費のうち広聴広報費は、「議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」とされており、「府政に関する政策等」の「等」には、議員の政策、国政の課題なども含むとされていること、Ｇ20サミットの開催地である大阪府において、その開催支援や魅力発信等の各種事業が行われたことを踏まえると、塩川憲史ニュースにおいてＧ20大阪サミットに関する報告を掲載することは、府政に関する政策等との間に合理的な関連性を有するものと認められる。

もっとも、塩川憲史ニュースに、塩川憲史議員の顔写真及びプロフィールのほか、会派所属議員16名の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

テ　須田旭議員

(ア)　Ｓ－１

（請求人の主張）

須田旭議員は、2020年３月に、府議団だより令和２年春号、須田旭ニュース及び新型コロナウイルス感染症対策質疑報告の合計３種類のチラシの郵送を行った。請求人は、この３種類のチラシを併せて１通として郵送したものと解した。

須田旭ニュースの裏面は、前記エ（ア）のチラシのデザインと須田旭議員個人の情報を除いて同一であり、裏面の大半の部分をＧ20サミットの内容や会派所属議員16名の顔写真や選挙区の記載が占めている。このチラシに政務活動費を充当できない部分は、チラシ全体の約25％というべきである。

そうすると、３種類のチラシの郵送費の合計を３で割り、さらに４で割ることにより導かれた額に係る政務活動費の充当は、違法及び不当な公金の支出と判断するのが相当である。

（判断）

前記１(7)テ（ア）のとおり、須田旭ニュースの裏面にはＧ20サミットに関する報告、議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載が掲載されており、活動記録簿には、「府政報告書を作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていることが認められる。

政務活動費の使途基準（別紙８）によると、議員に交付する政務活動費のうち広聴広報費は、「議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」とされており、「府政に関する政策等」の「等」には、議員の政策、国政の課題なども含むとされていること、Ｇ20サミットの開催地である大阪府において、その開催支援や魅力発信等の各種事業が行われたことを踏まえると、須田旭ニュースにおいてＧ20大阪サミットに関する報告を掲載することは、府政に関する政策等との間に合理的な関連性を有するものと認められる。

もっとも、須田旭ニュースに、須田旭議員の顔写真及びプロフィールのほか、会派所属議員16名の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

ト　西惠司議員

(ア)　Ｔ－１

（請求人の主張）

前記エ（イ）の（請求人の主張）記載のとおり。

（判断）

本件の府議団だよりは、前記１(7)エ（イ）の府議団だよりと同一のものであり、その表面には、西惠司議員の写真５つが掲載されている。また、前記１(7)ト（ア）のとおり、活動記録簿には、「自民党・無所属　大阪府議会だよりを作成し市民に周知を図るとともに、意見・要望等を聴取する」と記載されていることが認められる。

もっとも、本件府議団だよりに、西惠司議員の顔写真等が掲載されている点については、議会が使途基準において「広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要」と定めているものの、顔写真等が広報紙全体に占める割合がいかなる程度を超えた場合に按分する必要があるかについて一義的に明確な基準が設けられておらず、按分が行われていなかったことをもって、使途制限違反があることが明らかとはいえない。

## ３　結論

以上のとおり、本件支出が違法又は不当なものであるという請求人の主張には理由がない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

## ４　意見

府議会では、手引において、政務活動費の充当について「政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分することが必要」とされるのみで、按分に関する客観的で具体的な基準は定められていないものがある。例えば、広報紙等については、議員の顔写真、プロフィール等の掲載の可否や紙面に占める割合等について特段の定めはないが、議員の顔写真、プロフィール等が広報効果を上げるための工夫の範囲内と認められる場合には、広聴広報活動との合理的関連性が認められるものとして運用されている。

今回の監査において、請求人が違法・不当な政務活動費の支出に当たるとして摘示した広報紙等について確認したところ、議員により分量の多少はあるものの、議員の顔写真、氏名、事務所連絡先、挨拶文等が掲載されていた。また、会派に交付される政務活動費とは別に、議員に交付される政務活動費として支出される広聴広報費であるにもかかわらず、当該議員の広報紙に会派所属議員を紹介している例も見られた。

そして、今回の監査結果においては、実態に応じた按分の適否の判断としては、手引において具体的な基準が使途基準に定められておらず、議員の顔写真等が掲載され按分が行われていなかったことをもって、ただちに使途制限違反があることが明らかにうかがわれる場合には当たらないとしたところである。

しかし、手引では、政務活動費は、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために、証拠主義の原則と透明性の原則が定められており、政務活動を裏付ける客観的な証拠があること、収入・支出が記載された会計帳簿等の写しを提出することなどが定められている。

政務活動費は、議会の自主性、自律性を尊重する制度であるとはいえ、その裁量の範囲は無制限ではない。会派及び議員においては政務活動費の支出の適正を担保すべく、会計帳簿や支出の証拠書類(領収書等)が必ず保管されていることなどが求められている。そして、これまでの政務活動費の支出の可否をめぐる判決を踏まえると、使途制限違反があることが明らかにうかがわれる場合、使途制限適合性について会派及び議員が行う立証は、相当程度の厳格さが求められている。

会派及び議員においては、自らを律し、証拠主義の原則、透明性の原則のより一層の徹底を図ることにより、府民に対する説明責任を果たすことが求められる。議会においては、広報紙等、「実態に応じて按分が必要」とされるのみで、客観的で具体的な基準が定まっていない費用について、広報紙に占める議員の顔写真やプロフィールなどのより具体的な按分基準を策定するなど、会派及び議員が使途基準に則り適切に説明責任を果たせるよう、基準の明確化について積極的かつ早期に検討されたい。

加えて、今回の監査では、会議費や調査研究費において、領収書貼付用紙の余白に活動名のみが記載されているなど、必ずしも目的や内容が明確でないものがみられた。より一層府民に対する説明責任を果たす観点から、いずれの政務調査活動においても、証拠主義を徹底し、活動の目的、内容を明確に記載するよう、運用の見直しを併せて検討されたい。

# （別紙１）請求の原因

令和３年６月25日付け　請求人提出

１) 大阪府議会議員　立憲民主党所属　山田けんた氏の財務会計行為について

山田議員は2019年（令和元年）10月７日付でホテル京阪にて行われた連合大阪北河内地域協議会主催の研修会に参加し、その後に開催された懇親・交流会に研修費の名目で3,000円を按分することなく支払った。研修会は、「組合活動に役立つ人間関係の築き方について」というテーマで開催されたことが認められる。領収書の宛名欄は空欄なので、誰宛に発行された領収書であるかは不明である。組合活動に役立つ人間関係の築き方と、政務調査活動との具体的・合理的な関連性は不明である。主催者は当研修会および懇親・交流会への参加要請を電機連合や自治労、日教組等に行っていることが確認できるから、他の参加者の属性は、これらの団体の組合活動関係者というべきである。これらの事情を踏まえると、当支出はもっぱら私的な活動経費というべきであり、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきである。

山田議員は2019年（令和元年）５月26日付で連合大阪「政策・政治フォーラム」年会費として10,000円を按分することなく支払った。また、当議員は2019年（令和元年）11月23日付で連合大阪「政策・政治フォーラム」年会費として10,000円、懇親会参加費3,000円、駐車場代800円を、2020年（令和２年）１月６日付でETC代530円を、それぞれ按分することなく支払った。連合大阪は、選挙で民主系の候補を応援したり、大阪都構想の反対運動を行ったりするなど、継続的に政治活動を行う側面を明確に有する団体である。11月23日付発行の10,000円の領収書、懇親会参加費3000円の領収書、駐車場代800円の領収書いずれも宛名欄は空欄となっている。よって、領収書が提出されているからといって、直ちに山田議員が当会に参加したとは認められないし、山田議員が当団体へ11月23日付で年会費を支払ったとも認められない。11月23日の学習会は、案内に記載の学習会のテーマ名は仮の内容であり、実際には『「なぜリベラルは敗け続けるのか」大阪という「なんぎ」において』というテーマで行われた。他の参加者の情報発信によると、学習会の講師は大阪の今の現状を難儀扱いし、野党連合や選挙事務所の接客の仕方などに関する講義が行われたことが確認できる。また、学習会の前には、連合関係者が現在の政府を批判する内容の発言を行ったことも確認できる。連合大阪「政策・政治フォーラム」は、選挙の接客の仕方などをアドバイスするなど、特定の候補者が選挙で有利に戦うこと指南することを目的の一つとして活動しており、実際に選挙の接客の仕方に関する講義を行ったというべきである。

連合大阪主催「政策・政治フォーラム」へ年会費を支払うことが、具体にどのように政務活動に資するのか客観的に判然としない。これらの事情を踏まえると、５月26日付および11月23日付で支払われた年会費等の費用に、按分せずに政務活動費を充当することは認められず、これらの支出は違法および不当な公金の支出というべきである。さらには、５月26日付で按分せずに年会費を払っておきながら、そのおよそ半年後にも按分せずに年会費を支払うことは、年に２回按分せずに年会費を支払うことになるのだから、このような支出は到底容認されるものではない。

山田議員は2019年（令和元年）８月20日付で駐車場代800円を按分することなく支出した。

領収書には「大阪地裁見学」と記載があり、大阪地裁近くの駐車場を使用したことが確認できるものの、誰宛に発行された領収書であるかは不明である。また、大阪地裁近くの駐車場を使用したからといって、直ちに大阪地裁の見学のために駐車場を使用したとは認められない。そもそも大阪地裁は当時より、できる限り公共交通機関を利用するよう呼び掛けてきているのだから、大阪地裁の意向に反する行為を議員が敢えて行った理由が不明である。大阪地裁の見学を行うにあたって、前もって大阪地裁のＨＰは事前に確認すると思われるし、少し当ＨＰを確認すれば大阪地裁が公共交通機関の利用を控えるよう発信していることが分かるが、そのようなことを事前に行わなかったのだろうか。当議員が大阪地裁の周辺にある弁護士事務所に行って、法律相談を受けていた可能性もあるし、当議員が係争中の案件の訴訟当事者として裁判所に行った可能性もある。裁判の傍聴を趣味とする人も世の中にはいるのだから、当議員の個人的な趣味で裁判の傍聴を行っていた可能性もある。たとえ当議員が領収書に記載の通り大阪地裁の見学を行ったとしても、大阪地裁の見学を行うことが、直ちに大阪府政との合理的な関わりを持つとも認められない。よって、現時点では当支出は違法及び不当な公金というべきである。

山田議員は2019年（令和元年）10月19日付で大阪知的障害者スポーツ協会の主催するスポーツフェスタに参加し、その参加に際し会議費として1,500円を按分することなく支出した。1,500円は、駐車場代であることが当議員の提出した領収書から確認できる。主催者の発行するスポーツフェスタの案内からは、大会に臨席することによって、選手たちの頑張りや、ボランティアの皆様の活躍ぶりを見ることができること、来賓として大会に出席すると名前の紹介をしてもらえることが確認できる。請求人は、主催団体の公益性や、選手の皆さんの頑張り、ボランティアの皆様の参画等を何ら否定する意図は有していないものの、当該団体の開催するスポーツフェスタに参加することと、政務活動との合理的な関連性が不明である。会議費は、①議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費又は②団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に充当できるところ、スポーツフェスタの案内からは、スポーツフェスタにて会議や相談会が開催されることを窺うこともできない。そうすると、駐車場代は前記①・②のどちらの経費にも該当しないというべきであるから、当支出は違法及び不当な公金の支出というべきである。

山田議員は2019年（令和元年）11月２日付で陽だまりの会　地域ふれあい祭り視察のための駐車場代として1,000円を按分することなく支出した。議員が領収書に添付した資料によると、地域ふれあい祭りでは、よさこいソーラン、民族舞踏等が行われたことや、焼きそば、パン、クッキー、石鹸、手芸品、たこせん、おでん、からあげ等が販売されたことが窺える。請求人は、こういった地域の祭りを開催する意義を否定する意図は何ら有していないものの、当該団体の主催する地域ふれあい祭りと、大阪府政や議員の行う政務活動との具体的・合理的な関連性は認められないというべきである。よって、当支出は違法及び不当な公金の支出というべきである。

山田議員は2019年（令和元年）12月23日付で、がんこ寿司枚方店で開催された、連合大阪北河内地域協議会が主催する、労福協との合同慰労交流会の会費として3,000円を按分することなく支払った。連合大阪北河内地域協議会が発行した領収書には、宛名欄が空欄のため、誰宛に発行された領収書か不明である。よって、領収書が提出されているからといって、直ちに山田議員が当慰労交流会に参加したとは認められない。合同慰労交流会は、会の名称から推認される会の内容、開催時期、開催場所、開催時間帯、主催団体の性格などを考慮にいれると、仮に会合にて議員が１分程度府政報告を行うことができたとしても、もっぱら政務活動に資するような会ということは認められず、前記支出は私的な経費ないしレクリエーションのための経費というべきである。これらの事情を考慮に入れると、当支出に政務活動費を充当することは違法及び不当な公金の支出というべきである。

山田議員は2019年（令和元年）10月25日付、11月５日、11月６日、11月26日付で事務所移転通知はがき代として、63,000円、9450円、12600円、1,260円それぞれを按分することなく支出した。当該はがきには、「事務所に遊びにきてください」と、事務所へ遊びに来ることを促す文言が記載されていることが認められる。事務所で遊ぶことは、政務活動と合理的な関連性を有さないというべきであり、事務所へ遊びに来ることを呼びかけることも、政務活動と合理的な関連性を有さないというべきである。また、はがきには、後援会事務所が移転するのか、府政事務所が移転するのか明記もされていない。よって、事務所へ遊びにくることを呼びかける部分に政務活動費を充当することは認められないから、概ね面積比95％で按分するべきである。そうすると、63,000円、9450円、12600円、1,260円の合計86,310円に0.05をかけて四捨五入した4,316円は違法な公金の支出というべきである。

山田議員は2019年（令和元年）５月18日付で来客用お茶代648円を、同７月30日付で来客用コーヒー代894円を、それぞれ按分することなく支出した。また、当議員は2019年（令和元年）10月14日付で来客用お茶代483円を、来客用急須・ゆのみ・コーヒーポット代3,060円を、来客用ゆのみ等を収納するための箱代2,703円を、それぞれ按分することなく支払った。さらに、当議員は2019年（令和元年）12月29日付で来客用お茶代483円を、2020年（令和２年）２月１日付で来客用コーヒー1,032円をそれぞれ按分することなく支払った。当議員の提出した事務所状況報告書によると、当事務所には、たまに後援会関係者が事務所に来訪し取次ぎ事項があることや、当事務所では毎月16時間政務活動に属さない活動が行われていることが確認できる。事務所を訪れる人は、府政相談目的で訪れる人ばかりではなく、実際に山田議員は事務所に遊びにくるように呼び掛ける内容のはがきを作成し配布したのだから、遊び目的で事務所を訪れる人も相当数いることが推定される。府政相談以外の目的で事務所を訪れた人に対し、一切お茶やコーヒーを出さないということは、社会通念に照らして考えにくく、むしろ社会通念に照らすと、府政相談以外の目的で事務所を訪れた人に対しても、お茶やコーヒーを出して、もてなすことが推量される。以上を踏まえると、特段の事情が無い限りは、上記来客用お茶代、来客用コーヒー代、急須・ゆのみ・コーヒーポット代、ゆのみ等を収納するための箱代を按分することなく支出することは、客観的に不合理であるから、事務所の使用実態に照らして按分して支出すべきである。従って、前記支出の合計9,303円に0.1をかけて四捨五入した930円は違法な公金の支出というべきである。なお同僚の大阪府議会議員では、例えば須田議員は飲料の経費も事務所の使用実態に応じて按分していたし、須田議員同様の処理をしている議員は他にもいることを付言する。

２）大阪府議会議員　立憲民主党所属　野々上愛氏の財務会計行為について

野々上議員は2019年（令和元年）６月22日付で公共政策ラボセミナーの参加費として1,000円を支出した。当議員の提出した領収書には、宛名が記載されておらず、当領収書が誰宛に発行されたのか確認できない。よって領収書が提出されているからといって、直ちに野々上議員が当セミナーに参加したとは認められない。また、領収書には「平松邦夫公共政策ラボ」と記載されており、平松邦夫事務所の印鑑が捺印されていることが確認できる。当セミナーの案内からは、当セミナーが「元気アップセミナー」であること、『先のＷ選の結果を受けて、意気消沈の皆様に「希望の光を！」あてていただく』ことを目的として開催されたこと、講師はフリージャーナリストの吉富有治氏および元大阪市長の平松邦夫氏であること等が確認できる。また、当セミナーの中央部分には、吉富有治氏の新著の表紙が掲載され、新著の表紙には「維新VS自民党」、「なんやったんやクロス選挙」等の文言が記載されていること等が確認できる。主催者の平松邦夫氏は反維新・反都構想という主義主張を持ちその思想を対外的に積極的に発信を行う人物であるし、セミナー参加者はおおむねＷ選の結果を受けて意気消沈した者であることが認められるし、このセミナーはＷ選の結果を受けて意気消沈した人を元気づける目的で開催されたセミナーである等の事情を考慮に入れると、当セミナーは政党主催のセミナーではないにしても高度に政治的な内容のセミナーであることが認められる。以上の事情を踏まえると、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきである。

野々上議員は2019年（令和元年）10月８日付でみどりの大阪主催勉強会の参加費として駐車場代1,300円を支出した。駐車場代の領収書には、新大阪駅前第２との記載が認められ、入庫時刻は19時59分、精算時刻は22時45分であることが認められる。同日10月８日19時半から21時半までの間、新大阪駅近くで緑の党グリーンズジャパン主催のイベントが開催されていることが認められる。このイベントのビラには、「韓国緑の党から」、「女性と若者が政治を動かす！」、『緑の党は昨年の統一自治体選挙ではフェミニズムと環境政策を掲げた若い候補が善戦。来年４月の総選挙にむけてキャンペーン「She will run（彼女は立候補する）」準備中です。』、等の記載が確認でき、イベントのゲストは元韓国ヤンググリーン共同代表であること、イベントは10月８日付で19時半から21時半の間まで開催されること、イベントは新大阪駅近くで開催されることが、ビラより確認できる。また、当ビラには「緑の党グリーンズジャパン」との記載が確認でき、「緑の党グリーンズジャパン」はビラの発行主体であることが認められ、当イベントの主催者は「緑の党グリーンズジャパン」ないしその関連団体であることが推認される。野々上議員は世界90カ国の緑の党が参加するグルーバルグリーンズの一員として、緑の党グリーンズジャパンの立ち上げに参画したことが認められること、野々上議員は緑の大阪共同代表を務めていた時期があったこと、緑の大阪は緑の党の地方連携組織であること、現在も野々上議員は緑の党グリーンズジャパンのサポーターであること等の事情を踏まえると、野々上議員が参加したイベントは、提出された領収書に記載の「東アジア女性と政治」という側面よりもむしろ政党主催の選挙に関連する側面を明確に有するイベントであるというべきである。そうすると、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきである。

野々上議員は2019年（令和元年）10月20日付で大阪市廃止分割対策チーム勉強会の参加のために、駐車場代1,500円を支出した。大阪市廃止分割対策チームは大阪の立憲民主党の内部組織であることが認められるから、この勉強会への参加は政党活動や党務の側面を有するというべきである。そうすると、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきである。

野々上議員は2019年（令和元年）11月20日付で自治体政策青年ネットワーク研修会参加費として12,000円を按分することなく支出した。当議員の提出した領収書には、宛名が記載されておらず、当領収書が誰宛に発行されたのか確認できない。よって領収書が提出されているからといって、直ちに野々上議員が当研修会に参加したとは認められない。よって、当支出に政務活動費を充当するのは違法ないし不当な公金の支出というべきである。

野々上議員は2019年（令和元年）11月23日付で連合大阪政策・政治フォーラムの年会費として10,000円を按分することなく支出した。前記山田議員による同様の支出の箇所に記載した事項を理由として、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきである。

３）大阪府議会議員　日本共産党所属　内海公仁氏の財務会計行為について

内海議員は2019年（令和元年）10月22日付でガソリン代79円を按分することなく支出した。

この79円は内海議員が「カジノあかん！夢洲あぶない！ここで万博大丈夫？10･22市民集会」に参加した際のガソリン代であることが認められる。また、当市民集会は、維新の府・大阪市政が安倍政権の後押しを受けながら、カジノを核とする統合型リゾート（IR）の誘致へ暴走する中、カジノの害悪や安全性などをあらためて考え、カジノ誘致に反対する運動を大きく広げる目的で開かれた集会であることが認められ、会場は多くの参加者で超満員となっていることが認められる。参加者は皆一様に、「カジノあかん」、「夢洲あぶない」等記載された物品を両手に持ち、それらの主張が記載された物品を、他者からもよく見えるような位置に掲げていることが認められる。また、集会では日本共産党の小川前大阪市会議員が「カジノを阻止してまっとうな大阪を」と話したことが認められる。さらに当集会には、内海議員の他に、日本共産党所属清水衆議院議員、日本共産党所属辰己前参議院議員、日本共産党所属渡部府国政対策委員長、日本共産党所属石川府議会議員、日本共産党所属井上大阪市会議員、日本共産党所属長岡大阪市会議員、日本共産党石本議員、日本共産党石谷議員が参加したことが認められる。集会後には、参加者は「カジノあかん！」等の文言が記載された物品を手に持ち、デモ行進を行ったことが確認できる。これらの事情を踏まえると、当集会は特定の主義主張を推進する目的で開催された政治集会であるということができ、集会後にはデモ行進を行っていることから、内海議員は政治集会に参加したというべきである。また、同じ政党所属の議員が揃って参加していることから、集会への参加は党務の側面も有するというべきである。そうすると、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきであり、政務活動費の私物化というべきである。

内海議員は2019年（令和元年）12月６日付でガソリン代73円を按分することなく支出した。この73円は内海議員が大阪革新懇主催の「講演と音楽のゆうべ」に参加した際のガソリン代であることが認められる。大阪革新懇は、自民党政治をただすことや、日米安保条約をなくすことを目標として運動を行う団体である。大阪革新懇の代表世話人会では、日本共産党の府書記長が、「来年は総選挙が行われる。市民と野党の本気の共闘で政権交代を必ず勝ち取り、政治を国民の手に取り戻すために全力を挙げたい」と決意を語っていることが認められる。また、大阪革新懇は全国革新懇の地方組織であり、全国革新懇の代表世話人は日本共産党の代表者と同じ志位衆議院議員である。前記12月６日付で開催された「講演と音楽のゆうべ」では、ソプラノ歌手がオペラ歌曲「私のお父さん」、ヘンデルの「オンブラマイフ」、楽曲「ペチカ」、「浜千鳥」、「一本の鉛筆」を歌ったことが認められる。その後に、ジャーナリストの斎藤氏が「驕る権力、煽るメディア～政権のメディア戦略を乗り越える市民運動を～」と題して講演を行ったことが認められる。斎藤氏は、講演の場で、安倍政権が嘘をつく等し、日本社会をめちゃくちゃにしたと、厳しく非難し、さらに、斎藤氏は日本共産党の政党機関紙である「しんぶん赤旗」以外のメディアを批判したことが認められる。また、斎藤氏は、講演の場で、民主主義を回復させるには市民運動の力と良心的なジャーナリズムの連携しかない旨を主張したことが認められる。音楽鑑賞は私的なレクリエーションといえるし、市民運動と府政との合理的な関連も認められない。主催者の性質、講演内容等を考慮に入れると、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきであり、政務活動費の私物化というべきである。

４）自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の財務会計行為について

ア　自由民主党・無所属　大阪府議会議員団は2020年（令和２年）１月27日付で、チラシ「府議団ニュース」の制作・印刷費として214,610円を按分することなく支出した。当支出の請求書には、件名欄に「府議団議会報告チラシ11月号」との記載が確認でき、しかた議員、中井議員、西村議員および塩川議員のチラシの消費税課税前の印刷代がそれぞれ14,500円であること、うらべ議員のチラシの消費税課税前の印刷・加工代が18,500円であること、原田こうじ議員および須田議員のチラシの消費税課税前の印刷・加工代が20,000円であることが確認できる。また、チラシデザイン費、版下作成費、チラシ控え作成費の消費税課税前の金額が78,000円であることも確認できる。当支出の活動記録簿に添付された各議員のチラシは、表面は概ね議員個人の写真、議員個人の氏名、チラシの名称、所属会派名、国政政党である自由民主党のロゴ、府政事項に関する内容で構成されている。また、裏面は概ねＧ20サミットに関する事項、会派所属議員の顔写真16個、16人の議員の選出選挙区、会派内の議員の役職に関する記述、裏面下部には表面上部に掲載された議員個人と同一の顔写真、当該議員個人の氏名およびその連絡先等に関する内容で構成されている。議員16人の写真が掲載されている一方で、これら16人の議員の個々の連絡先や府政相談事務所の住所等は、この箇所には記載されていない。大阪府政を代表する者の一人である府議会議長に関する記述は存在しないものの、会派所属議員が副議長に就任したことに関する記述は認められる。チラシ表面上部の約５分の１程度および裏面下部約５分の１以外の部分は、７人の議員のチラシはどれも同様の内容であることが認められる。裏面のＧ20サミットに関する部分には、途上国の債務問題の分野において日本のリーダーシップを発揮した旨の記載等が認められる。Ｇ20サミットの開催都市が大阪であること、Ｇ20サミットと大阪府政の関連性は一定あることから、政務活動費が按分されることなく充当されたチラシにおいてＧ20サミットに関する文言や写真を掲載することは、その分量や内容によっては認められる余地はあるというべきである。本件チラシでは、裏面のおおよそ40％程度の面積にＧ20サミットの写真や成果等が掲載されているものの、これらの記載はもっぱら国政やＧ20サミットの成果をアピールする内容となっており、府政がＧ20サミットにどのように貢献したか、Ｇ20サミットを成功させるために府政はどのようなことに取り組んだか、といった府政とＧ20サミットを具体に関連づける記載を有さないというべきである。また、裏面の議員16名の氏名・顔写真や選挙区等の記載は、議員個人の個人情報や会派内の人事等であり、府政等事項の報告ということは困難であり、また府政等事項の報告というべき表面の約５分の４の部分との具体的な関連性が明らかでなく、前記報告等を効果的に行うための工夫と解することもできない。そして、裏面下部には、例えばしかた議員を例に挙げると、しかた議員の氏名が「府政等事項に記載された文字の大きさ」の概ね２倍の大きさの文字で記載され、さらにそのすぐ横にも「しかたまつお」の記載が認められる。また、裏面左下部分には、議員個人16人分を掲載した箇所に掲載されている写真と同一の写真が、前記箇所に掲載された写真の大きさの約２倍の大きさで掲載されていることが認められる。以上を踏まえると、本チラシにおいて、府政等事項との合理的関連性を有さない部分は、チラシ全体のおおよそ４分の１程度の面積であると認めるのが相当であるから、214,610円を４で割り四捨五入した53,653円は違法および不当な公金の支出というべきである。ところで、請求人は大阪府議会のホームページに掲載されている当Ｇ20サミットのチラシは不鮮明であり、選挙区等の文言を読むことが困難な箇所が多かったことから、自由民主党・無所属　大阪府議会議員団のホームページや数名の会派所属議員個人のホームページにアクセスして当該チラシを閲覧しようとたところ、当該チラシはこれらのホームページには掲載されていなかった。そこで議会事務局職員に連絡をとったところ、このような議員人事の号外的な内容のチラシは、自由民主党・無所属　大阪府議会議員団は、当会派のホームページには掲載しないようにしているという、自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の内部の事情を、議会事務局職員より伺った。本件チラシのように議員個人の顔写真を複数、本件チラシのように配置し、政務活動費を按分することなく充当したチラシへの公金支出を裁判所が違法と判断した事例は過去にあり、過去にそのような判断をした裁判所は大阪高裁であることを付言する。さらには、本件チラシのように議員個人の顔写真を複数本件チラシのように配置したチラシへの公金支出を監査委員が違法と判断した事例も2020年（令和元年）に発生していること、それは広島市議会の自由民主党・市民クラブの事例であることも付言する。もっともこれらの事例と、本件のチラシは同一ではないから、参考程度に留めておくべきだろう。

イ　西けいじ議員のチラシのデザインや印刷等に係る費用として、2019年（令和元年）12月に、自由民主党・無所属　大阪府議会議員団は481,250円、西けいじ議員は167,970円を支出した。当チラシの裏面は府議団で共通のデザインとなっていることから、特段の事情が無い限り、請求書に記載のデザイン代は、チラシの表面のデザイン代であると解すべきである。当チラシ表面には、①西議員が議会内の椅子に着席している様子を撮影した写真、②西議員の上半身が撮影された写真、③西議員の３つの顔写真が掲載されている。表面に掲載された西議員の写真は合計５つであり、これらの写真はいずれも府政等事項の報告ということはできない。ただし、西議員の写真５つのうち、１つには、政務活動費を充当することができるものと考える。チラシ表面上部には、「大阪府議会第114代副議長西けいじ議員が昨年の北部地震の被害を受け、府立学校のブロック塀撤去の状況について問いただした」との記載あることが確認できる。チラシ表面には、議会での西議員の質疑内容と、その答弁に関する記載が掲載されているものの、西議員は「大阪府議会第114代副議長」の立場として質疑を行ったということはできない。府政等事項を記載した文字の大きさの約２倍の文字の大きさで、「大阪府議会第114代副議長」の役職を記載したことが確認できる。

前記写真②および③が掲載された部分に、府政等事項を写真と差し替えて掲載した方が、府政等事項の情報量は多くなるというべきである。また、前記写真②および③が掲載された部分に、府政等事項を写真と差し替えて、府政等事項の文字を大きくして掲載した方が、府政等事項が読みやすくなるというべきである。あるいは、前記写真②および③の写真を削除した方が、チラシに余白が生まれ、かえって府政等事項が読みやすくなることが感得される。以上の事情を踏まえると、表面の西議員の写真のうち、前記②および③の写真が掲載された部分には、政務活動費を充当することが適当であるとは認められない。前記②および③の写真が掲載された面積は、表面の約９分の１であり、チラシ両面の約18分の１であることが認められる。以上より、自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の支出した30,450円

(70,000\*1.08\*1/9+(252,000+21,000+16,800+230,400-152,700)

\*1.08\*1/18=8,400+22,050=30,450)および、西けいじ議員の支出した13,362円

(70,000\*1.08\*1/9+(252,000+21,000+16,800+230,400-437,500)\*1.08\*1/18=8,400+4,962=13,362)は、違法および不当な公金の支出というべきである。

ウ　奥谷議員のチラシのデザインや印刷等に係る費用として、2019年（令和元年）11月に自由民主党・無所属　大阪府議会議員団は481,580円、12月10日付で奥谷議員は333,234円を支出した。当チラシの裏面は府議団で共通のデザインとなっていることから、特段の事情が無い限り、請求書に記載のデザイン代は、チラシの表面のデザイン代であると解すべきである。当チラシ表面には、①奥谷議員が議場で発言する様子を撮影した写真、②奥谷議員の３つの顔写真が掲載され、さらに③３つの顔写真それぞれの横に「奥谷議員」の議員名が記載されている。表面に掲載された奥谷議員の写真は合計４つであり、これらの写真はいずれも府政等事項の報告ということはできない。ただし、奥谷議員の写真４つのうち、１つには、政務活動費を充当することができるものと考える。チラシ表面には、プロフィール欄に現在までの主な市議会役職等として「吹田市議会議員４期、第69代、第70代吹田市議会議長、全国市議会議長会監事、監査委員」等の記載があることが確認できる。

前記写真②および議員名③が掲載された部分に、府政等事項を写真と差し替えて掲載した方が、府政等事項の情報量は多くなるというべきである。また、前記写真②および議員名③が掲載された部分に、府政等事項を写真と差し替えて、府政等事項の文字を大きくして掲載した方が、府政等事項が読みやすくなるというべきである。あるいは、前記写真②および③の写真を削除した方が、チラシに余白が生まれ、かえって府政等事項が読みやすくなることが感得される。以上の事情を踏まえると、表面の前記②の写真が掲載された部分には、政務活動費を充当することが適当であるとは認められない。前記②の写真が掲載された面積は、表面の約144分の１であり、チラシ両面の約288分の１であることが認められる。以上より、自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の支出した1,904円(70,000\*1.08\*1/144+(390,000+280,440­-302,940)\*1.08\*1/288+330\*1/288=525+1,378+1=1,904)および、奥谷議員の支出した1,399円(70,000\*1.08\*1/144+(390,000+280,440-437,500)\*1.08\*1/288=525+873を四捨五入して1,399)は、違法および不当な公金の支出というべきである。なお、会派の活動記録簿や会計帳簿には振込手数料330円の記載が欠落していると思われる。また、請求書には、事務所分として、数量1,600,単価0円、金額0円との判然としない記載も認められる。事務所分であれば無料で業者からチラシを印刷して受け取ることができるという事実が窺われるから、奥谷議員が業者から何らかの不当利得を得ているおそれのあることが、相当の合理性を持って疑われる。

エ　冨田議員のチラシのデザインや印刷等に係る費用として、2019年（令和元年）11月に自由民主党・無所属　大阪府議会議員団は481,580円、2019年（令和元年）11月19日付で冨田議員は53,394円を支出した。当チラシの裏面は府議団で共通のデザインとなっていることから、特段の事情が無い限り、請求書に記載のデザイン代は、チラシの表面のデザイン代であると解すべきである。当チラシの表面には、冨田議員の写真がほぼ同じ大きさで２点あり、どちらの写真も府政等事項を報告する内容とは認められない。議員の宣伝・周知を目的として、これらの写真を掲載したと認めるのが相当であるから、片方の写真の面積部分に政務活動費を充当することは認められない。よって、当該写真の面積がチラシ全体に占める面積の割合は、概ね32分の１であるから、府議団の支出した15,049円および冨田議員の支出した1,669円は違法不当な公金支出というべきである。

５) 大阪府議会議員　自由民主党所属　徳永愼市氏の財務会計行為について

徳永議員は2019年（令和元年）７月29日付で大阪府ＭＯＡ議員連盟年会費として20,000円を按分することなく支出した。議員の提出した案内によると、７月29日付で開催された議員連盟総会及び懇親会で参議院選挙のお礼が行われたことが確認できる。請求人が調べたところ、選挙を左右しうるのは巨大宗教票であることが窺われ、またかつては、世界救世教が、参議院議員選挙自民党の大票田であったことが窺われる。世界救世教の関連組織として、ＭＯＡという一般社団法人があり、ＭＯＡは、選挙での推薦を行い政治支援活動を熱心に行っていることも窺われる。大阪府ＭＯＡ議員連盟の議員総会では、自由民主党の旗を会場内の最も目立つ場所に日本国旗の横に掲揚していることが認められる（なお、大阪府外の各地域のＭＯＡ議員連盟も自由民主党やその選挙応援と明確に関連性を有することが認められる）。大阪府下の自治体に所属する自由民主党所属議員で、大阪府ＭＯＡ議員連盟の年会費は政党活動利用分に属する説明を行う議員の存在も認められる。請求人は、ＭＯＡという団体を否定する意図は何ら有していないものの、大阪府ＭＯＡ議員連盟は、政務活動と合理的な関連性を有しない活動を行っていることが認められるから、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきである。

徳永議員は2019年（令和元年）５月24日付で大阪佼成議員懇話会年会費として6,000円を按分することなく支出した。なお、先ほどの大阪府ＭＯＡ議員連盟の代表世話人は自由民主党所属の大阪市会議員の荒木幹男氏で、大阪佼成議員懇話会の会長もまた、自由民主党所属の大阪市会議員の荒木幹男氏である。請求人が調べたところ、立正佼成会という仏教団体があり、「佼成」は多くの人が交わり、励まし合って人格完成をめざすという意味を有している。立正佼成会大阪教会は、節分会を開催し、その会では教会長による講和や、青年婦人部員有志によるコントが行われてたことや、大阪佼成議員懇話会の会長である前記自由民主党所属の大阪市会議員の荒木氏が来賓の代表として、聖壇上で挨拶を行ったことが確認できる。さらに請求人が調べたところ、立正佼成会は、自由民主党の有力な支持団体である宗教団体の一つであることも窺える。請求人は、立正佼成会という団体やその教えを否定する意図は何ら有していないものの、大阪佼成議員懇話会と府政や政務活動との具体的・合理的な関連性は不明であるし、大阪佼成議員懇話会の会長が宗教的な行事に来賓として招待され、代表として挨拶していることや、立正佼成会は自由民主党を選挙で支援する側面が認められるから、年会費は特定の宗教団体を応援する目的として、また特定の宗教組織から議員個人が選挙で応援してもらうことを目的として支出されたと判断するのが相当であり、当支出に政務活動費を充当することは違法および不当な公金の支出というべきである。

徳永議員は2019年（令和元年）５月30日付で政務活動の補助職員３名の給与及びその振込手数料を支出した。補助職員３名の給与は、３名とも按分して支出されているところ、振込手数料は３名中２名は適切に按分して支出されていない。よって、同日付支出のうち、432円に0.5をかけた金額と432円に0.1をかけた金額の合計、即ち259円は違法および不当な公金の支出というべきである。

徳永議員は2019年（令和元年）６月27日付で政務活動の補助職員３名の給与及びその振込手数料を支出した。補助職員３名の給与は、３名とも按分して支出されているところ、振込手数料は３名中２名は適切に按分して支出されていない。よって、同日付支出のうち、432円に0.5をかけた金額と432円に0.1をかけた金額の合計、即ち259円は違法および不当な公金の支出というべきである。

徳永議員は2019年（令和元年）７月31日付で政務活動の補助職員３名の給与及びその振込手数料を支出した。補助職員３名の給与は、３名とも按分して支出されているところ、振込手数料は全員分が適切に按分して支出されていない。よって、同日付支出のうち、432円に0.5をかけた金額と432円に0.5をかけた金額と432円に0.1をかけた金額の合計、即ち475円は違法および不当な公金の支出というべきである。

徳永議員は2019年（令和元年）８月30日付で政務活動の補助職員３名の給与及びその振込手数料を支出した。補助職員３名の給与は、３名とも按分して支出されているところ、振込手数料は全員分が適切に按分して支出されていない。よって、同日付支出のうち、432円に0.5をかけた金額と432円に0.5をかけた金額と432円に0.1をかけた金額の合計、即ち475円は違法および不当な公金の支出というべきである。

徳永議員は2019年（令和元年）９月30日付で政務活動の補助職員３名の給与及びその振込手数料を支出した。補助職員３名の給与は、３名とも按分して支出されているところ、振込手数料は全員分が適切に按分して支出されていない。よって、同日付支出のうち、432円に0.5をかけた金額と432円に0.5をかけた金額と432円に0.1をかけた金額の合計、即ち475円は違法および不当な公金の支出というべきである。

６) 大阪府議会議員　自由民主党所属　奥田悦雄氏の財務会計行為について

奥田議員は2019年（令和元年）７月29日付で忠岡町婦人団体協議会、エイフボランタリーネットワーク記念式典及び懇親会参加費10,000円のうち、5,000円を政務活動費から支出した。式典では、開式の後に会長挨拶、表彰状・感謝状の贈呈、花束贈呈、来賓祝辞、来賓紹介が順に行われたことが認められる。祝宴では、西区の方による踊り、高月南の方によるコーラス、青空の方による手品、北区の方による「きよしのズンドコ節」、馬瀬の方による「あやこのよさこい」、東区・南区の方による忠岡小唄、北出の方によるダンス、中央の方による三味線による黒田節、高月南の方による歌が順に実施されたことが確認できる。

また、最後にお楽しみ抽選会が行われたことが確認できる。請求人は、こういった式典や出し物等を否定する意図は何ら有していないものの、当該式典やその後の祝宴及びお楽しみ抽選会と、大阪府政や議員の行う政務活動との具体的・合理的な関連性は認められず、もっぱら当支出はレクリエーション的なイベント参加のための経費というべきであるし、参加費のうち一部はお楽しみ会抽選会の景品を主催者が購入する費用になっている可能性があることも認められる。当記念式典及び懇親会は、限度額の5,000円以内であれば支出することができる性質の内容ではないというべきである。よって、当支出は違法及び不当な公金の支出というべきである。

７) 大阪府議会議員　自由民主党所属　原田亮氏の財務会計行為について

原田りょう議員は、大阪府看護連盟の2019年度賛助会費として1000円を支出し、そのうち916円に対し、2019年（令和元年）５月１日付けで政務活動費を充当した。当団体は大阪府選挙管理委員会に収支報告書が毎年提出されている政治団体であり、当団体の主たる活動内容のうちの一つは、例えば当団体の会報１、３、４ページ目からも確認できるように、議員を選挙で当選させることである。賛助会費は、その名称より、もっぱら団体を資金面で支援するための会費であることが推認され、当支出と政務活動との合理的関連性を見出すことは困難というべきである。当支出は、支出相手方の活動内容等を踏まえると、違法および不当な公金の支出というべきである。

原田りょう議員は2019年（令和元年）７月10日付で、近畿警察官箕面地区友の会　懇親会費として6,000円を支出し、そのうち5,000円に対し政務活動費を充当した。また、同日付で同団体の年会費として6,000円を按分することなく政務活動費から支出した。公益財団法人近畿警察官友の会は、警察官を表彰し、記念品を贈呈したり、物品の助成を行ったりしている団体である。2019年（令和元年）９月20日付発行の会報「けいさつの友」によると、前記団体の大阪府支部が、即席乾麺やデジタルカメラ、感謝の盾と記念品を大阪府警に贈呈していることが確認できる。会員の支払う会費は、当団体が記念品等を大阪府警察に寄付するための原資になっているというべきであり、会費自体が寄付的性質を有するというべきである。ライオンズクラブや、ロータリークラブのような寄付事業を行っている団体と、当団体の事業内容の性質は概ね同一とみなすべきである。ライオンズクラブや、ロータリークラブのような寄付事業を行っている団体の年会費に政務活動費を充当することはできないのだから、当団体の年会費等にも政務活動費を充当することはできないというべきである。さらには、大阪府警本部や、管内の各警察署および各交番に足を運んだり、足を運ばなくとも各種の通信によって、警察行政に関する政務調査活動を行うことは十分可能である。これらの事情を踏まえると、当支出は違法および不当な公金の支出というべきである。

８) 大阪府議会議員　自由民主党所属　うらべ走馬氏の財務会計行為について

うらべ議員は2019年度に書類倉庫料として、５月20日付、６月21日付、７月24日付、８月23日付、９月24日付、11月６日付、11月25日付、12月18日付、１月21日付、２月26日付で各20,000円を計10回、合計200,000円を按分することなく支払った。当該支出の領収書は特に大阪府議会ホームページで公開されていないことから、領収書自体が存在しないものと認められる。領収書の代わりに領収書貼付用紙に添付されているのは、三井住友銀行発行の利用明細であり、この利用明細からは20,000円が振り込まれていることが確認でき、その支払いの相手方に係る情報欄は黒塗りとなっており、領収書貼付用紙に手書きで倉庫借料と記入されている。領収書貼り付け用紙に手書きで倉庫借料と記入され、書類倉庫の状況報告書が提出されているからといって、当支出が倉庫借料に充当された証拠が提出されているとは客観的には認められない。また支払い先となる相手方から、領収書を取得できない理由は不明である。加えて政務活動費の手引きには、領収書（利用明細書等を含む）が取得できない場合には、支払い明細書を作成し、収支報告書提出時に領収書の代わりに提出する旨の記載が認められるところ、支払い明細書も提出されていない。なお、ここでいう利用明細書は、銀行の発行した振込の明細を指すものではなく、支払い内容の具体的な明細が分かるものを指すと思われる。加えて、事務所費は、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費を指し、事務所とは、社会通念に照らして、事務を行う場所を指す。倉庫は事務を行う場所ではないから、仮に倉庫に政務活動に資する内容の書類を置いていたとしても、その場所は事務所ではなく、倉庫というべきである。国土交通省の所管する倉庫業法第２条では、『この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であって、物品の保管の用に供するものをいう。』と定義されていることから、書類倉庫は、倉庫業法の定義する倉庫に合致しているということができる。ペーパーレス化の時代において、倉庫を借りなければならない理由が示されているわけでもないし、倉庫借料の相手方が消費税を納税していることも示されていない。うらべ議員は書類倉庫の他に、毎月の賃料が2019年（令和元年）９月末までは170,000円、10月以降は173,100円で、延床面積61.65平米の事務所も使用しており、政務活動費を９/10の按分により充当している。延床面積61.65平米の面積は、一人暮らしであれば比較的ゆとりのある物件二つ分の面積に相当し、按分して事務所を使用していたとしても、事務所として利用するには十分に広い面積ということができる。これだけの広さの面積の事務所を、政務活動費を充当して使用しながら、さらに書類倉庫を借りなければならない正当理由や証拠も特に示されておらず、社会通念に照らしても不合理というべきである。2019年（令和元年）10月には消費税が増税になっているところ、書類倉庫料をなぜ20,000円のまま使用することができるのかも不明である。仮に倉庫をうらべ議員が実際に借りていたとしても、政治家は一般的に、選挙の時にはだるまや、ちょうちん、街宣車に搭載する立候補者の氏名事項が記載された物品等を使用することが認められ、これら物品は、選挙前や選挙中でない平常時には使用せず、どこかに保管する場所が必要であるから、倉庫には政務活動に資する書類ではなく、これらの物品を保管していたというべきである。以上の理由により、特段の立証が無ければ、当支出は違法か、違法とはただちに言えなくとも不当な支出というべきである。

９) 大阪府議会議員　自由民主党所属　奥谷正実氏の財務会計行為について

奥谷議員は2019年（令和元年）７月24日付で事務所の備品代466,580円を支出し、９/10の按分によって政務活動費419,922円を当支出に充当した。請求書には備品の内訳として、次の内容や金額等が記載されている。①スチール製の机２台（消費税課税前の金額は98,200円）、②メッシュバックチェア２脚、③チャットチェア６脚、以下長いので省略する。これら備品代それぞれの単価が10万超えることはないものの、これら備品を同時に購入し、その合計金額が50万円近くであることを鑑みると、当支出は資産を形成する側面を明確に有するというべきである。従って、各備品の耐用年数によって各備品を購入するために支出した金額を割り、当年の支出に充当することが相当と認められる金額から9/10によって按分した金額以外の部分は、違法か、違法とはただちに言えなくとも不当な支出というべきである。

奥谷議員は2019年（令和元年）７月27日付で事務所仲介手数料100,000円を支出し、９/10の按分によって政務活動費90,000円を当支出に充当した。当仲介手数料は事務所を2019年（令和元年）７月21日から2029年（令和11年）７月20日までの10年間使用するための費用であることが請求書の記載より確認できる。当年度の政務活動費に計上することが相当であると認められるのは、７月21日から翌年３月末までの８か月11日間の事務所使用実態に照らすと、6,267円（100,000円/10年/12月の小数点下三桁を四捨五入して833.33円、833.33円\*11日/31日の小数点下三桁を四捨五入して296.70円、833.33円\*８の小数点下三桁を四捨五入して6,664.64円、296.70円+6,664.64円=6,963.34円、6,963.34円\*９/10を四捨五入して6,267円）と解すべきであるから、83,733円（90,000円‐6,267円）の支出は違法か、違法とはただちに言えなくとも不当な支出というべきである。

奥谷議員は前記項目４)ウに記載の通り、チラシのデザインや印刷等に係る費用として、12月10日付で333,234円を支出した。前記項目4)ウに記載の理由で、1,399円を違法および不当な公金の支出というべきである。

10) 大阪府議会議員　自由民主党所属　中井もとき氏の財務会計行為について

中井議員は2019年（令和元年）12月23日付で中井もときニュース印刷代324,324円およびその振込手数料440円を、2020年（令和２年）１月６日付で同ニュース折込代368,676円およびその振込手数料400円を、それぞれ按分することなく支出した。中井もときニュースの裏面は、前記項目４)自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の財務会計行為の項目アに記載のチラシのデザインと、中井議員個人の情報を除いては同一であり、裏面の大半の部分は前記項目で述べたようなＧ20サミットの内容や会派所属議員16名の顔写真や選挙区の記載が大半を占めており、当チラシの政務活動費を充当できない部分はチラシ全体の約25％というべきである。そうすると、173,470円を違法及び不当な公金の支出というべきである。

11) 大阪府議会議員　自由民主党所属　奴井和幸氏の財務会計行為について

奴井議員は2019年（令和元年）９月11日付でホテル・アゴラリージェンシー堺で開催された勉強会に参加し、会費5,000円を支出し、そのうち2,500円に政務活動費を充当した。当勉強会の案内には、「衆議院議員岡下昌平第８回勉強会のご案内(カレーの会)」と記載されていること、勉強会の講師は自由民主党所属で京都1区選出の衆議院委員である伊吹文明氏であること、前記衆議院議員２名の顔写真が掲載されていること、「会費5000円（カレーライス＆コーヒーor紅茶付き)）と記載されていること等が確認できるものの、具体的な講演内容が案内に掲載されているわけではない。当勉強会の領収書からは、領収書発行主体は岡下政経研究会であることが確認できる。岡下政経研究会は政治団体であり、その届け出が大阪府選挙管理委員会に提出されており、総務省のＨＰでその収支報告書を確認することができる。前記収支報告書によると、勉強会主催団体は、前記ホテル・アゴラリージェンシー堺で、政治資金パーティーを２回開催したことが確認できる。衆議院議員岡下昌平氏のブログには、「派閥でのお話を是非地元の皆様にも聞いていただきたいとの思いで伊吹先生に講師をお願いしました。」との記載が認められ、衆議院議員岡下昌平氏のツイッターには「約１時間じっくりと日本国の矜持について考えさせられる素晴らしいご講演を伊吹先生から拝聴させて頂きました。」との記載が認めらるから、伊吹衆議院議員は、自民党の派閥や日本国の矜持に関する話を当勉強会にて行ったと認められる。前記勉強会の会場の最も目立つ場所には岡下昌平氏のポスターが掲示されており、自由民主党党員募集の文言も認められること、他に参加している政治家及び主催している政治家は自由民主党所属であること等の事情を踏まえると、当支出はもっぱら特定の政治団体や特定政党、特定派閥の思想を普及させ、自民党の党員を獲得し、自民党や特定派閥や衆議院議員岡下昌平氏への支持を広げることを主目的として開催されたというべきであるから、当支出は違法及び不当な公金の支出というべきである。

12) 大阪府議会議員　自由民主党所属　西村日加留氏の財務会計行為について

西村議員は、2019年（令和元年）11月25日付けで日本会議地方議員連盟の主催する日本会議近畿議連設立総会に参加し、研修費として2,000円を按分することなく支出した。当総会の案内には、主催団体は国民投票に向けての「国民投票連絡会議」設立強化のために全国のブロックで議連設立を目指していることが確認でき、当総会の会場はホテルグランヴィア京都であること、総会の講師は衆議院議員の下村博文氏であること、下村博文氏が行うのは記念講演であること、講演の演題は「一身独立、一国独立」であること、下村博文氏は自民党の選挙対策委員長であること、西村議員が参加したのは設立総会部分だけであり、その後に開催された記念講演部分には参加していないこと等が確認できる。主催団体の目的等を考慮に入れると、当団体は憲法改正を実現するための投票に関する政治活動を積極的に推進する団体ということができる。ところで、西村議員の所属する自民党が目指しているのは憲法改正（顕著な事実）であり、自民党の使命が、現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もって国民の負託に応えようとするものであることが、自民党のホームページからも確認できる。以上を踏まえると、当支出は政務活動の使途に合致しない目的外支出というべきであり、よって違法及び不当な公金の支出というべきである。

13) 大阪府議会議員　自由民主党所属　西川訓史氏の財務会計行為について

西川議員は西川のりふみ府政報告の費用として合計1,555,192円（印刷費・校正費680,400円・郵送費459,294円、新聞折込代356,638円、封筒代58,860円）をそれぞれ2019年（令和元年）８月から９月にかけて按分することなく支出した。封筒宛名面の一番下部分には当該議員個人のスローガンと思われる「ＴＨＩＮＫ　ＧＬＯＢＡＬ, ＡＣＴ　ＹＡＯ　ＬＯＣＡＬ」の記載が、封筒の左上部分にも同様のスローガンの記載が認められる。また、封筒宛名面には西川議員の似顔絵が合計３点、西川議員個人のハンコと思われる「の」の図が合計３点、自民党のロゴが２点、「自民党」の文言が２点、議員の個人名「西川のりふみ」の記載が２点、自民党のホームページへアクセスするためのＵＲＬの記載等が存在することが認められる。その一方、府政のチラシが当該封筒に入っていることを具体的に示す記載は認められない。当該封筒は、議員個人や所属政党を宣伝・周知することを主眼としているというべきであるから、当該封筒に政務活動費を充当することができるのは、概ね１/３程度というべきである。そうすると、封筒に充当された39,240円を違法及び不当な公金の支出と判断するのが相当である。本件府政報告は４ページで構成されており、1ページ目の上部50%程度を占める部分に、前記「ＴＨＩＮＫ　ＧＬＯＢＡＬ, ＡＣＴ　ＹＡＯ　ＬＯＣＡＬ」の記載、「ぶれず、怯まず、自民党」の文言、議員の挨拶文、議員個人の氏名および写真、当該議員の似顔絵、前記「ぶれず、怯まず、自民党」の記載とは別に「自民党」の記載が２点、自民党のホームページへアクセスするためのＵＲＬの記載等が認められる。議員の挨拶には、「令和『日本の国柄、しっかり次代へ』」との見出しと共に、安倍前首相に関する記述がおおよそ10行含まれ、「次代の政治家の育成に尽力したい」旨や、政治家として20年という節目を迎えることができたこと、「この素晴らしい国を次代に引き継ぐという大きな責任を私たちは自覚しなければならない」等の記載が認められる。これらの記載は、議員個人や所属政党等を宣伝・周知することを主眼としているというべきであり、政務活動費を按分せずに充当することは認められない。1ページ目の概ね４分の１には政務活動費を充当することは認められないから、チラシ全体の16分の1に充当された政務活動費64,815円（（印刷費・校正費680,400円＋新聞折込代356,638円）\*１/16を四捨五入した64,815円）は違法及び不当な公金の支出というべきである。前記郵送費は、前記府政報告と前記封筒を郵送する費用と解すのが相当である。府政報告を郵送するのに要した費用と、封筒を郵送するのに要した費用を区別することは困難であるから、社会通念に照らして、郵送費の２分の１は府政報告を郵送するのに要した費用、郵送費の２分の１は封筒を郵送するのに要した費用と判断するのが相当である。そうすると、

167,431円（郵送費459,294円/2=229,621円、229,621\*2/3+229,621\*1/16の合計を四捨五入した167,431円）は違法及び不当な公金の支出というべきである。これらを踏まえると、西川議員が西川のりふみ府政報告に充当した271,486円を違法及び不当な公金の支出と判断するのが相当である。

14) 大阪府議会議員　自由民主党・無所属　大阪府議会議員団所属　冨田忠泰氏の財務会計行為について

冨田議員は2019年（令和元年）11月23日付で連合大阪「政策・政治フォーラム」年会費として10,000円、懇親会参加費用3,000円を支払い、年会費は按分することなく政務活動費を充当し、懇親会参加費は２分の1で按分して1,500円に政務活動費を充当した。11月23日付の学習会のテーマ名は仮の内容であり、実際には『「なぜリベラルは負け続けるのか」大阪という「なんぎ」において』というテーマで行われた。他の参加者の情報発信によると、学習会の講師は大阪の今の現状を難儀扱いし、野党連合や選挙事務所の接客の仕方などに関する講義が行われたことが確認できる。また、学習会の前には、連合関係者が現在の政府を批判する内容の発言を行ったことも確認できる。連合大阪「政策・政治フォーラム」は、選挙の接客の仕方などをアドバイスするなど、特定の候補者が選挙で有利に戦うこと指南することを目的の一つとして活動しており、実際に選挙の接客の仕方に関する講義を行ったというべきである。これらを踏まえると、当支出11,500円は、違法及び不当な公金の支出と判断するのが相当である。

冨田議員は2019年（令和元年）６月４日、10日および７月１日付で、府政報告（平成30年新春号）を配布するために、41,742円、360円、260,288円を按分することなく支払った。本府政報告は４ページからなり、１ページ目は概ね冨田議員の顔写真、議員の氏名、議員の事務所の住所及び電話番号、議員の挨拶文で構成されている。挨拶文は、〇〇ファーストが流行した等の記載が認められ、府政と合理的関連性を有さない分量は相当に多い。２ページ目にも冨田議員の写真が掲載されているところ、当写真から府政の情報が分かるものではない。４ページ目には下部分に冨田議員の顔写真や挨拶文が掲載されている。さらに４ページ目には街頭で使用すると公職選挙法違反となる政治活動用のぼりを使用して当該議員が街頭で活動を行っている写真や、当該議員が質疑を行っている写真等が掲載されている。さらに平成30年新春号の他に、平成30年春号も活動記録簿に添付されていることから、平成30年春号の配布にも前記政務活動費が充当されたと請求人は理解した。当府政報告は４ページからなり、１ページ目は議員の氏名、議員の写真、議員のプロフィールや挨拶文等の内容で構成されている。４ページ目にも当該議員の写真や、当該議員がボランティア等を通じで国内外の様々な方々と出会ってきたこと等が記載されている。これら府政報告には、議員を周知・宣伝する側面があり、政務活動費を按分せずに充当することはできないというべきである。これら府政報告に政務活動費を充当することができない割合は、それぞれ概ね８分の３というべきであるから、113,396円（41,742＋360＋260,288＝302,390、302,390＊３/８を四捨五入）を違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

冨田議員は2020年（令和２年）３月６日付で、自由民主党・無所属大阪府議団だより令和元年冬号（冨田忠泰）を、府議団だよりの送付を当該議員に要望した大阪府民に対し郵送するためとして、レターパックプラスを使用し、520円支出した。郵便局のＨＰによると、差出元大阪旭郵便局の管内から、例えば大阪府北部の箕面郵便局管内や大阪南部の阪南郵便局管内の住所に郵送する際、手紙やはがきは、午前に差し出しても、午後に差し出しても、いずれの場合も、翌日には相手方に届く。レターパックやゆうパックを使用する場合は、午前に差し出しても、午後に差し出しても翌日午前に相手方に届けることができる。自由民主党・無所属大阪府議団だより令和元年冬号（冨田忠泰）を大阪府民に郵送するためにレターパックプラスを使用し、その支出に政務活動費を充当することは、不適当であるというべきである。むしろ冨田議員は別の物品を相手方に送付するために、レターパックプラスを使用したというべきである。よって、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

冨田議員は2020年（令和２年）３月18日付で、府政報告春号を、大阪府民に対し郵送するためとして、ゆうパックを使用し、810円支出した。郵便局のＨＰによると、差出元大阪旭郵便局の管内から、例えば大阪府北部の箕面郵便局管内や大阪南部の阪南郵便局管内の住所に郵送する際、手紙やはがきは、午前に差し出しても、午後に差し出しても、いずれの場合も、翌日には相手方に届く。レターパックやゆうパックを使用する場合は、午前に差し出しても、午後に差し出しても、翌日午前に相手方に届けることができる。府政報告春号を大阪府民に郵送するためにゆうパックを使用し、その支出に政務活動費を充当することは、不適当であるというべきである。むしろ、冨田議員は別の物品を相手方に送付するために、ゆうパックを使用したというべきである。よって、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

冨田議員は2019年（令和元年）10月から2020年（令和２年）２月にかけて、府政報告平成31年新年号の郵送代として、府政報告を1通送るために第1種定形外郵便を選択し710円、84円切手５枚代として420円、府政報告を1通送るために第1種定形外郵便を選択し374円、84円切手２枚代として168円、10円切手1枚代として10円、84円切手30枚代として2,520円、スマートレター14通およびレターパックライト1通代として2890円、スマートレター1通代として180円、府政報告を1通送るための速達代として374円、10円切手1枚代として10円、府政報告を1通送るための速達代として374円、スマートレター1通代として180円、84円切手1枚代として84円をそれぞれ按分することなく支出した。府政報告の配布は、通常配布にあたって数時間を争うような緊急性を有さないというべきである。もし速達での配布が必要になったとしても、それは議員ないし相手方に特段の事由があるというべきであり、政務活動費の充当を認めるべきではない。さらにはスマートレターやレターパックを使用し政務活動費を充当して府政報告を配布することは、社会通念に照らして不適当というべきである。加えて、府政報告1通を送るために第一種定形外郵便を選択し710円や374円を支出することは、不合理というよりほかはない。したがって、5,082円を違法不当な公金支出というべきである。さらに、切手代合計3,212円は、政務活動費を概ね８分の３に按分して充当することが相当と判断される政府報告の郵送に使用されたというべきであるから、1205円を違法不当な公金支出というべきである。

冨田議員は2020年（令和２年）３月16日および18日付で、府政報告春号に係る広報費として封筒代計95,920円、前記ゆうパック代を含んだ郵送代278,238円、府政報告デザイン料、印刷・ＤＭ折代、新聞折り込み代、ポスティング代計742,280円、これらの振込手数料として110円をすべて按分することなく支払った。当該府政報告は４ページより構成され、１ページ目には議員の氏名や顔写真、プロフィール等の情報が掲載されており、議員の氏名と写真のみで紙面の半分以上の面積を占めている。議員の苗字の文字の大きさは、２ページ目や３ページ目に記載の府政等事項の本文欄に記載された文字のおおよそ10倍から20倍の大きさということができる。また、２ページ目にも当該議員の写真が掲載されており、当写真には府政の報告という側面は有さないというべきである。これらの事情を踏まえると、当府政報告には概ね議員の宣伝・周知を目的とする部分も相当程度に認められるというべきであるから、府政報告の概ね８分の１程度の部分に充当された政務活動費は、違法不当な公金支出というべきである。

従って、139,467円（（95,920＋278,238－ゆうパック810＋742,280＋110）/８）を違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

前記項目４）エに記載の通り、冨田議員のチラシのデザインや印刷等に係る費用として、2019年（令和元年）11月に自由民主党・無所属　大阪府議会議員団は481,580円、2019年（令和元年）11月19日付けで冨田議員は53,394円を支出した。当チラシの裏面は府議団で共通のデザインとなっていることから、特段の事業がない限り、請求書に記載のデザイン代は、チラシの表面のデザイン代であると解すべきである。当チラシの表面には冨田議員の写真がほぼ同じ大きさで２点あり、どちらの写真も府政等事項を報告する内容とは認められない。議員の宣伝・周知を目的として、こちらの写真を掲載したと認めるのが相当であるから、片方の写真の面積部分に政務活動費を充当することは認められない。よって、当該写真の面積がチラシ全体に占める面積の割合は、概ね32分の１であるから、府議団の支出した15,049円および冨田議員の支出した1,669円は違法不当な公金支出というべきである。

15）大阪府議会議員　自由民主党所属　しかた松男氏の財務会計行為について

しかた議員は2019年（令和元年）12月１日付で餅つき大会に参加し、駐車場代600円を政務活動費から按分することなく支出した。餅つき大会の案内には、餅つき大会が毎年恒例となっていること、ぜんざいを入れる容器を持参する必要があること、場所は東中浜小学校の校庭で餅つき大会が行われること等が記載されている。小学校で行われる餅つき大会と、府政との関連を見出すことは困難であり、餅つき大会への参加は私的な活動費用というべきであるから、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが妥当である。

しかた議員は2020年（令和２年）１月12日付で、新年感謝祭に参加し、駐車場代600円を支出した。当新年会の案内には、東方之光会員、ＭＯＡ会員が集い立教祭ならびに新年感謝祭を行うことが記載されている。東方之光は宗教法人である。また、ＭＯＡに関連する方々は、宗教や選挙応援に関する活動を行っている団体であることは、前記徳永議員の項目に記載した通りである。新年感謝祭は、新年に感謝をし、参加者の親睦を深めること等を目的として開催されること、主催者や参加者の宗教色や選挙での応援活動等との関連性を考慮にいれると、当支出は政務活動費を充当することができない活動経費というべきであるから、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

しかた議員は2021年（令和２年）１月21日付で、チラシしかた松男ニュースに係る費用として266,052円を按分することなく支出した。しかた松男ニュースの裏面は、前記項目４）自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の財務会計行為の項目アに記載のチラシのデザインと、しかた議員個人の情報を除いては同一であり、裏面の大半の部分は前記項目で述べたようなＧ20サミットの内容や会派所属議員16人の顔写真や選挙区の記載が大半を占めており、当チラシに政務活動費を充当できない部分はチラシ全体の約25％というべきである。そうすると、66,513円を違法及び不当な公金の支出というべきである。

しかた議員は2019年（令和元年）５月、６月、７月にボトルウォーター代各月1,350円を、同年８月にボトルウォーター保守レンタル１年分の費用として5,400円を、同年９月から2021年（令和２年）２月にボトルウォーター代各月1,350円、合計17,550円を按分することなく支出した。当該支出には、来客用との記載も特に認められず、政務活動補助員や議員本人がボトルウォーターの水を使用することも当然に推定されるし、当事務所では政務活動以外の活動も行われているのだから、その関係者がボトルウォーターの水を使用することも当然に推定される。そうすると、当支出は9／10で按分すべきだから、1,755円を違法及び不当な公金の支出というべきである。

16）大阪府議会議員　自由民主党所属　杉本太平氏の財務会計行為について

杉本議員は2019年（令和元年）11月22日付で和泉テクノＦＣの「シーズン報告会」並びに「ＮＰＯ法人設立記念パーティー」に参加し、5,000円を按分することなく支出した。「シーズン報告会」並びに「ＮＰＯ法人設立記念パーティー」は、選手一同の健闘をたたえ、更なる躍進を期待すると共に、会員の親睦を深める目的で開催されること、軽食やアルコール類の用意がなされていることが、案内より確認できる。議員が提出した領収書は、宛名が空欄となっており、誰宛に発行された領収書なのかは不明である。領収書や活動記録簿が提出されているからといって、杉本議員がパーティーに参加したとは、ただちに認められない。また、和泉テクノＦＣはサッカーチームであり、サッカーチームに所属する選手の健闘をたたえたり、パーティーへ参加することは、私的な活動経費や、レクリエーションのための経費というべきである。以上より、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

17）大阪府議会議員　自由民主党所属　原田こうじ氏の財務会計行為について

原田こうじ議員は石橋まつり実行委員会の主催する石橋まつり反省会に2019年（令和元年）９月７日付で参加し、そのおおよそ４か月後の2020年（令和２年）１月11日付で今後は同実行委員会が主催する新年賀会に参加し、それぞれ5,000円を按分することなく支出した。

活動記録簿の内容・結果等の記入欄に記載されている内容は、祭りを通した地域発展の項目以外は、完全同一である。反省会・新年賀会の開催時間は共に19時から21時であることや、会の名称から、反省会・新年賀会共に飲食物が提供されたことが推認され、またこれら反省会・新年賀会は参加者の親睦を深めることや、新年を祝うことを目的として開催されたと判断するのが相当であるから、当支出は私的な活動経費や、レクリエーションのための経費というべきである。以上より、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

原田こうじ議員は槻木町町会の新年会に2021年（令和２年）１月13日付で参加し、5,000円を按分することなく支出した。当新年会の開催時間は12時から14時であることから、会の名称から、飲食物が提供されたことが推認され、また新年会は新年を祝い、参加者の親睦を深めることを目的として開催されたと判断するのが相当であるから、当支出は私的な活動経費や、レクリエーションのための経費というべきである。以上より、当支出は違法不当な公金支出と判断するのが相当である。

原田こうじ議員は、チラシである原田こうじニュースを作成し、2019年（令和元年）12月19日付で285,000円を按分することなく支出した。原田こうじニュースの裏面は、前記項目４）自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の財務会計行為の項目アに記載のチラシのデザインと、原田こうじ議員個人の情報を除いては同一であり、裏面の大半の部分は前記項目で述べたようなＧ20サミットの内容や会派所属議員16人の顔写真や選挙区の記載が大半を占めており、当チラシに政務活動費を充当できない部分はチラシ全体の約25％というべきである。そうすると、71,250円を違法及び不当な公金の支出というべきである。

18）大阪府議会議員　自由民主党所属　塩川憲史氏の財務会計行為について

塩川議員はチラシである塩川憲史ニュースを作成し、2019年（令和元年）12月26日付および2020年（令和２年）１月14日付で、合計753,299円を按分することなく支出した。塩川憲史ニュースの裏面は、前記項目４）自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の財務会計行為の項目アに記載のチラシのデザインと、塩川議員個人の情報を除いては同一であり、裏面の大半の部分は前記項目で述べたようなＧ20サミットの内容や会派所属議員16人の顔写真や選挙区の記載が大半を占めており、当チラシに政務活動費を充当できない部分はチラシ全体の約25％というべきである。そうすると、188,325円を違法及び不当な公金の支出というべきである。

19）大阪府議会議員　自由民主党所属　須田旭氏の財務会計行為について

須田議員は2020年（令和２年）３月に、①府議団だより令和２年春号、②府議団ニュース、③新型コロナウイルス感染症対策質疑報告のチラシの郵送を行い、３月23日付で35,858円、３月26日付で50,998円、３月27日付で35,616円を支出した。請求人は、①②③のチラシをあわせて１通として郵送したものと解した。②府議団ニュースは、須田旭ニュースを指し、その裏面は、前記項目４）自由民主党・無所属　大阪府議会議員団の財務会計行為の項目アに記載のチラシのデザインと、須田議員個人の情報を除いては同一であり、裏面の大半の部分は前記項目で述べたようなＧ20サミットの内容や会派所属議員16人の顔写真や選挙区の記載が大半を占めており、当チラシに政務活動費を充当できない部分はチラシ全体の約25％というべきである。このため、当チラシの郵送費についても適切に按分すべきである。郵送費の合計122,472円を３で割り、さらに４で割ることによって導かれた10,206円を違法及び不当な公金の支出と判断するのが相当である。

20）大阪府議会議員　自由民主党所属　西けいじ氏の財務会計行為について

西けいじ議員のチラシのデザインや印刷等に係る費用として、2019年（令和元年）12月に、自由民主党・無所属　大阪府議会議員団は481,250円、西けいじ議員は167,970円を支出した。前記項目４）イに記載の理由で、西けいじ議員の支出した13,362円

（70,000\*1.08\*1/9+(252,000+21,000+16,800+230,400-437,500)\*1.08\*1/18=8,400+4,962=13,362）は、違法及び不当な公金の支出というべきである。

以上

事実証明書（略）

# （別紙２）請求人が違法・不当と主張する政務活動費に係る支出51項目

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 議員名 | 整理番号 | 項目 | 内容 | 支払日 | 通し番号 |
| 山田けんた | Ａ－１ | 調査研究費 | 連合北河内政策研修会・懇親・交流会の参加費 | 令和元年10月７日 | １ |
| Ａ－２ | 調査研究費 | 連合大阪政策・政治フォーラム第５年度年会費 | 令和元年５月26日 | ２ |
| 連合大阪政策・政治フォーラム第６年度年会費、懇親会参加費、駐車場代 | 令和元年11月23日 |
| 連合大阪政策・政治フォーラム参加に伴うETC代 | 令和２年１月６日 |
| Ａ－３ | 調査研究費 | 大阪地裁見学に伴う駐車場代 | 令和元年８月20日 | ３ |
| Ａ－４ | 会議費 | 大阪府知的障害者スポーツ協会主催スポーツフェスタ駐車場代 | 令和元年10月19日 | ４ |
| Ａ－５ | 調査研究費 | 陽だまりの会　地域ふれあい祭り視察のための駐車場代 | 令和元年11月２日 | ５ |
| Ａ－６ | 調査研究費 | 連合北河内・北河内労福協合同慰労交流会会費 | 令和元年12月23日 | ６ |
| Ａ－７ | 広聴広報費 | 事務所移転通知ハガキ代 | 令和元年10月25日 | ７ |
| 令和元年11月５日 |
| 令和元年11月６日 |
| 令和元年11月12日 |
| Ａ－８ | 事務費 | 来客用お茶代 | 令和元年５月18日 | ８ |
| 来客用コーヒー代 | 令和元年７月30日 |
| 来客用お茶代、来客用急須・ゆのみ・コーヒーポット代、収納ボックス代 | 令和元年10月14日 |
| 来客用お茶代 | 令和元年12月29日 |
| 来客用コーヒー代 | 令和２年２月１日 |
| 野々上愛 | Ｂ－１ | 研修費 | 公共政策ラボセミナー参加費 | 令和元年６月22日 | ９ |
| Ｂ－２ | 研修費 | みどりの大阪主催勉強会参加に伴う駐車場代 | 令和元年10月８日 | 10 |
| Ｂ－３ | 調査研究費 | 大阪市廃止分割対策チーム勉強会参加に伴う駐車場代 | 令和元年10月20日 | 11 |
| Ｂ－４ | 研修費 | 自治体政策青年ネットワーク研修会参加費 | 令和元年11月20日 | 12 |
| Ｂ－５ | 調査研究費 | 連合大阪政策・政治フォーラム第６年度年会費 | 令和元年11月23日 | 13 |
| 内海公仁 | Ｃ－１ | 調査研究費 | 「カジノあかん！大阪集会」参加に伴うガソリン代 | 令和元年10月22日 | 14 |
| Ｃ－２ | 調査研究費 | 大阪革新懇講演会参加に伴うガソリン代 | 令和元年12月６日 | 15 |
| 自由民主党・無所属大阪府議会議員団 | Ｄ－１ | 広聴広報費 | 「府議団ニュース」の制作・印刷費用 | 令和２年１月27日 | 16 |
| Ｄ－２ | 広聴広報費 | 西けいじ議員のチラシの制作・印刷等の費用 | 令和元年12月18日 | 17 |
| Ｄ－３ | 広聴広報費 | 奥谷正実議員のチラシの制作・印刷等の費用 | 令和元年11月14日 | 18 |
| Ｄ－４ | 広聴広報費 | 冨田忠泰議員のチラシの制作・印刷等の費用 | 令和元年11月14日 | 19 |
| 徳永愼市 | Ｅ－１ | 調査研究費 | 令和元年度大阪府ＭＯＡ議員連盟年会費 | 令和元年７月29日 | 20 |
| Ｅ－２ | 調査研究費 | 大阪佼成議員懇話会年会費 | 令和元年５月24日 | 21 |
| Ｅ－３ | 人件費 | 補助職員３名の給与振込手数料 | 令和元年５月30日 | 22 |
| 令和元年６月27日 |
| 令和元年７月31日 |
| 令和元年８月30日 |
| 令和元年９月30日 |
| 奥田悦雄 | Ｆ－１ | 調査研究費 | 忠岡町婦人団体協議会、エイフボランタリーネットワーク記念式典及び懇親会参加費 | 令和元年７月27日 | 23 |
| 原田亮 | Ｇ－１ | 調査研究費 | 大阪府看護連盟2019年度賛助会費 | 令和元年５月１日 | 24 |
| Ｇ－２ | 調査研究費 | 近畿警察官箕面地区友の会年会費及び懇親会費 | 令和元年７月10日 | 25 |
| うらべ走馬 | Ｈ－１ | 事務所費 | 書類倉庫使用料 | 令和元年５月20日 | 26 |
| 令和元年６月21日 |
| 令和元年７月24日 |
| 令和元年８月23日 |
| 令和元年９月24日 |
| 令和元年11月６日 |
| 令和元年11月25日 |
| 令和元年12月18日 |
| 令和２年１月21日 |
| 令和２年２月26日 |
| 奥谷正実 | Ｉ－１ | 事務費 | 事務所備品代（机・いす・テーブル等） | 令和元年７月24日 | 27 |
| Ｉ－２ | 事務所費 | 事務所仲介手数料 | 令和元年７月27日 | 28 |
| Ｉ－３ | 広聴広報費 | 府議会だより令和元年冬号印刷代（100,000部） | 令和元年12月10日 | 29 |
| 中井もとき | Ｊ－１ | 広聴広報費 | 中井もときニュース印刷代及び振込手数料 | 令和元年12月23日 | 30 |
| 中井もときニュース新聞折込代（12月折込分）及び振込手数料 | 令和２年１月６日 |
| 奴井和幸 | Ｋ－１ | 会議費 | 衆議院議員岡下昌平第８回勉強会会費 | 令和元年９月11日 | 31 |
| 西村日加留 | Ｌ－１ | 会議費 | 日本会議地方議員連盟主催の日本会議近畿議連設立総会参加費用 | 令和元年11月25日 | 32 |
| 西川訓史 | Ｍ－１ | 広聴広報費 | 西川のりふみ府政報告第34号郵送料 | 令和元年８月８日 | 33 |
| 西川のりふみ府政報告第34号新聞折込代 | 令和元年９月５日 |
| 西川のりふみ府政報告第34号印刷費・校正費、封筒代 | 令和元年９月18日 |
| 冨田忠泰 | Ｎ－１ | 調査研究費 | 連合大阪政策・政治フォーラム第６年度年会費、懇親会参加費 | 令和元年11月23日 | 34 |
| Ｎ－２ | 広聴広報費 | 府政報告（平成30年新春号）の配布のための封筒テープ加工代 | 令和元年６月４日 | 35 |
| 府政報告（平成30年新春号）の配布のための郵送代 | 令和元年６月10日 |
| 府政報告（平成30年新春号）の配布のための郵送代 | 令和元年７月１日 |
| Ｎ－３ | 広聴広報費 | 自由民主党・無所属大阪府議団だより令和元年冬号（冨田忠泰）の府民への郵送代 | 令和２年３月６日 | 36 |
| Ｎ－４ | 広聴広報費 | 府政報告春号の府民への郵送代 | 令和２年３月18日 | 37 |
| Ｎ－５ | 広聴広報費 | 府政報告平成31年新年号の郵送代 | 令和元年10月11日 | 38 |
| 令和元年11月６日 |
| 令和元年11月14日 |
| 令和元年11月19日 |
| 令和元年11月21日 |
| 令和元年12月６日 |
| 令和元年12月16日 |
| 令和元年12月17日 |
| 令和２年１月８日 |
| 令和２年１月14日 |
| 令和２年２月３日 |
| 令和２年２月７日 |
| Ｎ－６ | 広聴広報費 | 府政報告春号の府民へ郵送するための封筒代 | 令和２年３月16日 | 39 |
| 広聴広報費人件費 | 府政報告春号のデザイン料、印刷代、ＤＭ折代、新聞折込代、ポスティング代及び振込手数料 | 令和２年３月18日 |
| Ｎ－７ | 広聴広報費 | 自民党・無所属大阪府議団だより令和元年冬号（冨田忠泰）印刷代（個人の政務活動費負担分） | 令和元年11月19日 | 40 |
| しかた松男 | Ｏ－１ | 会議費 | 城東区東中浜地域活動協議会・餅つき大会参加に伴う駐車場代 | 令和元年12月１日 | 41 |
| Ｏ－２ | 会議費 | ＭＯＡ京橋・新年感謝祭参加に伴う駐車場代 | 令和２年１月12日 | 42 |
| Ｏ－３ | 広聴広報費 | しかた松男ニュースに係る印刷第、折り込み代及び振込手数料 | 令和２年１月21日 | 43 |
| Ｏ－４ | 事務費 | ボトルウォーター代（※令和元年８月７日付費用は、ボトルウォーター保守レンタル一年分） | 令和元年５月22日 | 44 |
| 令和元年６月19日 |
| 令和元年７月17日 |
| 令和元年８月７日 |
| 令和元年９月11日 |
| 令和元年10月２日 |
| 令和元年11月６日 |
| 令和元年12月11日 |
| 令和２年１月29日 |
| 令和２年２月26日 |
| 杉本太平 | Ｐ－１ | 調査研究費 | 和泉テクノＦＣのシーズン報告会及びＮＰＯ法人設立記念パーティ会費 | 令和元年11月22日 | 45 |
| 原田こうじ | Ｑ－１ | 調査研究費 | 石橋まつり実行委員会反省会会費 | 令和元年９月７日 | 46 |
| 第36回ウイラブ石橋新年賀会会費 | 令和２年１月11日 |
| Ｑ－２ | 調査研究費 | 槻木町々会新年賀会会費 | 令和２年１月13日 | 47 |
| Ｑ－３ | 広聴広報費 | 原田こうじニュース発送代 | 令和元年12月19日 | 48 |
| 塩川憲史 | Ｒ－１ | 広聴広報費 | 塩川憲史ニュース（印刷代、振込手数料） | 令和元年12月26日 | 49 |
| 塩川憲史ニュース（新聞折込代、振込手数料） | 令和２年１月14日 |
| 須田旭 | Ｓ－１ | 広聴広報費 | 府議団だより令和２年春号及び須田旭ニュースの郵送費 | 令和２年３月23日 | 50 |
| 令和２年３月26日 |
| 令和２年３月27日 |
| 西惠司 | Ｔ－１ | 広聴広報費 | 府議団だより（西けいじ議員）印刷代等 | 令和元年12月20日 | 51 |

# （別紙３）陳述書

令和３年７月16日付け　請求人提出

陳述書

1. うらべ議員が政務活動費を充当した書類倉庫への公金支出に関する不当さ及び不透明さについて

当該書類倉庫の場所自体が個人の家の中の一部にあると推認されることから、書類倉庫が本当に書類倉庫として使用されているかどうか、あるいは書類倉庫として使用されていたかどうかは、貸主等の許諾を得ない限り、何人も確認することはできないと考えている。他の費用、例えば、政務活動用事務所に関する費用であれば、実際に政務活動用事務所があるかどうかについては、当該事務所を訪れて確認することはできるので、按分比率までの確認はできないが、支出行為の適切さを裏付ける一定の根拠を確認することはできる。あるいは、人件費については、当該議員の政務活動用事務所を訪れる等して、実際に人が雇用されているかを確認することはできるので、補助員が同一人物かの確認や、按分比率までの確認はできないものの、支出行為の適切さを裏付ける一定の根拠を確認することはできる。もしくは、携帯電話の料金であれば、政務活動費を充当している携帯電話の番号へ電話し、政務活動用に使用されていることが確認できれば、按分比率までの確認はできないものの、支出行為の適切さを裏付ける一定の根拠を確認することはできる。うらべ議員が政務活動費を充当した書類倉庫は、実際に書類倉庫が存在するか否かについて、第三者による確認自体が、基本的にはできなくなっている。このため、不当利得を有することを主張する側が、その違法性を立証すること自体が極めて困難になっている。このような書類倉庫に関する現行の大阪府議会の運用や、このような政務活動費の支出は、極めて不透明であるし、不当であると考えている。もしうらべ議員が政務活動費を充当した書類倉庫が、政務活動用の書類倉庫として使用されたという実態が実際にあったとしても、当該議員が相当に広い面積の政務活動用事務所を使用しており、当該政務活動用事務所にも相当の政務活動費が充当されていること、コロナウイルスで経済的に苦境に立たされている府民・国民が相当多いような社会情勢等を考慮に入れると、当該公金支出自体が不当というべきであり、一定の府民の一定の理解は得られないというべきである。

2. 奥谷議員が政務活動費を充当した仲介手数料への公金支出について

複数年分の火災保険料の支払いなど、財務会計行為を行うことによって得られる効果が複数年にわたって発現する、一部の費用の支払いを、1つの年に政務活動費からまとめて支出することは、不当というべきである。例えば、政務活動用事務所の火災保険料などの契約が2年分（契約の終了時期が議員任期終了前）であった場合に、1年ごとに費用を配賦して支出するのではなく、その2年分の費用をまとめて1つの年に政務活動費から支出するような処理が大阪府議会議員によって行われている。当該議員が、別に後援会用の事務所を持っており、政務活動用の事務所は基本的に政務活動用のみの事務所として使用する予定であったとしても、政務活動用の事務所の使用実態などは、その時々の何らかの事情（例：①基礎自治体の選挙が行われたので、選挙に関する事務を行うために政務活動用の事務所を使用した、②憲法改正の国民投票が行われたので、政務活動用の事務所を使用して国民投票に関する事務を行った、③後援会用事務所を閉鎖したので、政務活動用の事務所は後援会事務所と兼用に変わった、④当該議員が任期途中で失職した等）等により按分すべき率等が変更になる余地はあると考えられる。議員が政務活動用事務所のための費用のうち複数年分の費用を1つの年にまとめて政務活動費から支出した場合で、政務活動用事務所に政務活動費を充当できる割合が、後になって、当該財務会計行為が行われた時の当該財務会計行為の按分率から減った場合や、当該議員が任期途中に失職した場合であっても、当該財務会計が終了してから1年経過した後には、住民の側からは住民監査請求書を適法に提出して、差額分の政務活動費の返還請求を行うことは基本的にできないと考えている。財産の管理を怠る事実についても、財務会計行為自体の適法性が争われているような場合には、財務会計行為が終了してから1年経過した後には、適法に住民監査請求を行うことはできないと請求人は考えている。このため、請求人は、現行の大阪府議会の運用にはそもそも不当な点があると考えている。以前、議会事務局職員に仲介手数料のあり方等について確認したところ、基本的に事務所の契約は2年契約などの場合が多い、政務活動用事務所の按分率が変更になるようなことは基本的に無い、議員が任期途中で失職した場合は、費用を返還してもらうようにしている、というようなご答弁であった。奥谷議員が政務活動用事務所を10年使用するために支払った仲介手数料は10万円であり、充当された政務活動費は9万円であり、当該金額自体が著しく高額ということはできない。ところで奥谷議員は2019年執行の吹田市長選挙に出馬する意向を有している時期があった。現職の吹田市長が任期途中で失職した場合等には、奥谷議員は府議会議員の職を辞して、吹田市長選挙に立候補する可能性も大いにあり得る。今から2年後に、奥谷議員が府議会議員ではなくなっていた場合、引き続き、当該事務所を、奥谷議員が個人用事務所として使用し続ける可能性は多いにある。あるいは、奥谷議員が新型コロナウイルス等に感染し、不幸にも議員任期途中で亡くなる可能性もある。あるいは、任期途中になって、政務活動用事務所の按分率を、2019年時点の9/10から減らすべきと判断されるような、事務所の使用を行うことも、当然にあり得る。これらの場合、当該財務会計行為が終了して1年を経過した後には、住民が、奥谷議員に仲介手数料の差額の返還を求めて住民監査請求書を適法に提出することはできない。よって、奥谷議員の事務所仲介手数料に関する財務会計行為は不当であるというべきである。

3. 奥谷議員が政務活動費を充当した机、椅子、キャビネット等への公金支出について

取得された備品に関し、デスク2台計98,200円、メッシュバックチェア2脚計13,960円、チャットチェア6脚23,880円、会議テーブル1台64,000円、プラスチックキャビネット1台59,300円、3段ラテラルキャビネット1台49,100円、「（オプション）クウォールベース（アジャスター付）」2台計10,560円、下駄箱1台9,900円、ハイカウンター1台89,800円、ホワイトボード1台19,900円、これらへの値引きが6,581円、課税後の支払い総額が466,580円となっている。個々の物品の金額が10万円を超えることはないが、これら物品の合計金額は50万円近くになっており、奥谷議員は政務活動費を使用して、資産を形成したというべきである。一般的に、事務所用に販売されるような椅子と机ないしテーブルは、購入者が使用する際には、基本的に机を椅子を組み合わせて使用すると考えるのが相当である。もっとも公民館や小・中学校などで使用するために、椅子だけを大量に購入することはあると考えられる。デスクとメッシュバックチェアは、セットとして販売されたわけではなく、それぞれ単品で購入されているが、それぞれ椅子と机は組み合わせて使用されるものであり、デスクとメッシュバックチェアの組み合わせで一つの単位と考えるべきであり、これに支出された金額（98,200円＋13,960円ー相当額の値引き＋課税）だけでも10万円を超える。前記項目2に記述したように、議員任期中に、奥谷議員が府議会議員でなくなった後も、当氏はこれらの物品を引き続き使用することが可能となっているし、奥谷議員が失職しなかったとしても、当該事務所の按分率が現行の割合から減る可能性があることも当然に考えられる。これらの理由により、物品の一つ一つの金額が10万円を超えることはないものの、総合的には奥谷議員は50万円近くの資産形成性を有する物品を取得したのだから、2019年度に政務活動費を充当できるのは、個々の物品の課税後の金額を、個々の物品の耐用年数で割って、当該年度の事務所の使用実態の割合をかけた金額の合計というべきである。

4. 広報物への公金支出に関する判断枠組みについて（広報物の配布に速達やレターパック等を使用することに関する記載は除く）

会派広報紙が、府政等事項の報告・掲載であれば、会派の議会活動の基礎となる調査研究活動あるいはこれと合理的関連性を有する行為に該当し、政務活動費の充当が認められる。一方、議員個人情報等（氏名、役職、プロフィール等の情報や写真）の掲載は、それ自体は府政等事項に該当せず、議員個人を宣伝し、周知させるものというべきである。議員個人情報や挨拶文等の掲載部分と府政報告等事項の配置やそれぞれの分量並びに相互の関連付けの有無、それら以外の記事の内容や分量、当該広報紙全体の構成や掲載項目などの客観的な事実を考慮し、違法又は不当な公金支出であるかどうかを判断した。「違法な支出」よりも「不当な支出」の方が、対象範囲がそもそも広いので、今回の請求内容には、直近の判例と比して厳しく判断している支出も含んでいる。直近では2021年4月に兵庫県議の広報費に関して、神戸地裁が政務活動費の返還請求を一部認容する事案も発生しており、当該判決文の判断枠組みも適当に参酌した（判決は確定済）。

（不当と違法の範囲がそもそも異なるからか、昨年7月には、政務活動費が充当された広報物の住民監査請求について、尼崎で尼崎市長が監査委員の返還を求める勧告に従わなかった事例も発生し、住民が住民訴訟を提起するに至っている。）

5. 議員連盟等の会費や新年会等の参加に係る費用への公金支出に関する判断枠組みについて

直近では2021年4月に、香川県議の議員連盟等の会費や新年会等の参加に係る費用への政務活動費の充当が一部違法であるとの判断が高松地裁によって行われており、現在控訴中である。今回の判断にあたっては、当該判決文の判断枠組み等も適当に参酌した。

議員が会計帳簿や領収書と共に提出した活動記録簿は、記載内容が抽象的に過ぎる書面も複数あり、会合に参加しなくとも作成できるような内容しか記載されていない書面も少なくなかった。また、大阪府議会議員は、基本的には、政務活動費の手引きに記載の内容に準拠して政務活動費を支出し、会計帳簿等を提出すべきであり、前記手引きには、領収書への宛名が必要である旨記載されているのだから、手引きに適合していない領収書が添付された支出も、他の事情等を総合的に判断して、一定違法不当と判断した。

6. 原田りょう議員の支出について

原田議員の2019年12月14日付ブログによると、原田議員は看護を考える地方議員の会のメンバーであること、この研修会に過去参加したこと、この研修会に参加することによって、看護師の皆さんから、現場の声を聞いたり、行政の動きなどを看護師に伝える等して、意見交換を行うことが可能になっていることが窺える。このため、政治団体である看護連盟に賛助金を支払わずとも、看護を考える地方議員の会員資格によって、看護師から意見聴取等を行うことは十分可能になっているというべきである。また、看護連盟は地方議員の選挙の応援も行っている団体である。政治団体である看護連盟への賛助金に公金を支出することは、違法不当な公金支出というべきである。

公益財団法人近畿警察官友の会のHPのうち、寄付を募集しているページによると、事業の原資は主に会員の会員収入を充てていることが、記載されている。当会への会費は、当会が大阪府警に寄付活動等を行うために使用されるのだから、当会に公金を充当することは、寄付行為の側面があると判断される。寄付行為は公職選挙法が禁止しており、大阪府議会の政務活動費の手引きでも、公職選挙法が禁止する寄付に該当する支出に政務活動費を支出することはできないと明記されている。

# （別紙４）議会事務局陳述書

令和３年７月15日付け　議会事務局提出

陳述書

○　政務活動費の根拠法令については、地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」となっている。

○　これを受け大阪府では「大阪府政務活動費の交付に関する条例」並びに同規程等を制定し、政務活動費に係る具体的な内容を定めているところであり、条例第1条の２においては会派及び議員の責務として、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用することと、その使途を明確にすることにより府民に対する説明責任を果たさなければならない旨定めている。

○　次に、政務活動費執行にあたっての基本原則について、政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために、必要性・妥当性の原則、証拠主義の原則、透明性の原則の３原則を満たすものとしている。

○　次に政務活動費制度の手続き等の流れについて、知事による交付決定に基づき、原則として、毎月10日に概算払いの方法で交付される。そして、各会派の代表者及び議員から、交付を受けた会計年度の終了後、翌年度の4月30日までに議長に収支報告書等が提出される。なお、提出される書類としては、収支報告書、会計帳簿、支払明細書、活動記録簿、事務所状況報告書、職員雇用状況報告書、領収書貼付用紙、給与支払報告書の写し等となっており、手引きに留意事項や記載例を掲載するなどにより、正確なものとなるようにしている。

○　これら関係書類が提出されたのち、条例第13条第１項に基づく「議長の調査」として、提出された収支報告書等は、議会事務局による収支報告書、会計帳簿等の写しの確認や検査等協議会による検査を実施する。これらの検査等終了後、議長は知事に検査を終えた収支報告書を送付し、これを受けて知事は政務活動費の精算を行う。精算の結果、残余額がある場合には、返還のための納入通知書を発行のうえ、返還を受ける流れとなっている。

○　次に、政務活動費の使途を明らかにし、透明性を確保するための基準等、いわゆる使途基準などつき、申し述べる。

○　条例第2条では、政務活動費は会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等府政の課題及び府民の意思を把握し、府政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るための活動、いわゆる政務活動に要する経費に対して交付する旨定めている。

○　また、同条例の別表第1において、会派に交付する政務活動に要する経費分、同別表第2において議員に交付する政務活動費に要する経費分について、使途基準を定めている。

○　さらには条例第12条において、収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧を請求することができること、加えてこれらの写しをインターネットの利用により公表することを定めている。

○　こうした条例の規定に加え、条例の委任を受け、「大阪府政務活動費の交付に関する規程」を定めるとともに、使途基準の考え方として調査研究費、研修費等の項目ごとの主な例や考え方、運用指針等を記した「政務活動費の手引」を作成し、大阪府議会のホームページに掲載・公開することにより、透明性の確保に努めている。なお、この手引は平成19年に当時の議会各会派の代表者と弁護士、公認会計士からなる協議会での検討結果を踏まえ作成したものであり、現在に至るまで学識経験者等から出されたご意見やご指摘等を踏まえ適宜必要な修正や追記等を行ってきている。また、こうした手引については、裁判例においても条例の定める使途への適合性判断にあたって参考にされるべきものとされている。

【以下別添資料「政務活動費の手引」Ｐ8～13参照】

○　次に、主な使途毎の内容と、手引に記載している考え方について、申し述べる。

・最初に調査研究費については、会派もしくは議員が行う府の事務、地方行財政等に関する視察を含む調査研究及び調査委託に要する経費とし、地方行財政等の等には国政に関する事項なども含むものである等としている。

・次に研修費については、会派もしくは議員が行う研修会、講演会等の共同開催を含む実施に要する経費、団体等が開催する視察を含む研修会、講演会等への議員及び会派もしくは議員の雇用する職員の参加に要する経費とし、研修会、講演会等の等にはシンポジウム、セミナー、講座などを含む等としている。

・次に広聴広報費については、会派もしくは議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費とし、府政に関する政策等の等には会派もしくは議員の政策、国政の課題なども含むこと、広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる等としている。

・次に会議費については、議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、団体等が開催する意見交換等各種会議への議員の参加に要する経費とし、各種会議、住民相談会等及び意見交換会等の等は、各種会合、式典などを含むものである等としている。

・次に事務所費については、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費としている。

・次に事務費については、会派もしくは議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費としている。

・最後に、人件費については、会派もしくは議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費としている。

【以下別添資料「政務活動費の手引き」Ｐ14～19参照】

○　続いて、会計上の費目毎に具体的な留意事項等を記した運用指針等について、申し述べる。

・まず交通費・宿泊費等については、旅行に係る費用は原則実費弁償とし、府職員等の旅費基準を準用している。また、ガソリン代、ＥＴＣ利用料等については、会計帳簿等により利用目的、利用区間を明らかにすること等としている。

・次に文書通信費については、郵送料や電話料金は使用実態に応じた按分が必要等としている。

・次に会費、研修・会議参加費については、飲食を伴う場合は、5,000円が充当できる限度額等としている。なお、団体会費に関する平成28年12月27日の奈良地裁判決では、「地方議会の議員による調査活動は広範に及び得るものであり、議員が特定の団体に年会費等を支払いその活動に参加することで有意義な調査活動が行われる可能性を否定すべきではないから、年会費等の名目で団体に対する支出がされているからといって、当該支出が使途基準に適合しないと即断すべきではない。」という判示がある。

・次に広報紙・報告書等印刷費については、広報紙や報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要等としている。広聴広報費に関する令和2年10月30日の大阪地裁判決では、「広報活動が広聴広報費に含められているのは、広報活動を通じて会派の掲げる政策やその実現状況等を広く知らせることが、府政に対する府民の意思や要望を把握する活動（広聴活動）の端緒・契機となり、会派の議会活動や政策形成等に資することになるからであると考えられる。そして広報活動が、そうした端緒・契機として機能するためには、会派の議会活動等の広報内容そのものに興味・関心を持ってもらうだけでなく、まずもって、広報活動が府民の目にとどまること（広報紙であればそれを手に取って、目を通してもらうこと）が必要であり、また、広報活動に接した府民において、会派やその所属議員に対して信頼感や親近感を抱き、府民の意思や要望を会派やその所属議員に伝えやすくなることがより好ましいといえる。そうすると、会派の発行する広報紙に、所属議員個人の写真やプロフィール、挨拶文等の議員個人の情報が掲載されていたとしても、広報紙に掲載されたその他の記事の内容や、当該顔写真等に係る部分の広報紙全体に占める割合等に照らし、その記載内容や体裁等が、広報活動として上記のような効果を上げるための工夫として評価できる限り、当該広報紙の発行ないし配布行為は全体として、会派としての議会活動の基礎となる広聴広報活動との合理的関連性が認められる行為であるといえる。（略）また、本件会派広報の内容をみると、いずれも（略）概ね4分の3以上を占めており、政治活動や後援会活動と見るべき記載も見当たらない。一方で、議員個人の顔写真や挨拶文、プロフィール等の議員個人の情報は、それらを合わせてもせいぜい4分の1程度の分量にとどまっている。これらによれば、本件会派広報の記載内容や体裁等は、いずれも、広聴広報活動としての上記のような効果を上げるための工夫として評価できる範囲のものである。」と判示されている。

・次に事務所費（賃料・管理運営費）については、事務所としての機能を有していること等の要件を備えており、実際に政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できる等としている。

・次に備品・事務機器購入費については、資産形成につながる可能性の高い高額な備品（取得価格が原則10万円以上）の購入代金は、政務活動費を充当することはできない等としている。

・次に消耗品費については、政務活動との関連性及び有用性により判断すること、政務活動以外にも使用する場合は、実態に応じて按分が必要である等としている。

○　次に、政務活動費の使途を確認し、必要に応じた是正等を行う仕組みについて申し述べる。

○　条例第13条では、議長は政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書及び会計帳簿等の写しにつき必要な調査を行うことを定め、同条第2項において調査を行うときには、学識経験者に加え議長が選任する議員からなる合議体の意見を聴くものとしている。さらに規程の第12条では、議長は収支報告書及び会計帳簿等の写しの確認を行うとともに、必要に応じ、使途基準に従い使用されているかを検査することとしている。

○　これら条例、規程をもとに、議長の調査を補佐するため、使途基準に合致しているかにつき各会派及び議員からの随時の相談に応じ、適切な指導を行うこと等を目的として大阪府政務活動費検査等協議会を要綱により設置している。同協議会は、学識経験者としての弁護士1名、同じく公認会計士1名、議員3名の計5名からなり、年2回以上開催し、収支報告書及び会計帳簿等の写しの抽出による検査を行っている。

○　なお、同協議会の場での検査、検討等に関する議事については、その要旨を作成し、会派並びに全議員に配布し、情報や意識の共有を図っている。

○　さらに条例第13条の２では、議長の調査の結果、必要があると認めるときは会派及び議員に対し収支報告書の内容を是正すべきことを勧告することができること、また当該勧告に応じない場合には、収支報告書の内容を是正すべきことを命じることができること等を定めている。

○　最後に、政務活動費の使途や中身の一層の透明性を確保するためのこれまでの大阪府議会の取組みについて申し述べる。

○　平成19年、全国に先駆けて常設の諮問機関である協議会を設置し、併せて、１円からの領収書の公開を始めた。

○　平成27年3月16日の条例改正では、領収書等をインターネットで公開することとし、平成26年度分の当該書類を同年7月30日から公開を開始、現在も継続している。この他にも、平成29年4月1日には、収支報告書の様式を改め、政務活動費の適正使用と、提出した収支報告書等を責任を持って作成し、内容が事実と相違がない旨の文言と署名を追加するなど、改正を行ってきた。

○　大阪府議会においては、上記にあるとおり一連の対応等を通して、政務活動費が本来の使途に沿った適正な使用がなされるように取り組んできた。

○　なお、平成21年12月17日の最高裁判決では、「政務調査費（現在の政務活動費）の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかに伺われるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と、また平成22年3月23日の最高裁判決では、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」と判示されている。議会事務局としては、こうした司法の判断も参酌しつつ、府民から寄せられるご意見やご指摘等を傾聴、留意しながら、政務活動費検査等協議会での検討結果等を通して、政務活動費の使途の適正性や透明性の一層の確保等が図れるように努めてまいる。具体的には、事務局に提出された収支報告書等の書類の確認等を通して、これまで同様政務活動費が適正に使用されるように引き続き取り組んでまいる。

別表第一　会派に交付する政務活動に要する経費(第二条関係)

（略）

別表第二　議員に交付する政務活動に要する経費(第二条関係)

（略）

# （別紙５）議会事務局見解

令和３年７月26日付け　議会事務局提出

請求内容に係る議会事務局見解

〇　以下に本件請求内容に係る議会事務局の見解を改めて申し述べ、併せて先に提出した陳述書において引用した平成21年12月17日の最高裁判決に関して補足する。

○　まず、本件請求内容に係る議会事務局の見解であるが、今回請求のあったそれぞれの支出を含め、大阪府政務活動費の交付に関する条例第10条に基づき会派の代表者及び議員から提出された収支報告書や会計帳簿等の写しに記載された内容について、調査研究費や広聴広報費などの各々該当する使途基準に沿った充当がなされているかどうかを確認しており、上記最高裁判決にある「政務調査費（現在の政務活動費）の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合」に該当するものは無かったと認識している。

〇　また、上記最高裁判決において示された「政務調査費（現在の政務活動費）の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかに伺われるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」との考え方は、後に出された下級審判決においても同様に示されているところである。

　（下級審における判示内容（一部抜粋））

　　・平成23年9月28日前橋地裁判決

　　　　（略）議員の調査研究活動は多岐にわたり、その方法も多様であるから、個々の経費の支出がこれに必要かどうかの判断は、第一次的に会派又は議員の裁量にゆだねられると解される。もっとも、政務調査費の財源は地方公共団体の財政的負担に依拠するものであり、（略）本件条例及び規則が使途基準を定めていることに加え、地方自治法100条14項は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する旨を定めており、（略）政務調査費の使途の透明性を確保しようとしていることにも照らすと、その裁量は使途基準に従った合理的裁量であるべきものである。

　　・平成27年5月26日札幌地裁判決

　　　　（略）政務調査費の趣旨目的からするならば、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員が、ある使途に政務調査費を支出するか否かの判断は、使途基準に従ってするという制約の下で、会派及び議員の裁量に委ねられていると解するのが相当であり、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきである。そうすると、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることになる。

　　・平成28年2月10日福井地方裁判所判決

　　　　（略）政務活動費が議員活動の公費による助成という性格を有しているにもかかわらず、その使途の透明性の確保が基本的に議員並びに議員から収支報告書及び証拠書類の提出を受ける議長に委ねられ、その使用の適正性について執行機関等による厳密な審査が認められないという制度が採用されている趣旨は、政務活動費の使用の適正性については、第一次的に議会に自律的に確保させることにより、議員等の政務活動に対する執行機関等からの不当な干渉を防止するというところにあるものと解される。したがって議員等による政務活動費の使用の適正性の確保については、第一次的には議員及び議会がその自律的判断について政治的責任を負うにとどまり、その自律的判断に裁量の逸脱又は濫用があると認められない限り、違法の問題は生じないというべきである。

〇　なお、各々の使途基準の内容については、陳述書及び政務活動費の手引に記載のとおりである。

# （別紙６）政務活動費執行にあたっての基本原則

○政務活動費執行にあたっての基本原則

政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために、次に掲げる三原則を満たすものとする。

★必要性・妥当性の原則

・　府政に関する課題や問題点に関する調査研究その他の活動であること

・　府政の監視機関である議会の役割に則した調査研究その他の活動であること

・　住民意思を代表し、実現させる政策形成に寄与する調査研究その他の活動であること

★証拠主義の原則

・　政務活動を裏付ける客観的な証拠があること

・　政務活動の内容が説明できること

・　政務活動費の会計帳簿及び支出の証拠書類(領収書等)が必ず保管されていること

★透明性の原則

・　収支報告書とともに、収入・支出が記載された会計帳簿等の写しを提出すること

・　会計帳簿には、「日付・金額・内容など」を一件ごとに記載すること

・　領収書等が入手できないときは支払明細書により明らかにすること

# （別紙７）政務活動費を充当することができる経費

別表第一　会派に交付する政務活動費に要する経費（第２条関係）

　（略）

　別表第二　議員に交付する政務活動費に要する経費（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 内容 |
| 調査研究費 | 議員が行う府の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 |
| 研修費 | １ 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費２ 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 広聴広報費 | 議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 |
| 要請陳情等活動費 | 議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 |
| 会議費 | １ 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費２ 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 |
| 資料作成費 | 議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 |
| 資料購入費 | 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 |
| 事務所費 | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 事務費 | 議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 |
| 人件費 | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |

# （別紙８）使途基準及び使途基準の運用指針

　　使途基準の考え方

議員に交付する政務活動に要する経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内　　容 | 主な例 | 考　　え　　方 |
| 調査研究費 | 議員が行う府の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 | 資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等 | ・「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含むものである。・調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派に対する委託が含まれる。・文書通信費には、電子メール等紙媒体以外の通信も含む(他の経費についても同じ)。・議員の雇用する職員は、議員の補助者として経費の対象に含まれる(他の経費についても同じ)。 |
| 研修費 | １ 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費２ 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 | １ 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等２ 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等 | ・「(共同開催を含む。)」とは、議員と会派、議員と団体(企業・学校)、議員と個人などが想定される。・議員が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。 |
| 広聴広報費 | 議員が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 | 広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等 | ・「広聴」は、幅広く府民、地域住民等から意見を聴取することをいう。・「府政に関する政策等」の「等」には、議員の政策、国政の課題なども含む。・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。・会場を借りて府政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 |
| 要請陳情等活動費 | 議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 | 資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等 | ・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、府政の課題解決のための中央省庁、国会議員に対する要請陳情活動などがある。・「住民相談」は、会派の構成員として住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(会議費)とは区別される。・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。 |
| 会議費 | １ 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費２ 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員としての参加に要する経費 | １ 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等２ 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等 | ・議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、各種打合せのための会議も含まれる。・「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との「住民相談」(要請陳情等活動費)とは区別される。・「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含むものである。・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含むものである。 |
| 資料作成費 | 議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 | 印刷・製本代、委託費、原稿料等 | ・資料作成を外部に委託することも対象となる。・資料は基本的には上記の調査研究活動等以外で必要な資料(事務的打合せのための資料等)が対象となる。 |
| 資料購入費 | 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 | 書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等 | ・「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含むものである。・「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費(年会費・月会費等)などを含むものである。 |
| 事務所費 | 議員が行う活動のためにひるような事務所の設置及び管理に要する経費 | 事務所の賃借料、管理運営費等 | ・政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象となる。 |
| 事務費 | 議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 | 事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等 | ・政務活動に資する事務の遂行が対象となる。 |
| 人件費 | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 | 給料、手当、社会保険料、賃金等 | ・政務活動に資するための人件費である。 |

使途基準の運用指針

(1) 交通費・宿泊費等

►　旅行に係る費用は、原則実費弁償とし、府職員等の旅費基準を準用します。

ただし、合理的な理由によりこれを超える場合は、活動記録簿にその理由を記載することが必要です。（活動記録簿が必要なものは、56ページ参照）

原則として

★　鉄道賃、バス賃、ガソリン代、ＥＴＣ利用料については、会計帳簿・支払明細書・利用明細書等により利用目的、利用区間を明らかにして下さい。

★　自動車を使用して政務活動を行った場合は、ガソリン代の算出が困難であることから、政務活動に要した走行距離を実測し、キロ単価を乗じて得た額を交通費とします。政務活動に要した走行距離の実測は、議員が行い支払明細書により証明します。

使用実態が明らかでない場合

★　自動車を使用して政務活動を行った場合の走行距離が、明らかではない場合には、ガソリン代を原則として私用、後援会、政務活動の割合を1/2、1/4、1/4で按分します。後援会活動をしていない場合は、私用部分と1/2で按分します。

★　鉄道カード類を利用し、その使用実態が明らかでない場合は、原則として私用、後援会、政務活動の割合を1/2、1/4、1/4で按分します。後援会活動をしていない場合は、私用部分と1/2で按分します。

【鉄道カード類を利用した場合は、当該カードを使用したことを証明する書類（カードの裏面の記録等）の写しを添付してください。】

►　本会議や委員会への出席などの議会活動は、政務活動費の支給対象である政務活動の範囲には当らないので注意が必要です。

(2)　委託費

►　会派（議員）が行う調査研究等の政務調査活動業務を、団体又は個人に委託をするときは、委託業務の名称・調査委託等の目的・具体的な調査委託事項・契約期間・委託金額・委託先及び成果物の納入等を記載した「業務委託契約書」（参考第１号様式77～79 ページ参照）に準じ契約するものとします。

成果物には委託業務報告のほか委託費の精算報告も記載されているものが適切です。

なお、業務委託をおこなった場合は、「活動記録簿」（59ページ参照）の作成が必要です。

(3)　資料印刷費

►　研修会、講演会、各種会議の開催にともなって、各種の資料の印刷等に要する経費に充当することができます。ただし、政務活動以外の内容が含まれる会合の場合は、実態に応じて按分が必要です。

(4)　文書通信費

►　郵送料や固定電話料金は使用実態に応じた按分が必要です。

►　携帯電話料金は、使用実態に応じて按分します。通話明細(携帯電話会社へ申し込みが必要)で使用実態を明らかにできない場合は、原則として私用、後援会、政務活動の割合を1/2、1/4、1/4で按分します。後援会活動をしていない場合は、私用部分と1/2で按分します。

(5)　会場費・機材借上費

►　研修会、講演会、各種会議を開催する場合の会場借上費や音響・映像機材等の借上費に充当することができます。ただし、政務活動以外の内容が含まれる会合の場合は、実態に応じて按分が必要です。

なお、「活動記録簿」（62ページ参照）の作成が必要です。

(6)　講師謝金

►　研修会、講演会、各種会議に講師を招聘した場合の講師謝金に充当することができます。ただし、講演等の内容に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要です。

(7)　会費、研修・会議参加費

►　団体等が開催する、研修会、意見交換会等各種会議へ参加する場合の会費、参加費に充当することができます。ただし、飲食を伴う場合は、5,000円が充当できる限度額です。

(8)　広報紙・報告書等印刷費

►　広報紙や、報告書等に政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要です。

►　政務活動に必要な名刺を作成した場合は、領収書貼付用紙に名刺の写しを貼付することにより、活動記録簿の作成に代えることができます。

(9)　ホームページ作成費

►　ホームページに政務活動以外の内容が含まれる場合は、実態に応じて按分が必要です。

(10) 書籍・新聞雑誌購入費

►　書籍・雑誌を購入した場合は、会計帳簿、領収書の余白に書籍名・雑誌名を記載してください。

►　新聞は原則1紙につき1部とします。切り抜き、保存用を含めて3部を限度とします。

(11) 有料データベース利用料

►　有料のデータベースサービス等を利用した場合は、会計帳簿、領収書の余白に利用したサービスの名称を記載してください。

(12) 事務所費（賃料・管理運営費）

►　事務所の要件

事務所にかかる経費は、次のような事務所としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できます。なお、事務所の購入費（不動産の購入費、建築工事費など）に政務活動費を充当することはできません。

・　事務所としての外形上の形態を有していること。

・　事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

・　賃貸の場合は、議員が契約者となっていること。

☆　なお、事務所概要を様式第11号（68ページ参照）により報告して下さい。

►　自己所有物件及び生計を一にしている親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支払に政務活動費を充当することはできません。

|  |
| --- |
| 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることを要件とするものでもありません。常に生活費、学資金、医療費等を送金している場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。〔国税庁所得税基本通達２－47抜粋〕 |

►　議員若しくは生計を一にしている親族が法人の代表者・役員等の地位にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を支払う場合には、当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある（自己若しくは生計を一にしている親族への支払いと同視すべきである）【※】と判断される時は、政務活動費を充当することはできません。

※「当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある」とは、法人と個人（代表者等）の間の財産の混同、明確な会計区分の欠如など法人が実質的に個人と同一視される場合などです。

►　按分の考え方（賃借料、光熱水費、維持管理費）

＜原則＞

・　政務活動の使用実態に応じて按分する。

・　光熱水費は、別メーターで実績又は使用実態に応じて按分する。

・　維持管理費など日常維持運営に必要な経費は、面積区分などで実態按分する。

（面積で按分する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 按分割合(％)＝ | 政務活動の使用面積（A） |  |
| 政務活動の使用面積(A)＋その他の活動の使用面積(B) |

（時間で按分する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 按分割合(％)＝ | 政務活動の使用時間(A） |  |
| 政務活動の使用面積(A)＋その他の活動の使用面積(B) |

＜使用実態で按分することができない場合の充当限度割合＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有形態 | 使用形態 | 賃借料 | 光熱水費 | 維持管理費 |
| 第三者所有 | 政務活動＋後援会活動 | １／２ | １／２ | １／２ |
| 政務活動＋後援会活動＋政党活動 | １／３ | １／３ | １／３ |
| 自己所有・生計を一にする親族所有 | 政務活動＋後援会活動 | － | １／２ | １／２ |
| 政務活動＋後援会活動＋政党活動 | － | １／３ | １／３ |
| 自宅兼用 | 政務活動＋後援会活動 | － | １／４ | １／４ |
| 政務活動＋後援会活動＋政党活動 | － | １／６ | １／６ |

(13) 備品・事務機器購入費

►　資産形成につながる可能性の高い高額な備品（取得価格が原則10万円以上）の購入代金は、政務活動費を充当することはできません。ただし、直接政務活動に必要と認められる備品（パソコン、印刷機等）については、充当することができますが、次のとおり取り扱うこととします。

（ア）　所得税法上の耐用年数を議員残任期で月数按分し、かつ政務活動での使用頻度により按分してください。

（イ）　翌期に引き続き議員となった場合は、（ア）と同様に任期内で月数按分し、政務活動での使用頻度により按分してください。

（ウ）　政務活動費への計上月数未満で議員を辞する場合又は、当該備品を処分する場合は、政務活動費計上額のうち、残月数相当額の返還が必要です。ただし、購入月、辞職月又は処分月は使用していたものとみなします。

(14) 備品維持費

►　備品の維持修繕費などが想定されます。

►　政務活動以外にも使用される場合は、実態に応じて按分が必要です。

(15) 消耗品費

►　政務活動との関連性および有用性により判断してください。

►　政務活動以外にも使用される場合は、実態に応じて按分が必要です。

(16) 自動車のリース料

►　自動車のリースにかかる経費は、政務活動に必要な場合で資産の取得にあたらない場合に政務活動費を充当することができます。

＜経費計上の考え方＞

・　リース期間の終了後または途中で、当該リース車両の所有権が、有償、無償にかかわらず、議員側に移転することとされている場合は、政務活動費の計上はできない。

・　自動車リースを業とする者との契約であること。

・　任意保険料は自己負担とする。

・　政務活動費の計上額は、自動車の使用実態に応じて年間リース料を按分する。ただし、政務活動費に計上できる按分比率は、原則１／２を限度とする。

・　政務活動費の計上額は、複数台であっても、年間８０万円を限度とする。

(17) 人件費

►　政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務活動費を充当することができます。ただし、生計を一にしている親族を雇用する場合、その給与等に対して政務活動費を充当することはできません。

その経費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理し、職員雇用状況を様式第１２号（地方税法第３１７条の６の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）により、報告して下さい。（70・72ページ参照）

ただし、その者が後援会活動など他の業務にも携わっている場合には、政務活動に従事した業務実態の割合（平均時間、日数等）や協定書（覚書）等に基づき経費を按分する必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 按分割合(％)＝ | 政務活動業務（時間、日数）(A) |  |
| 政務活動業務（時間、日数）(A)＋その他の業務(時間、日数)(B) |  |

（人件費支出の留意事項）

人件費の支出に際しては、下表の項目に留意が必要です。

個別のケースに応じて手続き等が異なりますので、必要に応じて関係機関へ問合せの上、適切な手続きを行って下さい。

なお、これらは、政務活動費を充当しているか否かにかかわりなく雇用主として発生する義務等ですので、充分ご留意下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 概 要 | 問合せ先 |
| 所得税(源泉徴収) | 給与等の支払をする者は、その支払に係る金額につき、所得税の源泉徴収を行う義務があり、源泉徴収した所得税は、国に納めなければなりません。 | 管轄税務署 |
| 住民税(給与支払報告書) | 源泉徴収義務者は、1月31日までに給与等を受けている者の居住地の市町村に給与支払報告書を提出しなければなりません。これにより市町村で住民税を計算します。 | 職員等の居住地の市町村 |
| 労働基準 | 労働時間は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間以内です。6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えなければなりません。少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません。 | 管轄労働基準監督署 |
| 最低賃金 | 最低賃金法に基づき地域別の賃金の最低限度額が定められており、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 | 管轄労働基準監督署 |
| 健康保険 | 労働者が病気やけがをしたときなどに必要な保険給付を行う制度です。 | 管轄年金事務所 |
| 厚生年金保険 | 労働者が老齢、障害、死亡の場合に国民年金に上乗せして、給付を行う制度です。 | 管轄年金事務所 |
| 雇用保険 | 労働者が失業した場合等に失業給付金等が支給される制度です。原則として、強制加入です。 | 管轄ハローワーク |
| 労災保険 | 労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、必要な保険給付を行う制度です。強制加入です。 | 管轄労働基準監督署 |

他に「給与支払事務所等の開設届出書」を管轄税務署に提出する必要があります。

# （別紙９）政務活動費の充当が不適当な例

○政務活動費の充当が不適当な例

１　公職選挙法、その他法令等の制限に抵触する事項

例)「公職選挙法」（第１９９条の２）〕（97ページ参照）

寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）

２　政党活動への支出

例)・党大会への出席

・政党活動、府連（政党等）活動

・政党構成員として招待された式典、会合への出席

・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費

・政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）

・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等

・政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

３　選挙活動への支出

例)・衆・参議院議員選挙、府議会議員、知事、市町村長・議員選挙などに当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成

・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

　４　後援会活動への支出

例)・後援会活動のための経費

・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費

・後援会主催の報告会等の開催経費

・後援会が主催し、主として会員を対象とする府政報告会の経費

　５　私的経費への支出

例)・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

・慶弔餞別費等（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）

・冠婚葬祭の出席（葬儀、祝賀会、結婚式、祭祀・祭礼等）

・宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）

・私的用務による観光、レクリエーション、旅行

・親睦会、レクリエーション等のための経費

・議員個人の私的目的のために使用する経費（趣味、個人としての研鑽のための資格獲得等プライベートな活動）

６　科目別

＜会議費＞

・飲食・会食を主目的とする各種会合

・バー、クラブ、居酒屋など会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費等

・議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、ＰＴＡ、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席

・会派及び議員が行う会議に伴う昼食、夕食（夜食）代

＜会費＞

・団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費の支出

・個人の立場で加入している団体などに対する会費等

（例）

町内会費、公民館費、壮年会費、ＰＴＡ会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブ等

の会費等

・政党（府連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等

・議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費

・他の議員の後援会や政治資金パーティーに出席する会費

・宗教団体の会費

・冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等）

・飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

＜事務所費＞

・事務所購入費、建築費

・事務所に掲示する絵画等の美術品・装飾品

・政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要と認められない備品等の設置

＜自動車購入費等＞

・自動車購入費・維持管理費（車検代、保険料（任意）、自動車税、修理代、消耗品）

＜人件費＞

・生計を一にする親族を雇用する経費